

68
641

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

始



68-641



普通經濟學原論

法學博士 田中穗積序文
早大商學士 興梠全太郎編著

東京 文影堂書店

大正
4. 8. 10
内交

序

友人興梠杳太郎君米國ウイスコンシン大學教授イリー博士の名著
エレメンタリー・プリンシプルス・オブ・イコノミックスを解説批評
し、普通經濟學原論と題して世に公にせらる。蓋しイリー博士はコ
ロンビヤ大學教授クラーク博士と共に現今米國經濟學界の重鎮と
認めらるゝ碩儒にして、往年相前後して獨逸ハイデルベルヒに遊
び、當時歴史派の泰斗と目せられたるカール・クニースに負ふ所最
も大なるものありたるが如し。然るにクラーク博士は歸來歴史派
の衣鉢を脱し、理論派の新旗幟を翻し其犀利透徹の識見を以て一
世を風靡するや、米國の經濟學界は喟然として之に呼應し、短日

二
月にして能く長足の進歩を見るに至れり。即ちクラーク博士を以て彼れの同僚の所謂イポツク・メーカーとなすは設令溢美の嫌ありとするも、少くとも現代經濟學界の代表的人物たるを失はず。而してイリー博士に至つては彼が先輩たるクラーク博士の犀利獨創なしとするも、歴史派に黨せず、社會派に偏せず、將又理論派に囚はるゝことなく、極端なる個人主義に反對するが如く、極端なる社會主義も亦之を排斥し、自由放任主義の中に眞理を認むるが如く、保護干涉の必要も亦之を是認し、該博深遠なる學殖を以て廣く古今東西學說の粹を抜き、穩健着實の識見を以て從來の社會制度を基礎とし、漸進的に其組織の完成を期せむとする 妥當の學風洵に尊重すべきものあり。殊に博士の著述は結構の整頓、理論

の周密、加ふるに至難の問題を解くに暢達明快の文を以てし、通讀一番直ちに其所論を徹底せしむるに至つては殆んど匹儔なしと云ふ可く、従つて其著述が絶好の教科書として推重せらるる決して偶然にあらず。

即ち興梠君が此大家の名著を解説批評して之を公にせらるることの如何に我經濟學界を裨益するの多大なる可きかは論を俟たずして知るべきなり。余や頃日夏期講演の準備に忙殺され、不幸にして君が博士の學說に對して加へられたる批評の内容を充分に窺ふ違なきを深く遺憾とすと雖も、君が造詣は博士の名著を解説するに於て其適任者たるを確信すると同時に、又君の批評は所謂錦上添花に花を添ゆるの類なるべきを確信し、卷頭に序して君が我學界

の爲めに貢獻せる多大の努力を感謝し、廣く之を江湖に推薦せむと欲す。

四

大正四年七月

田 中 穂 積

自 序

何人でも容易に了解することを得るやうに、極めて平易なる行文を用ひて説明した經濟學原論の著述が、我國に是非必要であることは余の久しき以前より感じて居ることである。此感じは、現歐洲大動亂のために、我國民の經濟的活動が是非とも一新時期を開きなくてはならぬと云ふ絶好の機運に際會してより以來、特に痛切の度を加へて來たのであるが、奈何せん余は今日まで之に執筆するの時間を有せなかつた。

然るに去る四月の半ば頃、文影堂主人來りて余の感じと同様の計畫を語り、之が執筆を求めらる。余固より此計畫には双手を擧げ

て賛成するものなるも、當時より他の研究に従事し居りて、到底之がために多くの時間を割くを許さず。於之乎、百方考慮の末、米國ウイスコンシン大學經濟學教授イリー博士及びダートマウス大學經濟學教授ウイツカー博士の共著たるエレメンタリー・プリンシプルス・オブ・イコノミックスと稱する著述を根柢として一々之に解説批評を加ふることとし、一氣に書き上げたのが此普通經濟學原論である。

原著は最も平易に經濟學の原理を論じ、學理と實際とを最も痛切に接觸せしめむとしたる大なる科學的努力を以て満されて居る。換言すれば、學者の經濟學として論じたものではなく、國民全體の經濟學として論じたものである。思ふに普通人の到底近接する

ことの出来ないやうな所謂學者其ものの經濟學として卓絶せる著述は何れの國にも決して尠くない。併し乍ら普通人の容易に了解し翫味することの出来るやうな所謂國民全體の經濟學として卓絶せる著述は何れの國にも容易に見當らない。これは凡ての國民の一大不幸たると同時に、人類全體の一大恨事と云はねばならぬ。原著は、斯る見地に立てる余に取りては、蓋し稀に見る名著として、我六千萬の同胞國民に向つて其結構を推賞せざるを得ないのである。從來我國には之が翻譯として石澤ドクトルの經濟學提要なるもの出版され居るも、譯述甚だ不完全にして、到底原著の眞面目を傳ふるものにあらざるは余の大に遺憾とする所である。近年に至り我國の經濟學界は長足の進歩を遂げ、これが著述も其

四

數甚だ多く、中には歐米大家の著述に比して、何等の遜色なき名著も少くない。洵に我學界の一大偉觀であつて、吾人は我先輩經濟學者諸君の熱烈なる奮闘と努力とを感激して止まざるものである。併し乍ら惜むらくは、歐米に於けると等しく、我國に於ても、之等の著述の論ずる所は極めて深遠なる思索に亘るものであつて、之が研究は専門の智識を有するにあらざれば到底不可能のことである。殊に我國語は歐米諸國のそれと異り、甚たしく困難なもので、科學的の論究に於ては其文言難解にして到底普通人の了解し能はざるの一大恨事が伴て居る。之を以て我國の經濟學は歐米に比して一層學者的のものとなりて一般人の全く近接し能はざるは如何にも遺憾千萬のことである。尤も初步の經濟學としての著述も

少なからず發行されて居るが、併し乍ら之等は學理の説明が平易であること云ふ意味のものではなくして、寧ろ深遠なる學理を煎じ詰めて紙數を減して小冊子としたこと云ふ意味のものであること云つてよい。故に之等初步程度の經濟學の著述は大著述に比して却つて難解のものであつて、従つて一層誤解に陥り易い恨がある。モット内容の豊富な、而も學理を平易に論じた著述が我國の現狀に對して是非とも必要であると云ふことは何人も首肯する所であらうと思ふ。紙數の如きはどれだけ多くなつても構はない、普通の智識を有するものは何人でも著述に就きて研究し得るやうに平易な文言を以て組み立てられた經濟學原論の必要を余は最も痛切に感して居る。

此普通經濟學原論を世に公にするのは、余の宿望を表現する第一次の努力たるに過ぎぬ。余は本書に於て、特に原著の意味を極めて平易に解説し、一章毎に私見を述べて置いた。中には極めて不遠慮なる批評を加へた所もある。思ふに恐らく之等は原著の珠玉に瓦礫を投したることとなるであらうが、茲に作りたる罪は、余の宿望を表現すべきモツト具體的の第二次努力を以て近き將來に償ふ考である。

大正四年六月

小石川豊島ヶ岡の寓にて

興 梶 杢 太郎

例 言

- 一、本書中の主文は凡て原著者の珠玉であつて、各章の補論と第四編財政の全部は編著者の瓦礫である。
- 二、本書は携帶の便を計りて四六版とした、併し三十八字詰十三行の密植としたから、普通菊版の三十四五字詰十三四行の粗植よりも其量は多い。故に普通粗植として菊版の大形としても紙数は増加して六百頁に近き大冊子となる。
- 三、本書には極めて平易なる文辭を用ひたるも、多忙の際早急に稿を脱したるものにて毫も文辭を精練するの遑なかりしは余の大に遺憾とする所である。不文の點は切に讀者の諒察を請ふ。

大正四年六月

興 梶 杢 太郎

二

補論……………三八

第二章 産業發達の早期……………三九

 第一節 狩獵及漁獵時代……………三九

 第二節 牧畜時代……………四二

 第三節 農業時代……………四九

 第四節 手工業時代……………五四

補論……………六四

第三章 英國の産業時代……………六六

 第一節 産業時代……………六七

 第二節 英國の産業革命……………七八

補論……………一〇五

第四章 北米合衆國の産業時代……………一〇五

 第一節 北米合衆國の産業革命……………一〇五

 第二節 競争に對する合衆國の政策……………一一五

補論……………一二二

第三編 本論……………一二七

 第一部 消費論……………一二七

 第一章 緒論、效用と財……………一二七

 補論……………一三五

 第二章 效用遞減の法則……………一三九

 補論……………一四五

 第三章 需要……………一四五

目次

三

補論	一六一
第四章 支出經濟と貯蓄經濟	一六二
第一節 貯蓄經濟	一六三
第二節 支出經濟	一六七
補論	一七六
第二部 生産論	一七八
第一章 緒論	一七八
補論	一九〇
第二章 生産の要件	一九一
第一節 土地	一九二
第二節 労働	二〇二

第三節 資本	二一〇
補論	二二七
第三章 生産の組織	二二〇
第一節 集合的に見たる生産要件の組織	二二一
第二節 労働の組織	二二七
第三節 資本の組織	二三六
第四節 土地の組織	二三六
第五節 生産組織を決定する條件	二三九
第六節 大生産と小生産	二四二
補論	二四六
第三部 交換論	二四八

第一章 緒論	二四八
補論	二五二
第二章 價値	二五七
補論	二七六
第三章 獨占及び獨占價値	二七八
補論	三〇三
第四章 貨幣	三〇四
第一節 貨幣分量の變動と複本位制	三二三
第二節 最近の貨幣史	三三二
補論	三三七
第五章 信用と銀行	三四一

補論	三五八
第六章 國際貿易	三六二
第一節 國際貿易の性質	三六三
第二節 國際貿易の制限	三七三
補論	三八五
第四部 分配論	三八九
第一章 緒論	三八九
補論	三九六
第二章 地代	四〇〇
第一節	四一一
第二節	四一八

補論	四二五
第三章 貨銀と労働問題	四二六
第一節 貨銀の決定方法	四二六
第二節 労働の組織	四三六
第三節 労働者と生産物	四四九
補論	四五九
第四章 利子	四六二
補論	四七八
第五章 利潤	四八〇
補論	四九三
第六章 社會主義	四九四

補論	五一五
第四編 財政	五一九
第一章 緒論	五一九
第二章 歳入論	五二五
第三章 歳出論	五三八
第四章 公債論	五四四
第五章 豫算決算	五五一
補論	五五二

普通經濟學原論目次 終

普通經濟學原論

興梶 全太郎 編著

第一編 總論

第一章 經濟學の概念

本書全體を通じて論ずる凡てのことは、要するに、經濟學の一大きな定義たるべきものである。換言すれば、本書全體を讀んで見なくては『經濟學とは何ぞや』と云ふことは解らぬ。然るに初めて研究の門に入らむとする人々は、先づ第一に、その將に研究せむとする學問の範圍はドンナものであるか、少くとも極大體のことだけでも、知らむと欲するのは當然のことである。故に著者は先づ最初に、經濟學の性質と、經濟學に最も密接なる關係を有する諸種の科學とに就て其概念を示すこととする。而し

て後に至りては其研究せる結果を煎じ詰めると、更に完全な經濟學の定義に到達し得るのである。

二

經濟學の地位

社會科學中に於ける經濟學の地位　經濟學(Economics)は一の社會科學(Social Science)である。即ち經濟學は社會に對する關係の上より人を論ずるものである。然るに經濟學以外にも尙ほ社會科學に屬する色々な科學がある。政治學(Political Science)社會學(Sociology)の如きは其中に屬するものである。

於之、勢ひ一の問題が起つて來る。即ち「社會科學の一部門たる經濟學は同しく社會科學に屬する他の諸科學と如何なる相違があるか」と云ふ問題が生じて來る。此問題を解くには吾人は諸種の異なる觀察點より更に詳しく社會を考究して見なくてはならぬ。元來人間は社會に於て常に色々な事柄のために忙しいものである。今便宜上之等の事柄を分類して見ると、言語、技術、教育、宗教、家族生活、社交生活、政治生活、經濟生活の八部門となるのである。吾人の將に論せむとする經濟學は以上八部門の内の最後のもの、即ち經濟生活を研究するものである。而して經濟生活と云ふのは之を大

經濟學と他の社會科學

體から云ふと、生活せむがために努むる人間の活動を云ふのである。

以上に示したる八つの活動に就て其著しき特徴を求むれば、何れも皆集合的のものであると云ふことである。即ち何れも一人で單獨には出來ない活動である。家族生活や政治生活等に就て見れば、此點は一目して明かに解るが、尙ほ其他の何れに就て見ても、皆そうであることが解る。之れ即ち、之等の各部門を研究する科學を凡て社會科學と稱する所以である。

經濟學の豫備定義

經濟學の豫備定義　そこで先づ豫め經濟學の定義を與へると、「經濟學は人間の富を得取し、且つ之を使用する活動に關する諸種の社會的現象を論ずる學科である」と云ふことになる。即ち經濟學は人間が生活せむが爲になす努力より生ずる社會上の凡ての事實を論ずるものである。富を取得する活動は之を稱して經濟的活動(Economic Activity)と云ひ、而して經濟的活動を生ずる諸關係即ち經濟生活は之を稱して單に經濟(Economy)と云ふ。於之、吾人は「經濟學は人間の經濟を論ずる社會科學なり」と云ふことが出来る。

經濟單位 經濟なる語の意味を以上の如く定むれば、吾人は經濟に色々の種類があることを知ることが出来る。即ち奴隸及び從屬者を有せし古希臘の家族經濟は中世都市の經濟若くは近世國民の經濟と異つて居る。本書に於て吾人の研究せむとするのは、個人經濟、家族經濟、都市經濟及び地方經濟を含める國民經濟に關するもので、即ち一の國民を單位とせる經濟を研究するのである。然るに近時に至りては更に一步を進めて世界を一の經濟單位と見る傾向すら生じつつあるのである。

前に擧げたる人間の八種の活動は只だ實際生活上事實的の區別はあるが、之を理論の上から而く截然と區別され得るものではない。即ち立法の如きは元來政治學の領域に屬するものであるけれども經濟生活にも密接なる關係を有して居る。更に露西亞の産業は聖祭日の頻繁なるがために大に妨害を受ける、これは經濟上から甚だ重大なことがあるが、併し乍ら斯の如きは元來宗教上のことで經濟上のことではない。斯ふ云ふ有様で經濟生活なるものは各種の人間活動の凡てと交錯して居るものである。

經濟學の本定義 ところで經濟學の完然なる定義は此事實を充分に包容するだけ廣

義のものたるを要するは明かである。凡て之等の考を引きくるめて結局の定義を次の如く下すことが出来る。

經濟學は一人間の富を取得し、富を使用する活動に基く色々な社會的現象を研究し、之に對する社會的活動に關係を有する人間生活の凡ての他の状態を論ずる科學である。

〔補論〕 本章に於ては、經濟學は社會科學の一たる事と、經濟學と他の社會科學に屬する諸科學との關係とを説き、經濟學の定義を下して居る。先づ大體に於て、簡単に平易に經濟學の要領を、よく云ひ表はして居るものであると云つてよい。之によりて經濟學の研究すべき範圍と方向との大體はよく解る。併し乍ら茲に注意を要するは、此定義の中に用ひてある富 (Wealth) の云ふ語である。富とは何であるかと云ふことは茲には少しく説明してない。此富と財産 (Property) の間に何れ程の相違があるか、又後に財 (Goods) の云ふ語が出て来るが、此財と何れ程の相違があるか。之等に關して

は最初に於て大體の智識を得て置く必要がある。本書に於ては第三編に至りて初めて財及び富のことを説明してあるが、それまでに之等の語を大分使用して居るのであるから、詳しいことは其時の補論に於て論ずることとして、茲には極通俗的に余の見解を述べて置く。先づ財と云ふことから初める。

財とは、解り易く云へば、取引の目的物となる物のことである。取引の目的物とならないものは如何に必要なものでも財ではない。例へば空氣だの日光だの云ふものは必要缺ぐべからざるものであるが、一般に取引されるものでないから財とは云はぬ。又人體の各部分、例へば手足の如き物も、同様に取引の目的物とはならぬから、財ではない。智識とか勞力とか云ふものも矢張り財ではないのである。之に反して取引の目的物となる物は凡て財であつて、一々例を擧ぐるまでもなく、吾人の周圍を見廻せば、直に多くの財を見ることが出来る。然らば物が取引の目的物となるには、どう云ふ條件が必要であるかと云ふに、第一に其物は人の慾望を充たすことの出来る力を有して居なくてはならぬ。慾望とは「慾しいと云ふ望」である。而して人の慾望を充たすこと

の出来る力を稱して效用 (Utility) と云ふ、故に物が取引の目的物となるには、先づ第一に效用を有するものでなくてはならぬ。第二に不足の状態にあるものでなくてはならぬ、即ち如何に效用があつても、空氣の如く過分に存在して居つては取引の目的物とはならぬ、第三に其物は一定の單位を以て數ふることの出来るものでなくてはならぬ、例へば人の智識、勞力の如きは、甚だしく必要なものであるが、併し乍ら、之等は計量することの出来ないものであるから、取引の目的物とはならぬ。以上三つの條件を具備して居る物は取引の目的物となることの出来るもので、即ち財と稱するものである。然らば富とは何であるかと云へば、之は財を綜合的に見たる名稱で、つまり財の集りを富と云ふのである。即ち個々の財は富とは云ぬ。其財の多少に拘らず、財の集りを引きくるめて富と云ふのである。

財産と云ふのは何ものかの所有に屬する富のことで、個人の財産、會社の財産と云ふのは、夫れ／＼個人の所有する富、會社の所有する富と云ふのと同じである。

以上によりて財、富、財産に就て大體の觀念を述べたのであるが、之によりて少し

く原著者の下したる定義に用ひてある富と云ふ語に就て觀察して見れば、富と云ふ語を財と云ふ語と混同して用ひて居るらしい。富とは総合的に見たる財であると云ふことは三編に原著者も認めて居る。果して然らば、右の定義は、經濟學とは人間の財を取得し、又之を使用する活動……云々とせねばならぬ筈である。斯ふ云ふ風に論ずると、どれだけでも議論が湧き出て來るが、普通經濟學原論としては餘り難しい理論の詮索は必要のないことであるから、補論に於ても専ら通俗的に批評論述することとする。讀者は茲では財、財産、富の意義の大要を了解して置けばそれでよい。

第二章 經濟學の内容

經濟學の論ずる範圍は甚だ廣い、従つて之を數個の部分に分つを便利とするが、其各部分は學者によりては別々の著述とし、若くは一の著述としても別々の書冊として論せらるることがある位である。以下本書に於ては經濟學の内容を如何なる順序に論ずるかを豫め大體に就て述べて置くこととする。

本書の内容

第一編の内容

第一編に於ては、前章に示せる如く、經濟學の大體の觀念を論じ、次に本章に示せる如く、經濟學に於て研究する内容を論じ、更に現社會組織に於ける根本的制度的若干を論ずることとする。

第二編の内容

第二編に於ては、人類の經濟史を數章に分ちて述ぶることとする。殊に現時の經濟状態を導いた所の英米經濟史に於ける近代の發展を充分に觀察しようと思ふ。之は初等の經濟學教科書に屢々省略されて居るから、本書に於て之を補ふこととする。

經濟學の研究を始める學生諸君は概ね既に歴史を學んだことのある人々である。乍併學校で普通に學ぶ歴史には經濟的の説明は甚だ少くて大部分他の方面を説いてある。而して又經濟的の見地に立つて述べたものではなくて他の見地から述べたものである。然るに現今の經濟的狀態を明かにするには、どうしても既往に遡りて歴史的に研究し、漸次に現今の經濟的狀態に向つて研究の歩を進めて來る必要がある。第二編經濟史の各章に於て述ぶる如く、元來社會制度若くは經濟制度なるものは永久的のものにあらずして、絶えず變じつつあるものである。従つて其制度の真相を明かにするには、其制

度が何時から發達し始めたものであつて、且つ其制度が如何なる方面に推移しつつあるかを出來得る限り知らねばならぬ。更に經濟史の研究によりて必ずや諸君は一國民若くは一階級に於ける大なる經濟的狀態の變化は個人若くは國家の命令では如何ともする能はざるものであると云ふことを了解するであらうと思ふ。勿論個人の行動若くは國家の行動は有力なる影響を與ふるものであるけれども、之を自由にすることは出來ぬ。

第三編の内容

第三編に於ては、普通の教科書で經濟學として論じて居る所の經濟本論を研究することとする。經濟的現象は如何なる時代に於ても其研究を明かにするためには主要なる四つの綱目に分つことが出来る。其一は、人が財を消費することに關する現象で、換言すれば、人の慾望を充足することに關する現象であつて、其二は、財の生産に關する現象、其三は、人と人との間に於ける財の交換に關する現象、而して其四は、生産に共働したる個人若くは階級の間には社會の所得を分配することに關する現象、即ち之である。經濟學に於て論ずる一般的理論を斯の如き有様に分類すると、吾人は之によ

りて人間の經濟的生活を之等四個の觀察點から研究することが出来るのである。以上示せる四つの綱目は近來普通に、消費、生産、交換、分配なる題目の下で論ぜらるることとなつて居る。それで本書に於ても此組み立てを以て論ずることとする。更に大なる利害關係を有して居る或種の社會經濟上の大問題は特に之を論ずるの必要があるから以上に述べたる各綱目の下に、夫れづゝ論理上の順序によりて配列し、詳細に論ずることとする。即ち、交換論に於ける、獨占問題の如き、複本位制問題の如き、保護稅率の如き、又分配論に於ける勞働及び賃銀に關する實際問題の如きは、何れも詳細に論ずることとする。

第四編の内容

第四編に於ては、中央並に地方政府の財政的關係及び活動は國民の幸福に關して甚だ重要な性質のものである。而して或點に於ては此財政に關することは特種の性質を有するものであるから、従つて別に財政の一編を設けて章を分ちて論ずることとする。

〔補論〕 本章に於ては、本書に於て論ずる内容を示したもので、其内容の分類配列も大體から云つて適當なものである。只だ經濟本論に於ける四綱目を論ずるに當り生産論を第一に論ずる普通の順序を用ひないで、消費論を第一に論じ、以下、生産論、交換論、分配論と云ふ順序にしてある。斯る順序を採つた理由は第三編第一章に述べてある。故に之に關しては其章の補論に於て述べることにする。

次に財政を經濟學の一部として論ずることの適否如何と云ふことに就ては、第四編財政に於ける補論に於て述べることにする。

第三章 現社會經濟組織に於ける根本的の制度

今日何れの文明國に於ても、經濟的活動は一定の條件の下に行はれて居る。併し乍ら之等の條件は其性質が既に甚だしく根本的のものとなつて居るから、世人は動もすれば之等に就て餘り注意を拂はない。即ち之等の諸制度は極めて遠き昔より出來て居るもので、甚だ深い根底を有して居るのであるから、世人は如何なる状態の下に於て

も、之等は當然社會其ものと共に存在して居るものであるかの如き誤りたる考に陥るのである。併し乍ら、よく考へて見ると、決してさう云ふものでないことが解る、以下吾人は之等根本的の制度の内の重要なものを詳しく考究して見ることにする。

一、私有財産制度

所有權 (Private Property) は近世文明に於ては頗る根本的のものであつて、社會が最初之を造り、それを國家の力で絶えず保護して今日に維持し來つたものであると云ふことにも、又それが一定不變のものにあらずして今日と雖も漸次緩漫に變更しつつあるものであると云ふことにも世人は殆んど氣が附かない。甚だしきに至りては、恐らく大多數の人々は、之を以て最早論議すべからざる權利たるかの如く考へて居るのである。斯ふ云ふ考は、ナゼ起つたかと云ふに、それは一般のものが、餘り久しき間の習慣に支配されて居るから、歴史の事實も理性の判斷も容易に此習慣より生したる考を動かすことが出來ないからである。如何なる權利でも、それが習慣的に廣く擴つて、

深く社會に根底を有するに至れば、世人はこれを「自然の權利」と呼ぶ様になるが、これは勿論間違つて居る。即ち此「自然の權利」と云ふ語を用ひて、世人はこれを人爲によらずして自然に出求て居る權利であると考へて、之には最早何等論議の餘地がないものとして居るのであるが、併し乍ら實際から云ふと、「自然の權利」など云ふものは一つも此世にはない。凡て權利といふものは合理的のもので、其權利の要求が正當であり、善良であり、且つ人間の幸福を進めるものであると云ふ理由に基いて存在し得るものである。

併し乍ら茲に注意すべきは、如何なる社會制度でも、それが永く續いて存在して居ると云ふ事實は、其制度が社會の幸福を増進して居るものであると云ふ強き推定的の證據となるものであることである。故に其制度を法律若くは輿論に訴へて破壊せむとするには、其制度が社會状態の變化により効なきに至りたるか、又は更にそれ以上好果を擧げ得る他の制度を設け得るか、何れかの明かなる證據を提供しなくてはならぬ。

私有財産の起原

私有財産の歴史を観察すれば、我々は第一に、私有財産制が

私有財産の起原

人類の間に自然に存在したるものでないことを發見することが出来る。即ち野蠻人は最初何ものをも所有しなかつた。元始時代の人間が動物を捕へ、之を殺したる古代に於てすら、多少其動物は自分のものであると云ふことは考へたに相違ないが、併し乍ら斯る場合に於てすら、其動物は個人の獨占的の所有と云ふよりは寧ろ其家族とか其部落とか云ふものの共有であつたのである。所有權は最初は極めて僅かなものから始まつて發達したもので、段々と物を所有し、而して段々と所有權の範圍を擴め、遂に殆んど如何なるものでも所有權の目的物たらざるはなく、又殆んど如何なる人間でも何物かを所有せざるはないと云ふ有様になつて來たのである。土地が所有權の目的物となつたのは、世の中が餘程進歩した後のことで、往時は一般に共有的に使用して居つたものである。今日と雖も、土地に對する部落的共有の形式は未だ個人の所有權に移らないで其儘殘存して居る所がある。

所有權の勢力

第二に、所有權が今日に於けるが如く、甚だしく獨占的に、且つ廣く行はるるに至つたのは、比較的近年のことである。スコットランド種族が其地域に

所有権を確立し、如何に勢力あるものと雖も其権利を奪ふことの出来ない様に絶對的に占有するに至つたのは餘り遠き以前のことではない。今日スコットランドには農夫の住んで居ない風景に富みたる立派な地方があるが、それは昔の族長の子孫たる地主等が其所有地を耕作に用ひずして之を獨占の狩獵場とし、農民を驅逐したからである。併し乍ら近時に至り所有権に對する反動は次第に起つて來た。即ち現今に至りては多くの國々に、狩獵とか漁獵とか云ふやうなものは一般に開放せしめむとする要求が生じて來て、所有権を斯の如く全く獨占的のものたらしむることに反對し初むるに至つたのである。

所有権に對する制限 第三に、所有権には色々の制限がある。而して之等の制限を研究して見ると、其起原の凡そ如何なるものであるかと云ふことが解る。即ち人民を代表する國家が今日個々の人民の所有権に對して一定の制限を附して居る。國家が斯る制限を加ふる事實より之を見れば、モト所有権なるものを授けた者は國家であつて、若し之を撤廢するを國家が利とするときには何時たりとも、撤廢するを得るもの

所有権の
制限

であると云ふことが解る。今之等の制限の内の二三を次に述べる。

政府自身
の爲に加
ふる制限

政府自ら利益の爲めに加ふる私有財産権の制限

(一) **租税** 先づ第一の制限は私有財産に課する租税(Tax)である。租税は、見方によりては、國家が人民の手に委して置く私有財産の一部を自らの使用に充つるがために徴收するのであると考へることも出来る。今日の所謂租税なるものは、比較的近年に至りて採りたる國家の行動であつて、中世の頃に於ては、國家が自身の用を辨するがために私有財産を徴收することは大に反對を受けたものである。而して當時は凡ての租税を以て強奪なりと考ふる傾きがあつたのであるが、今日に於ては租税徴收権は正當のものとして一般に承認されるに至つた。要するに、租税は政府が、それ自らの用に充つるがために、私有財産権の上に加ふる所の最も大なる制限たるものである。

(二) **收用及懲發** 第二の制限は國家が個人所有主に直接賠償を與へて指定せる財産の部分を自らの必要の爲めに懲發する權利である。此懲發権(Eminent Domain)を行ふのは特に戦争の時であつて、軍隊の食料に供するがために家畜を懲發し、運搬の用に

供するがために荷車を懲發するが如きもので、之等は凡て懲發と稱するものである。併し乍ら國家は平時に於て、時々自己の目的の爲に、土地及び其他の財産を相當の賠償を以て個人より取り上ぐることがある、之は收用權 (Requisition) と稱するものである。收用と云ふ語は普通の言葉で云へば、國家が人民の財産を賠償金を以て買ひ取るものである。

(三) 罰金、科料、沒收。所有權に加ふる第三の制限として罰金 (Fines) と稱するものがある。之は政府が警察權を用ひて科するもので、此罰金は科料 (Forfeits) 及び沒收 (Escheats) の如きものと密接なる關係を有するものであるが、之等に就ては一々茲に説明する必要はない。

個人の利益の爲に加ふる直接の制限

以上に述べたる三つの制限は國家自身の利益のために加ふる所の制限であるが、尙ほ他の種類の制限がある。それは直接國家自身の利益のためではなく、個々の人民の利益のために國家が加ふる制限である。(一) 第一は個人若くは團體の利益の爲に行ふ收用

個人
の爲
の利
益
に
加
ふ
る
制
限

權であつて、例へば若し正規の手續を経て成立せる鐵道會社が其軌道を敷設すべき區域の土地所有者と直接に土地讓受の相談が出来ない時には、政府に訴へて其必要なる土地を取得する如き場合である。國家は其訴へによりて土地所有者を強制して賠償を以て土地の所有權を移轉せしむるのであるが、併し乍ら斯る場合は之に依つて會社が公共の目的を達すべきものなる場合に限ることを注意せねばならぬ。

尙ほ私有財産の使用、否寧ろ悪用に對して設けられたる重大なる制限がある、之は所有權の一般に及ぼす弊害を杜絶せむがために設けられたもので、之等に就ては別に深く論ずるの必要はないが、概して云へば、(二) 何人も公衆に累を及ぼすやうなことに其私有財産を使用することは出来ぬ。所有權は自分の財産を自分の意の儘に如何様にも使用することを許す權利であると云ふやうな觀念を持つのは甚だ不都合である。私有財産を勝手に使用し、縦令之を悪用するも罰せられないと云ふ様に、極めて獨占的なものに所有權がなつて居つたこともあるが、併し乍ら國家は漸次之が悪用を防ぐがために一定の制限を加ふるの方針を採用するやうになつて來た。更に如何なる權利と

雖も其存在が一般に社會の幸福を害するものなるときは、國家は何時にても、其權利を改正し若しくは廢止することが出来る。何となれば若し之を等閑に附する時は、國家自身の存在を危ふくするに至ることがあるからである。

二、特權

財産の一般的問題に密接なる關係を有する獨占的特權が存在するのは人の知る通りであつて、之は社會に對する貢獻に報ゆるために法律によりて與へらるるものである。斯る特權は、事實に於て所有權の特種の形式たるべきものである。而して斯る特權の附與は發明、改良の刺戟となり獎勵となるものであるから、生産の上より見るも、分配の上より見るも極めて重要なものである。

此特權に屬するものは、商標(Trade-Marks)、版權(Copyrights)、專賣特許(Patents)である。商標の場合に於ては所定の法規により、或特別の生産品の特質を表はす意匠に對して權利を與ふるもので、版權、專賣特許の場合に於ては、著作者及び發明者に

商標、版權、
專賣特許

一定の期間、其作物に對する獨占權を與ふるのである。

近代に於ける國家の多數は、之等の獨占的の權利を許容するは公益を増進する所以なりとの確信を有して居る。概して云へば、斯る確信は之等の權利が示したる結果に徴して初めて正當とせられたものである。併し乍ら、專賣特許でも版權でも無期間に永久に許すへものではないと云ふことが經驗上明かになつて來た。即ち極めて些々たる平凡なものには專賣特許を許してはならぬのは勿論であるが、又如何に大なる發明に對しても其期間に制限を設けぬとか、或は餘り永い期間に亘ると云ふやうなことは許してはならぬ。現今、專賣特許の持主は法律の規定によりて、自らこれを行使し、若しくは他人に譲り、若しくは相當の歩合を取りて其權利の行使を他人に許容することが出来る。而して版權も又同様に公共の利益を増進する爲に厚き保護を受けて居る。之は一般的に著作者の勞を報ひ、他人が著作者の勞より生ずべき利益を奪ふを防ぐを目的とするものである。

三、契約

現代の産業社會に得ける他の根本的制度は契約制度である。而して或種類の契約(Contract)は凡て協同行爲の基礎の上に存するもので此協同行爲の條件は政府によりて維持されねばならぬものであることは疑なき所である。而して契約の權利も亦人類一般の幸福のために制限を受くるものである。今日の國家は法律を以て、(一)契約を爲し得る者の資格、(二)如何なる目的のために爲したる契約は有効であるか、(三)契約を有効ならしむるために必要な形式と條件、之を規定して居る。之等の規定は經驗の結果正當として是認されたものである。例へば、未成年者は原則として自己を束縛する契約をすることは出来ない、之は法律の上では未成年者は契約を結ぶに必要な智識と判断とを有せないものであると認めるからである。更に明かに公の政策に反するが如き契約、例へば犯罪を約束するが如き契約は無効であつて、斯る契約は法廷に於て効力がないものとしてある。

契約の制限

四、企業權

個人企業の權利も亦一の根本的制度であるが、之は漸次其性質を變しつつあるものである。又實際上之は變すべき性質のもので、企業權が今日の如く、特に會社の場合に於て、廣き範圍に及ふに至りたるは漸く十九世紀以後の事である。併し乍ら、企業權にも、例へば酒精賣買の場合に於けるが如く、多くの制限がある。米國の如き國に於ては、個人に企業權を與ふる方針が餘り過度に走つたのではないかと云ふ議論が大に起つて居る。

五、人身の自由

人身の自由は、一般に如何なる場合に於ても必要であつて、且つ自然的のものであると考へられて居る。人身の自由に屬するものは、(一)移轉の自由、(二)修養の自由である。併し乍ら之等の自由と雖も、永き年月の間に、社會が漸を積んで得たるもので、更

に進んで云ふときは、何等の制限なき絶対の自由だの権利だの云ふものは、從來存在したこともないし、又今日と雖も存在しない、更に將來と雖も恐らく出現しないだらうと思ふ。元來國家の努力する所は人類の自由を平均せしめることであつて、決して絶対の自由を出現せしむることではない。絶対の自由は不可能のものである。故に自由を制限すべきものであるかどうかは、最早問題とはならぬ。只だ、如何にして總ての人民が最大限度の自由を得るように、個々の自由を制限し得るやの問題を研究しなくてはならぬのである。

讀者は「自然の権利」など云ふものに基いた議論に囚はれることなく、公平にして深刻なる態度を以て此問題を考へて見なくてはならぬ。全く「自然の権利」なる觀念を去りて、凡ての権利は人間の幸福を標準として定まるものであると云ふ觀念に達して、茲に初めて經濟問題を理論的に且つ科學的に研究すべき準備が出来るのである。

以上述べたる現社會組織に存在せる色々の根本約條件を維持する職務は、政府が行はねばならぬ。之を維持するに適當なる機關は政府を措いて外にはない。之等の基礎

的制度にして、結局維持すべきものであるならば、其維持は他の方法では出来ぬ。而して若し政府の政策が單に之等を維持すると云ふことに止まる場合は、斯る政策を稱して消極的政策と云ひ、若し政府が更に進んで一般の幸福を増進するがために之等を改善する政策を採る場合は、其政策を積極的政策と稱するのである。

結論

思ふに吾人は、根本的諸制度の大部分は一定不變のものにあらずして、絶えず種々に變じて遂に今日の如きものに發達し來りたるもので、歴史に其源を求めて之が發達の跡を観察すると出来るものであると云ふことを記憶しなくてはならぬ、而して更に、之等の諸制度は過去に於て種々に變化したるが如く、將來に於ても種々に適變しなくてはならぬもので、且つ之等は決して自然に自ら生れ出たものではなく人間の幸福を増進するの力を有するにより一般に是認せられて存在するものであると云ふことを記憶せねばならぬ。之等の事實を眼中に置くときは、吾人は相對せる二個の誤謬より免ることが出来る。其一は現社會に於ける事物の組織を一定不變のものとして觀察す

ることより生ずる悲觀に陥るの誤謬にして、其二是現在の根本的制度や觀念を輕視し、無法にも多數決の便宜方法を以て、之等を變更することを得るものと考ふるが加き、殆んど無意義なる樂觀に陥るの誤謬である。世人動もすれば、之等の誤謬に陥り將來に對して誤れる觀察をなすに至るは、前に述べたる事實を注意せざるに基くものである。

〔補論〕 本章に於ては、現經濟組織に於ける根本的制度として、私有財産制度、諸種の特權、契約、企業權、人身權を論じて居る。而して其大體の意味は、之等の諸制度は決して自然に存在するものにあらずして社會の必要と便宜とに適するがために存在するものであると云ふこと、而して之等のものは何れも一定不變のものにあらずして常に變遷すべき性質のものであることを説き以て之等の制度が經濟的活動と如何なる關係を有するかを示さむとしたりたるものである。

思ふに之等の制度に對する説明は經濟學研究の順序として甚だ必要なものであつて、其説明の内容も簡單明瞭に要領を示して居る。併し乍ら之等の制度を説明するに當り

て甚だしく形式に拘泥した所があるのは宜しくない。例へば所有權の如き全く形式に重きを置き、所有權を與へたるものは國家であるから、國家は所有權に制限を加ふることも出來れば、又之を廢止することも出來るものであると説明して居る。斯の如く形式のみに重きを置きたる結果として、遂に所有權に對する制限として租税を説くに當りて、租税は見方によりては國家が人民の手に委して置いた私有財産の一部分を自己の使用に充つるがために徵收するのであると考へることも出來ると云ふやうな附會的の説明をして居る。事實を無視して形式にばかり重きを置くと、斯ふ云ふ脱線をすることになるのである。縱令、如何なる立場から見ても、我々の所有物其ものは國家から貰つたものでも預つて居るものでもない、又租税を負擔するものも斯る意味で負擔するものではない。

所有權の起原に就ては學者の間に古來多くの異説があるが、併し乍ら之等を一々論ずることは普通の經濟學に於ては餘り必要のないことであるから、茲には述べない。左に少しく余の見る所を述べることにする。

思ふに所有權の存在が人間生活の一要件であると云ふことは争ふべからざる事實である。故に所有權は人間生活の當然の必要より發生したものであると見なくてはならぬ。凡そ人は何人と雖も自分の生活を圓滿に發達せしめたいと云ふ強烈なる慾望を有するものである。此慾望を充たさむとするに當りては、自分の取得したる物を完全に獨占的に所有するの必要を生ずるは明かなことであるが、併し乍ら人には自然に其力に相違があるものであるから、弱者は動もすれば自己の取得したる物を完全に獨占的に所有することが出来ないこと云ふ場合が生ずる、即ち强者のために其所有物を奪はれる場合が生ずるのである。勿論人間各自の力に相違がある以上は物を正當に取得する力の上にも種々の相違があるは明かである。故に各自の力に應じて物を取ると云ふことは當然のことで、各人は各自の力に應じて取得したる物の範圍内に於て自分の生活を圓滿に發達せしむるに努力しなくてはならぬ。自分の力によりて得たる結果を自由に享樂するは當然のことであつて、若し之を妨げらるるに於ては、其者の生活は破壊されて仕舞ふ。國家が法律を以て所有權を規定するのは、個人が各自の力に應じ

て取得したる物を完全に獨占的に所有せしむるを確保するがためであつて、換言すれば各自の生活をして圓滿に發達せしむるの要求に基くものである。故に決して所有權は國家が個人に與へたものでもなければ、法律が創設したのものでもない。單に國家は法律を定めて個人の有する所有權を確保するに過ぎないものである。國家が所有權に對して種々の制限を加ふるのは國家を構成せる各個人の生活を圓滿に發達せしむるの目的のために行ふ職務上の結果であつて、決して原著者の云へるが如く之を以て國家が所有權を個人は與へたものであると云ふ理由とすることは出来ない。又國家の強制權に服從して個人が租税を負擔するのも、國家の目的が其國家を構成せる各個人をして各自の力に比例して生活を最も圓滿に發達せしむるに在るものなるが故に、此目的のために必要なる國家の職務實行に伴ふ經費を各個人は各自の力に應じて負擔すると云ふ合理的の關係に因るものである。國家は決して個人の正當なる目的と離れて存在すべきものではないと云ふことに注意しなくてはならぬ。國家及び租税に關しては第四編財政に於ける第一章及び第二章に述べてあるから、それを見て貰いたい。之を要

するに各自の力と云ふことは大に意味のあることで、之は大に味つて見なくてはならぬ。殊に經濟學に於ては各自の力に基かざる財の取得は全然研究の價值なきものであつて、只だ斯る財に對して如何なる政策を採るべきかの問題のみが、政治上に於ても經濟上に於ても、研究せられなくてはならぬものである。

其他私有財産に對する種々の制限は何れも國家公共の目的に對する必要より生ずるものであると見るべきものである。特權、契約、企業權、人身權等に關する原著者の説明は何れも明瞭に其要を云ひ表してあるやうに思はれる、只だ何れの場合と雖も以上述べたる國家と個人との關係の大體を眼中に置けばそれでよい、之等に對する私見は一切省くこととする。

第二編 經濟史綱要

第一章 緒論

經濟史

經濟史とは何ぞ

經濟史の性質に關して前に少しく述べて置いたのであるが、吾人は今や進んで、經濟史の概要を研究するの順序に到達したのである。元來、文學史、政治史、宗教史其他各種の歴史には、共通せる一の事柄がある。それは何であるかと云ふと之等の歴史は凡て人間の歴史であると云ふことである。併し乍ら、之等の歴史の各々のものは、夫れ々人間活動の一の特別の部面から觀察して論述するものである。經濟史も亦同様であつて、其論する主題は人間である。併し乍ら、政治の方面から論するのでもなく、宗教の方面から論するのでもなく、本來人間が生活をせむとする努力の方面から論するのである。經濟學に對して狭い見解を持つて居る多くの人々は經濟學は單にパンやバタの科學に過ぎないものであると云つて、甚だ之を輕蔑するのであるが、ヨシ此言が正しく當て候つた言であるとしても、經濟學は尙ほ深く注意

して研究するだけの値があるものであると云はねばなるまい。況んや、事實の上から云ふと、經濟學はパンやバターと云ふよりも更に甚だ大なる意味を有するに於てをや。凡そ人間の活動と云ふものは、縦令、其活動が如何に堂々たる活動であるにしても、それは或程度まで物質に關したものであると云ふことは少し考へて見れば明かに解る。經濟學も又其通りで、人間が慾望を充たさむがために物質を取得し又は之を使用せむとする努力、換言すれば人間が生活せむとする努力に關することを論するのであるから、何人にも甚だ大なる關係を有し、且つ人間の爲す努力の如何なる種類のものにも甚だ密接なる關係を持つて居るのは明かである。

大體上の觀察 人間の經濟的活動に對する歴史を觀察するに當つて、人間が物を得るがために用ふる凡ての方法は要するに、物を見出すか、又は物を作るかの二つの方法に歸着するものであることを知ることが出来る。勿論之等二つの方法は種々なる割合を以て屢々相結合し、且つ我々自身の經驗から見て、之等二つの方法は常に相互に交錯して居ることは明かであるが、併し乍ら研究上觀察を明かにするがために之を

物を
得る
方法

有史以前
の經濟的
活動

區別するを便利とする。凡そ野蠻人は自分の使用する物を發見するものであるが、文明人は物を發見するのみならず、更に物を作る技術を發見するものである。實に物質的の文明は多くの物を慾望し、而して之等の物を如何にして作るべきか、又如何に之等を使用すべきかを研究することから大部分成り立つて居るものであると云つてよい。有史以前に於ける人間の經濟的活動は、只だ我々が色々と臆測して見るだけのこと、多くの神秘的なことで満されて居る。歴史前の人間は殆んど獸類の如く、殆んど少しも自然を支配することなく、洞穴若くは極めて簡單なる住居に住みて雨露を凌ぎ、天然の産物を取りて用を辨したものであることは明かである。

歴史の各時代 上に述べたるが如き時代は甚だ遠き古へのもので、此時代のこと、に就て我々の知れることは極めて不確實にして且つ斷片的のものである。それで經濟的進化の一時代として別に之を論することは殆んど不可能のことである。故に我々は一足飛びに、モット確かなる時代に飛んで、所謂人間が火を燃やし、肉を食し、不完全にもせよ或種の政治的社會に生活するに至つた時代から説き初めることとする。斯る

經濟史の
各時代の

出發點より發足して、先づ人間が財を取得する手段の上から觀察して經濟的發達の歴史を次の五つの明代に分つ。

- (一) 狩獵漁獵時代 (The hunting and fishing stage)
- (二) 牧畜(游牧)時代 (The pastoral or nomadic stage)
- (三) 農業時代 (The agricultural stage)
- (四) 手工業時代 (The handicraft stage)
- (五) 産業時代 (The industrial stage)

經濟社會の進化は、稍々右と異なる見地より見ると更に次の四つの時代に分つことが出来る。之は固より右の分け方と相容れざるものではない。

- (一) 獨立經濟時代 (The stage of independent economy)
- (二) 都會經濟時代 (The stage of town economy)
- (三) 國民經濟時代 (The stage of national economy)
- (四) 世界經濟時代 (The stage of world economy)

更に生産財を交換する方法から見る時は次の如く分つことが出来る。

- (一) 物々交換經濟時代 (The stage of barter economy)
- (二) 貨幣經濟時代 (The stage of money economy)
- (三) 信用經濟時代 (The stage of credit economy)

更に進んで、貸銀労働の方面より觀察し、戦争に於て捕へ來りたる敵を一々屠殺したる昔の時代から征服したる敵を奴隸として使役したる時代を通じ今日に及ぶ時は次の如き時代に分つことが出来る。

- (一) 捕虜を屠殺したる時代
- (二) 奴隸及び農奴を使用したる時代、此時代には幾分か自由労働もありて一の習慣の下に契約によりて労働に従事した。
- (三) 自由労働の時代、個々の契約により労働したるものなるも、漸次團體契約に傾き來り法律の保護を受くるに至る、奴隸は漸次消滅。
- (四) 集合労働の時代、漸次法典の規定の下に立つに至る。

之等の分類を一表に收めて其種々の分類の歴史的關係を示すことが出来る。前の第一の分類は根本的のもので、之は第二段目の欄に掲げる、即ち左の如し。

- (一) 労働の歴史に於ける時代
 - 一 捕虜の屠殺
 - 二 奴隸農奴並に契約による自由労働を混す
 - 三 個々の契約に依る労働漸次團體契約に向ふ法律の保護 奴隸労働の消滅
 - 四 集合契約、法典の規定の下に立つに至る
- (二) 生産の歴史に於ける時代
 - 一 狩獵漁獵時代
 - 二 牧畜時代
 - 三 農業時代
 - 四 手工業時代
- (三) 經濟單位の發達史上に於ける時代
 - 一 獨立經濟時代
 - 二 都市經濟時代
 - 三 國民經濟時代
 - 四 世界經濟時代
 - 三 信用經濟時代
- (四) 貨物交換の歴史上に於ける時代
 - 一 物々交換經濟時代
 - 二 貨幣經濟時代

之等の時代は確實に一定の年代を以て區別せられ、人間の財物を取得し或は之を交換する場合に自ら一の方法を捨てて直に他の方法に移つたものであると云ふ様に解釋してはならぬ。一時代から他の時代に移るのは甚だ遅々たるもので、殆んど目に之を認むることをが出来ない位である。諸君の内に若し植物學若くは動物學を研究せられた人があるならば、生物組織の場合に於て密接なる關係を有する屬類の變化する場合の如く、他の時代と互に重なり合ふて居るものであることを知つて居られる筈である。更に前時代の凡ての特徴は新時代に移れば直に過ぎ去つて仕舞ふものであると解して

はならぬ。多くの場合に於て、舊時代の特徴の凡ては殘存するのみならず、其特徴は舊時代に於けるよりも後の時代に於て更に發達することすらあるのである。即ち貿易又は商業の如きは手工業時代の特徴であるが、之等は手工業時代に於けるよりも、今日の産業時代に於て非常に大規模に發達するに至つたのであるが、併し乍ら別に新しき重要な經濟生活の特徴が起つて來て、時代に新しき特徴を與へるやうに發達したから、前の時代と異なる名稱を今の時代に附するやうになつたのである。今日北米合衆國に於ては、以上に述べたる經濟史の殆んど凡ての時代に於ける現象を一時に見出すことが出来る。物々交換は田舎の或地方には今尚ほ普通に行はれて居る。而して主として信用取引が貨幣取引よりも盛んに行はれて居る處は比較的甚だ少ない。殊に興味ある現象は西部地方に於ける絶えざる人口運動のために、生産活動の歴史に於ける夫れゝの時代は順序正しく西部から東部に現れて來て居ることである。即ち邊境の地方は狩獵に従事するものに占められ、次に殆んど牧畜のみ全く従事して居る廣漠たる地方がある更に東に進むと、殆んど農業全盛の地方がある。貿易及び商業はミ

シシツピー河の東方地方に特に盛んで、大規模の製造工業は北大平洋及北中央諸州に特に盛大である。然るに最近の經濟發達の過程を表はす所の大産業組織は、設立地の登録によりて見れば、大平洋岸に限つて居る。

經濟發達史の研究は、便宜上以上に述べたる各種の時代別に就て研究することが出来るが、吾人は特に生産的活動の歴史に於ける各時代即ち狩獵漁獵時代、牧畜時代、農業時代、手工業時代、産業時代の順序によりて研究を進めることとする。

〔補論〕 本章に於ては經濟史に關する大體の觀念を論じ、進んで經濟發達に於ける時代の區分に就て其大要を述べたものである。之等の區分は大體に於ては何れの經濟學者も一般に論述する普通の區分であつて、本文に掲げてある多くの種類の内の何れに依りて經濟史を觀察するも、結局は殆んど同じことに歸するのであるが、只だ我國に於ける初學者のために注意して置くのは、之等の區分の内で我國に於ける經濟發達の過程と一致しないもののあることである。之は歐米に於ける經濟史を根底として時

代の區分を試みたものであるからである。我國に於ては無論地勢の關係によることであるが牧畜時代と認むべき時代が存在した形跡はない。又都會經濟時代の如きも我國には適例がない。それから又奴隸農奴を使用した時代も勿論ないのである。以下本文の經濟史を研究するに當りては、之等のことを眼中に置かなくてはならぬ。

第二章 産業發達の早期

第一節 狩獵及漁獵時代

概説 人類の經濟的發達の最初の時代に於ては、自然は生産上の大要件であつて、勞力と云ふ要件も資本と云ふ要件も餘り存しないのである。人類は自然の與へるものを以て満足し、之等自然の産物を採取することに勞力を用ひたばかりである。此時代までは動物を任意に使用すること云ふことには未だ進まないものであるから、まして動物を飼養して之を馴致し有用なる動物とすることは尙更出來ないのである。自然の産物に手工を加へると云ふことは餘り無かつた。豊富の時期に物を取り入れ將來の缺乏に

概説

自然物の
採取動物の使
用

貯蓄心の
缺乏

孤立的の
經濟活動

家族生産

交換行は
れず

財産の共
有

備へると云ふことも餘りなかつた。高度の文明にまだ觸れなかつた頃の亞米利加のインヂアンは丁度此時代に適合する好例である。

此時代に於ける經濟的活動は大部分孤立的のものである。故に此時代は相次げる二つの時代と共に獨立經濟の時代と稱せられて居る。換言すれば財を得る働きが、現時に於けるが如く、多くの國に散在して居る人間の大きな群衆によつて行はるるものではなく、つまり主として一の家族に於て行はれ、家族が消費する物品の大部分は自分の家族内で生産するのである。此結果として財の交換は殆んど行はれない、尤も何か新しい欲しい物を交換によりて得る機会があるならば、交換をすることも好ましいと云ふ譯ではないが、一體に斯る生産状態の下に於ては財の交換は殆んど行はれないのである。生産物の交換は殆んど行はれないから、分業も亦行はれぬ。従つて經濟的の階級も存在しないし、産業の競争も存在しないのである。財産の大部分は土地と共に社會的團體の共有に屬し、私有財産は武器であるとか家具であるとか、或は勞働より直接に取得したる獲物に限られて居つたのである。

狩獵種族

狩獵種族

吾人は狩獵種族と漁獵種族とを經濟史の同一時代に置いて述べるけれども、之等の内には、主として狩獵の獲物によりて生活し傍ら漁獵を営むものと、主として漁獵によりて生活し傍ら狩獵を営むものとの二つの明かな相違があるのである。狩獵種族の内には、仕事の上より見るも生活の上より見るも、器用で忍耐力があり、且つ體力もあると云ふ様に、餘程發達した性質を有して居つたものがある。併し一體に技術上の熟練もなく、又自然の成り行きは如何なるものであるかと云ふことを考へることもなかつた。彼等の生活條件は人口稀薄と云ふことでなくてはならぬ、然らざれば到底生活を維持することは出来ない。全く狩獵のみによつて生活する場合には狩人一人が生活するに五萬エーカー、即ち七十八平方哩の地域を要する計算で、此面積は今日ロードアイランドに於ては平均約三萬二千人の人口を支ふるに足る面積である。斯く狩獵には廣き地域を必要とするからして、無人の地域が多くない場合には鬭争は經濟上から必ず起るものである。同類相食む、即ち食人の起る原因の一は、斯る状態に存するのである。段々と人口が増加し爲めに絶えず飢餓に迫まられると云ふことにな

食人の原
因

漁獵種族

り、遂には段々と鬭争に於て捕へた敵を殺して食ふと云ふ習慣に陥るのである。

漁獵種族

一寸考へて見ても、よく解るが、漁獵に従事する元始的の種族は之を狩獵種族に比較して見ると餘程平和的のものである。其性質が平和的であるのと、漁獵に於ては一定の人口を生活せしむるために要する面積は餘程少なくてよいと云ふ二つの理由からして、此種族の人口は狩獵種族に比して餘程稠密である。新しき食料を求めらるがために、絶えず移轉すると云ふやうな必要が少くないから、彼等は自然多くの資本的設備を作ることとなる。即ち耐久の性質を有する家屋を建てるとか、ボートを造るとか、漁具を造るとか云ふことになる。先づ大體から云ふと、自然を支配する力は狩獵種族よりも漁獵種族の方が多く持つて居ると云へる。元始的漁獵種族は現今に於ては寒帯地方にのみ之を見ることが出来る。

第二節 牧畜時代

概説

概説

自ら発見したものを使用する野蠻人と、自ら欲するものを作る文明人との

自然力の利用

間には尙ほ中間が空いて居る。此中間の時代に於ては、全く発見した物ばかりに倚ると云ふこともなく、さればとて今日の意味に於けるが如き物品製造は餘り行はれて居ない。寧ろ、此時代に於ては飼養とか培養とか云ふ方面に進んで来たもので、換言すれば、自然力を利用すると云ふことを或程度迄知つて来たのである。即ち此時代に於ては物を生産することを知らずに至つたのであるが、併し乍ら原料品を如何に精製すべきかの方法は、まだ知つて居ないから、自然を利用して作り出した原料品を其儘用ひて生活したものである。勿論最早働くことも、貯蓄することも知つて来た。又實際から云ふと、ズット早くから、弓、矢、元始的石器等の如き簡單なる僅かの道具を造る術を知つて居たのである。併し乍ら僅かな例外はあるが、先づ人間が自然を征服することを知つて来た場合には、何から先に征服を始めたかと云ふと、無生物には手を附けないで、生物から手を附け始めたのである。之は注意を要する事柄である。即ち礦物の如き無生物は用ひないで、動物植物と云ふ生物の方に進んだのである。而して之等生物に工夫を加へて其數を殖すことを知つて来た。更に之等二種の生物の内人間は

生物の征服

高等の生物の方に手を附けた、即ち動物と植物との内先づ其進化の人間に近い方の動物を利用するやうになつたのである。大體から云ふと、其後間もなく植物を大に利用して自分の必要に充てると云ふことを知つて來た。

時代を劃する變化

狩獵種族が其食物を動物を殺し或は之を捕へると云ふことのみ依頼する能はざるに至り一步を進めて動物を馴致し飼養する方法に轉じた時に、之等の種族は我々が牧畜時代と稱する所の經濟的進歩の第二の紀元に入り始めたのである。固より狩獵時代に於ても狩獵用に供するために、犬や馬を馴致すると云ふやうに、牧畜の發端と云ふものは既に現はれて居るのである。併し乍ら、食用のため若くは毛織物用のため廣く動物を飼養するに至りて、初めて牧畜時代の幕は立派に開いたのである。併し乍ら、前々の時代の特徴は尙ほ依然として續いて居る。斯くして、人間は其飼養せる畜群によりて主として生活するを得るに至つたけれども、之等の畜群を養ふべき飼料は之を新に求めなくてはならぬ。於之、最早己れ自身の食物を求めむがために移り歩くこと云ふ必要はなくなつて來たけれども、自分の飼養する畜群の食物

動物の飼養

種族間の衝突

奴隸の起原

を求めむがために牧場を追ふて先から先に移轉しなくてはならぬ。そこで、未だ都市などは中々起らぬ。更に土地に就て之を見れば勿論以前に比すれば、同一面積の土地に此時代では餘程多くの人口が住むことを得るのであるけれども、牧畜をやるためにまだ甚だ廣漠たる土地を必要とし、各家族及び各種族は適當なる牧場の位置を求めて廣く移り廻ると云ふ譯で、之がため時々牧場占有に關して家族間若くは種族間の大衝突を起したのである。夫の有名なる地理學者ラツツェル教授の計算によれば、平均五人に要する土地は、二ヶ年間に約一平方哩であると云ふ。故に鬭争は常に起る、人口は之がために減する。殖へると又盛んに鬭争をやると云ふ様な有様で戰爭が續くのである。併し此間に於ける一の重要な變化は、從來永き時代の間、戰爭に於て捕へたる敵は之を一般に屠殺して稀に婦人や小供を助けた位であつたが、併し乍ら自ら生活すべき畜群を持つに至りたる人々は最早捕へたる敵を殺して食ふと云ふことはなくなつたことである。而して後に至り捕虜は捕へた人のために使役せらるるものと云ふことを一般に認める様になり、茲に奴隸と云ふものが出來て、人を食ふことや人を屠る

ことが止んだのである。奴隷制度は初めはどうしても容易に廣く行はれなかつた。それは何故であるかと云ふと、此時代には婦人が大部分色々な養牧に關する仕事をして居つた有様で、男子の方は荒々しい仕事ばかりして居つたのであるから、武器を持たせて其方面の仕事をさせると大に仕事が出来ることが、武器を取り上げて他の仕事をさせて見ると一向出来ない、然るに武器を奴隷たる捕虜に持たせると常に主人を脅かすに決まつて居るからである。

移住の原因

移住 總ての人々が絶えず移り歩くこと云ふのは、從來の牧場が役に立たないようになつて、新しい牧場に移るを要する場合もあれば、又一種族が餘り永く同一の場所に住つて居つて、其間に其種族の人口が自然に増加したために更に新天地を求めて引き移ると云ふ場合もあるからである。嘗つて亞細亞の中央から野蠻人の大勢が歐羅巴に向つて侵入し攻撃し來つたことがある、又基督紀元の初期の頃に於て各民族が常に移り廻つたことがある、之等は凡て此人口増加の結果である。

土地の所有

殆んど土地を所有することなし 當時は今日の意味の所謂土地所有と云ふものが

殆んどなかつたのは右に述べたる如き状態に原因するものである。團體としての種族は一時的に或一定地域を占有し、他の種族が其地域に來りて牧畜するを拒むといふ様なことはあつたけれども、一個人として土地を所有することはなかつた、ヨシあつたにしても、それは極めて僅かなものであつて、殆んど云ふに足らざるものであつたのである。土地所有の觀念が發達したのは、土地を牧畜のために使用するよりも、之を農耕地に使用して、其地味の結果を收め、土地の效用が一層直接の値を有するに至つてからのことである。

私有財産

私有財産 併し乍ら土地以外の物に對する私有は當時最早普通のこととなつて來た。而して此時代には最早餘程大なる富を所有するに至つた、例へば畜群、金銀、織物、寶石等の如きもので、先づ簡単に云ふと、野蠻人の趣味に合ふやうな裝飾品に屬する各種の物品であつて、且つ比較的容易に運搬することの出来る種類のものを大部分所有して居つた。而して當時に於てすら最早既に個人の富に於ける貧富の大なる懸隔が明かに存在して居つたのである。

殆んど商業なし 人々の間に富が増殖して來たに拘らず、まだ交換も商業も殆んど行はれない。何故に行はれないと云ふと、其理由を見出すことは決して難しくない。凡そ商業が行はれたためには、第一に富がなくてはならぬのみならず、第二に其富には色々な種類がなくてはならぬ。例へば牡牛と牡牛とを交換して見た所で、別に大したことはない。勿論、前に述べた種々の物品を互に交換し取引すると云ふことは幾分か行はれて居つたのであるけれども、今日の所謂商業のやうなものは殆んど存しなかつた。各大家族、大家庭の經濟は當時に於ては他と取引をしなくても、それ自身で事が足りたのである。

交換の起原 當時に於ける取引は物々交換によりて行はれたもので、更に以前に遡れば相互に贈物を遣り取りすると云ふことで行はれたものである。當時の取引の一般的方法たる物々交換が、其起原を相互に贈物を遣り取りすると云ふ事實に發して居るのは、中々面白い事實である。今日、各蠻地に存する多くの原始的野蠻人中に就て其實際を見るに、物々交換は一の制度としては認められて居ない、甲が乙に贈物をや

つた場合に、甲は乙が自分に如何なる返禮をするかと待つて居る、而して乙が返禮として贈物を甲に遣した時に甲は乙の返禮物が自分の遣した贈物と同じ位の効用を有つて居るものであるかどうかを詳しく調べるのである。

第三節 農業時代

概説 人類が更に進んで農業時代に移つたのは、實に大した成功である。既に動物を利用して自分の便利に供する方法を知つた所の人類は、茲に至りて更に進んで植物を培養して随意に利用することを知つて來たのである。於之、生活の方法として、從來の家畜を飼養するとか、獵をするとか云ふ種類の仕事の外に農業と云ふものが出來た。其結果として今迄の漂流生活を止めて農耕に従事する人々の食物に大なる變化が生ぜざる得ない。而して人口稠密の度が大に高まつて來たのも當然のことで、夫のラツツェル教授の計算によると、農業時代の初期の人口は其稠密の度が牧畜時代の人口と比較して、約六倍になることである。人口が一定の永住的地域に稠密に定住

國家の發

すると云ふことになる、住民の間に新しき關係、新しき義務、新しき技術、新しき進歩發達の力が生じて来る。國家としての政治的團體の發端は實に斯る状態の中に萌したものである。

土地の所

土地の所有權 人口が漸次増加し、永住的の狀態が漸次基礎を鞏固にするに従つて、茲に第三の結果が生じて来る。それは何であるかと云ふと、個人の土地所有權即ち之である。永續的に土地を耕すことになる、色々な多くの注意と手當とを土地に加へねばならぬ。故に土地を或る形に區分すると云ふ必要が起るのである。併し乍ら最初土地を各人の間に分配することは分配したけれども、まだ永久の土地所有權と云ふものはまだ生しなかつた。土地を所有すると云つても、それは只だ一種族若くは一團體の間に共有したもので、恰も今日の露西亞に於て村落團體と稱せられて居る地方團體の如きものであつて、其土地の分有は只だ一時的のもで、且つ便宜の上から分有を認めたまもの過ぎない。

勞働階級
の起原**勞働者階級の起原**

農業時代に移つた諸種の變化の内、最も重要な結果を來

したのは、恐らく奴隸制度が發達したことであると思ふ。既に述べたる如く、奴隸は前時代に其端を開いたものであるが、併し乍ら之が殆んど根本的の經濟制度の一として重要なものになつたのは、農業時代に至つてからである。畜群を取扱ふには、何も繼續的の勞働を必要としないのであるけれども、土地を耕作すると云ふことになる、一定して變ることなき働きを要するのである。一體原始的の人間は斯る種類の仕事を好まない。併し如何に農耕を好まないにしても永い間の習慣によつて馴れてくると、遂には之に従事するを當り前の事と考へるやうになるものであるけれども、此時代には固よりまだ斯る習慣も出來て居ないのである。そこで鬭争の場合に征服した敵を殺さないで此嫌な農耕の勞働に使役せむとするに至つたのは中々よい思ひ附きである。一寸考へると之は甚だ無慈悲なことやうに思はれるけれども、其實決して無慈悲なことではないのみならず、使役せらるゝ敵に取りては確かに情ある人道的の事ではなくてはならぬ。自由勞働が起るやうになつて來たのは、或種の住民が、自ら進んで働いたと云ふ譯ではないか、つまり必要に迫られて數世紀の間働いたからである。奴隸が自

由に解放されて初めて労働も自由となり、一般に労働する習慣が民族の間に生じたのである。

商業

商業 富の増殖するに従つて、商業を行ふ傾向も亦進んで来た。併し乍ら富の種類の上から云つても、人の慾望の程度から云つても、其種類や程度が一般に似寄つたものであるから商業の行はれる機會は甚だ少ないのである。當時の商業は主として贅澤品に對する慾望によりて僅かに行はれて居つたもので、斯る状態は其後尙ほ長い間續いたのである。古代の哲學者や基督教の高僧等が頻りに商業を攻撃して居るのは、恐らくは、當時の商業は斯くの如く贅澤的慾望の下に行はれて居つた事實に幾分か原因して居るであらうと思ふ。

法律慣習

時代思想を現はせる法律慣習 更に注意を要するは、當時の法律及び慣習の中に

現れたる思想の變化と發達とである。牧畜時代及び農業時代に於ける人民を律するために編纂されたるモーゼの法典は、之等の新思想をよく現はして居る。此時代以前にも一般生活に適用すべき多くの慣習はあつたのであるが、併し乍らモーゼの法典に於

モーゼの法典

て我々は初めて當時認められて居つた所の義務と束縛とが非常に多いことに氣が附くのである。人民の住所が一定して來ると、『爲すべからず、爲さざるべからず』と云ふ多くの規定を設けて、人民を指導し、保護し、審判すべき政府が設けらるゝに至つたのである。而して之は全く、人民が定住して多數の郷黨となり、相互の自由が有意無意に害せらるゝを防ぐために、之等の規定を設けて一定の標準とする必要上より生じたる結果である。若し人類が相互に相接近して生活を營み、財産を貯へ之を平和に享有せむとすれば、ドウしても、多數人の間に一般的の協定を作り、多數の意志を以て之に同意せざる少數のものを強制して一般に之を行ふと云ふことが起らねばならぬ。

同郷人異郷人

同郷人及び異郷人 併し乍ら餘程永い間、之等の義務や法律は其領域内にのみ適用すべきものとせられ、一度び其種族若くは民族の領域以外に出づれば、殆んど効力を有せなかつた。之は大に注意すべき事である。例へば、昔の日耳曼の政治團體に於ては、散在せる各種族は何れも、まだ小さいものであつて、無人の境土を隔て、離れて住んで居つた。而して各種族に屬する各住民は何れも同族の關係で同所に居住し、

財産を共有にし、凡て共同の権利を厳しく保護して居つたものである。然るに他の種族が取引を行はむがために中間の境土に来る、すると斯る場合には相互に色々な不正をやつても差支ないものとせられ、自郷内では到底想像することの出来ないやうな不正事も此處では不問に附せられたのである。

農業時代の期間　農業時代は多くの民族間に數世紀の間續いたものである。今、西歐文明の發達の上から云ふと、都市の勃興と云ふ運動が起つた頃の第十世紀及第十一世紀までは、農業時代に次ぐ新時代はまだ展開しなかつたのである。勿論、新時代に移つても、農業が全然なくなつて新事業が全く之に代つた譯ではなく、農業は固より依然とし大に行はれ且つ發達したのであるが、只時勢の進歩によりて經濟状態が變つて來る譯である。米國に於ては現産業時代の經濟生活に於てすら、尙ほ昔の時代の特徵即ち狩獵の如き牧畜の如き、其他各時代の凡ての特徴が明かに存して居る。

第四節 手工業時代

概説　吾人は前に、眞の物質的文明は、物^{〇〇}を作る^{〇〇}ことになつて、初めて起るものであると云つて置いたが、吾人が今將に説かむとするは即ち人間が物を作る時代のことである。大體から云ふと、人が物を作るには二つの方法があつて、其内の何れかによりて物を作るのである。第一の方法は、幾分か簡單なる道具を使用するけれども、兎に角、直接に人の手で作るのである。第二の方法は人の手は直接用ひない、間接に用ゆる、即ち此方法に於ては、普通に人の力以外の物を動力とする機械を用ひて物を作るのである。普通に人間は其進歩の上に於て、先づ第一に、直接に手を以て物を製作する方法を取り、其後に至りて、仕事を改良し且つ作業の速さを増さむがために、動物の力や、風の力や、或は蒸氣の力を利用し、之を動力としたる機械を使用することを知つて來たのである。現今吾人が物を作ると云ふことに使用する製造と云ふ言葉は、英語では Manufacture と云ふのであるが、此長い綴の字はラテン語から出來たもので、手^{〇〇}で作ると云ふ意味を有つて居る。即ち昔は凡て手工業であつたのであるから、製造と云ふ言葉に斯る意味を含めたのである。爾來 Manufacture と云ふ言葉は其意味が

廣くなつて、これを二種に分つことが出来るやうになつて來た。即ち(一)は手による製造であつて、(二)は機械による製造である。手による製造が即ち第四の時代たる手工業時代の根底である。

此手工業時代に於ては、勞力と資本(資本とは更に生産物を増さむがために用ふる過去に於ける勞力の結果たる財を云ふ)とは以前よりも大に重要なものとなつた。熟練の力により原料品を變して製品となすに至つた。例へば織物を織り、木材や金屬を以て品物を製作する。即ち生物の利用方法を知りたるのみならず、又無生物を利用する方法をも知つて來たのである。其結果として如何なる状態を生じたかと云ふことは項を別ちて以下に證することとする。

第一 職業

熟練と云ふものは仕事を繰返してやると云ふことから生ずるのである。「萬事を知るより一事に通ずるに如かず」と云ふ諺があるが、之は熟練の效用を示したものである。凡そ製造の業が世の中にするに至れば、人は利己のために事情と必要とに應じて、利益の許す限り、専門的になつて來るものである。故に此手工業時代

に於ては色々な職業が生じて來た。例へば或者は鍛冶職となり、或者は靴製造人となり、或者は織物業者となると云ふ様に其他色々な職業に従事するやうになつたのである。英米人の姓には、スミスだのペーカーだのジョイナーだのテーラーだの其他色々あるが、これ等は分業の著しかつた時代に出來た姓であつて、何れも其姓の文字は職業名を意味して居る。即ちスミスは鍛冶屋、ペーカーはパン屋、ジョイナーは指物屋、テーラーは仕立屋を意味して居る。

第二 商業

人の大部分が凡て同じ種類の仕事に従事して居る間は殆んど商業は行はれないものであると云ふ事實に就ては既に前に何回も説明して置いた。併し乍ら社會が段々大きくなり、慾望が段々と複雑となり、従つて品物の範圍が廣くなり、其種類が多くなり、遂は色々な職業が専門的に分れると云ふことになれば、商業は茲に當然現はれて來るのである。各々の人が夫れ々自身専門の職業に従事し、只だ一つの種類の物品のみを製造すると云ふことになると、自分で製造した凡ての物品を悉く自分で消費しないのは勿論のこと、又自分の消費に必要な色々な多くの品物

を自分で製造することも出来ないやうになるのは明かである。於之、交換は行はれざるを得ないことになる。即ち製造業が發達して來ると、當然之に伴つて商業が發達して來るのである。而して製造業が起つた爲に商業が生じたのか、商業が起つた爲に製造業が生じたのかと云ふことに就ては、何れとも斷言することは出来ぬ。我々は寧ろ、之等二つのものは互に原因となり結果となり、此結び合へる原因が人類の慾望と事業其ものの發達とに接觸して共に發達するに至つたものであると見なくてはならぬ。此手工業時代は商業が現はれた時代であると云ふ理由によりて、商業時代として時代分けをすることか往々あるけれども、併し乍ら此時代は手工業全盛の時代であつて、手工業は此時代後は漸次衰へて來たのであるが、商業に就て云ふと商業は其後益々盛んになつて來て此時代の商業は近時の商業に比して、とても比較にならぬ位の相違があるのであるから、此時代を手工業時代と稱する方が簡單に真相を云ひ表はすものであると云はねばならぬ。

商業が發達するに従つて、他人の製造した品物を交換することにのみ専ら従事する

ことが利益であることが或る人々に解つて來た、即ち製造業者が其製品を直接に自ら交換する場合には、當然多くの時間と面倒とを之がために費さねばならぬのであるが、専ら交換を業とする商業が出來ると之等の時間や面倒を除くことが出來るから、之より生ずる利益を儲けることが出來るのである。更に異なる國と國との間に於ても、其相互の生産物を交換することが便利であることも解つて來て、此交換の仕事に従事すべき特別の手腕を有する商人が必要となつて來たのである。此時代に、斯く國と國との間社會と社會との間に製品を交換すべき商業が起つたのであるが、併し乍ら、交通機關の不完全なるが爲めに其發達は大に妨げられたのである。尤も製品が水運によりて積送され得る如き處には商業は盛んに行はれたもので、如何に嵩ばりたる製品でも、遺憾なく交換の目的を達することが出來た。

第三 貨幣 勿論商業の一般的組織が斯くの如く進んで來ると、物々交換は全く不適當のものとなつて來るのである。原始的民族の間に於ては、物々交換は取引を行ふ唯一の方法であるが、野蠻種族の間を旅行したものの話によると、物々交換により

て品物を取付することの困難に就ては、面白き事實談がある。我々は物々交換を困難ならしむる色々な障碍に就て茲に詳細に論ずることは出来ないが、併し物々交換に對する要件の一つ、即ち或る學者が「希望の一致」と稱して居る所の一の必要要件に就て述べやうと思ふ。此希望の一致と云ふ意味は如何なるものであるかと云ふと、物々交換が成立するには、一方の人が餘分の品物を持つて居つて他の品物を取付せむと欲する場合に自分の欲する品物を餘分を持つて居つて自分に餘分である品物を取付せむと欲する他方の人を見出さなくてはならぬ。之が一致すると云ふことの稀であることが既に物々交換が適當なる交換の方法でないのは明かである。斯くの如く一物を他物に換へると云ふ方法、即ち物々交換の方法により當時取引が行はれて居つたのであるが、時が經つに従つて、或種の品物は他の諸種の品物に比して、一般の人々が、之を受取る事を、より以上に好むと云ふことが解り、更に或品物は一般に之を受取ることを大に歡迎することが解つて來た。之等の一般に受取ることを好む品物は經濟的發達の時代が異なる毎に、又場合が異なる毎に變じたのである。野蠻人間には裝飾物が持つて離されて

貨幣の起

金銀

居つたが、之等の品物が一般に持つて離されて居ると云ふことが解つて來ると、各人は交換を行ふ場合に次第に之等の品物を用ふると云ふことになつて來たのである。之等を交換に用ふる場合が多くなるに従つて、斯る種類の品物に對して一般が認むる效用が増して來るは明かなことである。茲まで説明して來ると、最早之れ以上説明をしなくとも、我々は次のやうなことを云ふことが出来る。即ち「斯くして自然に識らす識らすの間に各民族の間に常に何人でも受取ることを承知する交換の媒介物たる品物を生じ、而して此交換の媒介物に對して一般が之を受取るを欲する程度と、之を一般的に認むる程度とが増し、遂に此交換の媒介物は次第に今日の所謂貨幣の性質を有するやうになつたものである」と。斯ふ云ふ有様で、手工業時代（若くは商業時代）に於て金銀が交換の媒介物として最も適當のものであると云ふことが一般に認められて來た、金銀は交換の媒介物として最も適當なる性質を有して居るから遂に貨幣として使用せらるに至つたのである。

第四 都市 農耕に従事して居るものは相集りて村の團體を作ると云ふ傾向を有

都市の發

して居るけれども、農業時代に於ける此種の團體は決して人口が稠密になることは出来な、何となれば、農業はドウしても人口が稀薄でなくては營むことが出来ないものであるからである。然るに工業になると全く之と反對の傾向を有して居るもので、若し多くの人々が各々専門の業を營み、相互に有無相交換して生活すると云ふことになれば、ドウしても其多くの人々は接近して住んで居ることが必要である。故に製造工業が起つて來ると、必ず都市と云ふものが商業に便利なる位置を有する海岸若くは大河に沿ふて發達するのである。

組合制度

第五 組合制度

社會の新氣運と云ふものは之を發達せしむるためには適當の保護を加へねばならぬ。手工業時代に生じたる各種の職業も、之を組織的のものとするには、相互に團結しなくてはならぬと云ふことになつた。斯くて、各職業には夫れ夫れ組合 (Guild) を組織し、而して如何にして其業を營むべきか、其業に従事する同業者の數を如何にすべきか、其職業は如何にして習得すべきかと云ふことに就て詳しく規定を設けたのである。此所謂組合が都市の政治を左右せし處にありては普通に之等の

政治的自由

規定は法律によりて效力を附せられたものである。

第六 政治的自由

歐羅巴の大部分を通じて、農業時代の最も盛んであつたのは封建制度の時代であつた。封建制度の下に諸侯は恰も以前の牧畜時代に於ける族長の如くに支配權を有し、其種族若くは民族の住める土地を所有して居つたのである。而して耕作者は凡て農奴と云ふものになつたのであるが、此農奴は其住地以外に君侯から賣り飛ばされると云ふことはなかつたが、併し君侯の領地に附屬して君侯の任意に與へる報酬にて働くこと云ふ義務を負はされて居つた。これは當時に於ける宗教の有力なる援助により一の習慣として又一般の輿論として確定の制度となつたのである。農奴の制度が出來て、奴隸制度は漸次なくなつて來た。所が工業都市は自然之等の大封建領地の競争者となるに至り、諸侯は其權力の脅かされる所から盛んに都市に反對したのである。結局の所は當然都市の方が勝利を得たのであるが、其最後の勝利を得るまでには戦争もやれば、或は同盟もやり、條約も結んだと云ふ有様で、互に相對立したのである。之等の都市は所謂自由都市と稱するもので、之等の都市に逃れて來た農

封建制の
倒潰

奴は直に都市に住むことを許され自由を與へられたものである。斯くして封建制は茲に倒潰し初め、奴隸制度及び農奴制度は漸次に其跡を絶つに至り、人間生活の方法は大に發達して、自由と人道とに向つて一大進展を爲すに至つたのである。

〔補論〕 本章には狩獵及び漁獵時代、牧畜時代、農業時代、手工業時代の歴史を非常に面白く述べてある。狩獵及び漁獵時代に述べてある狩獵種族及び漁獵種族の別は日本の原人にも存したらしい、即ち日本の原人には南種北種の二種族があつて、南種は海濱に住むを常とし、北種は山嶺の嶮に占據したものと稱せられて居るが、果して然らば南種は漁獵を生活の主たる手段とし、北種は狩獵を生活の主たる手段としたに相違ない。何れにしても日本の大古に狩獵若くは漁獵によりて生活せし時代があつたのは明かである。有史以前のことは固より詳しく知ることは出来ないが、併し乍ら我國に於ては遠き神代の昔に農業時代が始まつて居つて、人民各地に定住し、一面には織物を織り衣服を製し、其他諸種の製作も餘程行はれて居つたことは疑なきことである。

ある。之等に就て一々研究して見ると餘程面白いことがあるが、併し述べ始めると非常に長くなるから、之は述べないこととする。牧畜時代は前にも述べたる如く我國には其形跡がない、勿論少しは牧畜も行はれたに相違ないが、一時代の特徴とするやうな牧畜は行はれなかつたに相違ない、之は地勢上當然のことであらう。併し東洋の大陸には勿論牧畜を以て生活の方法とした時代があつたのは明かであつて、現に支那の蒙古地方は今尚ほ牧畜全盛の時代である。又嚴格に云へば、我國には手工業時代と稱すべきものは無くて、農業時代から直に産業時代に移つたものであると云つてよい。勿論手工業は神代の昔から始まつて居つて、漸次近世に至るまで發達して來たのであるが、併し乍ら手工業は大部分農業の副業として行はれたもので、獨立したる手工業は其割合が極めて僅かなものであつたのである。之は一面に於て我國に歐羅巴で云ふやうな意味の都市經濟時代なるものが存在しなかつた事實と相關聯するものであつて、都市經濟が發達しなかつたのは手工業が獨立しなかつた證據である。故に我國に於ける經濟發達の歴史は狩獵及漁獵時代から直に農業時代に飛び、手工業を副業とせる農

業時代から直に産業時代に飛んだものと見ることが出来る。

第三章 英國の産業時代

以下述ぶる所は經濟的發達史上に於ける最後の時代たる産業時代であつて、之は我々の現に生活せる今日の時代であるから、前に述べたる各時代よりも、餘程詳しく述べる必要があると思ふ。先づ産業時代と前の手工業時代との間に於ける根本的の相違を大體の上から述べることにし、然る後、此産業時代が起り來るに至つた所の大變動の歴史を研究することとする。此大變動は最初に起つたのは英國であつて、此大變動が最も極端に行はれたのは恐らく北米合衆國であるから、之等の二國に就て大變動が如何なる状態に行はれたものであるかを考究して見よう。此時代を通じて極めて綿密に觀察して見ると、産業時代は其發端より今日に至るまで、事實上三つの時期を通過して來て居る。即ち先づ一七六〇年から一八三〇年に至るまでの最初の時期の著しき特徴は、機械工業の發達と、機械に對する蒸氣力の適用と云ふことであつた。而して

凡そ一八三〇年から一八七〇年に至るまでの時期に於ける産業上の著しき特徴は蒸氣力を以てする運輸の發達であつた。爾來今日に至るまでの最も大なる事實は製造及び運輸の事業に於ける資本の集中及び充實と云ふ事實である。之等の各時期を詳細に研究せむとするには餘程多くの紙數を要し到底本書の許す所でない。併し乍ら本章の説明は次章に於て北米合衆國に於ける状態を説明する際に幾分か補ふこととする。

第一節 産業時代

概説 既に述べたる如く、人間が物を製造する方法に二つある、即ち手によりて製造する方法と、機械により製造する方法である。人間が物を製造する方法を會得してから發達は實に大なるものであつて、殊に各種の機械力を應用して製造を行ふことになつてから、社會は全く一變したのである。人間の筋肉の働きと云ふものは、最早外部の自然力に比較して殆んど云ふに足らざるものとなつて來た。而して人間が單にそれ自身直接の働きによつて仕事をした頃に於ける最も大なる事業と稱せらるるも

のも、最早些々たるものに過ぎぬこととなつたのである。併し乍ら、體力の働は斯くの如く云ふに足らざるものであつても、人間は他の動物よりも秀でたる智力を持つて居る、而して此智力なるものは使用するに従つて發達する。思ふに産業時代の幕の開けたのは、蒸氣機關を中心とする色々の發明發見に因るものなるは最も明かなことである。換言すれば智識の偉力によりて新時代は開けたのである。而して此重大なる社會の變化を生じたのは、實に一七六九年である。今、事態を明かにするために、前章に於ける説明の如く、先づ當時の状態を一々解剖して産業時代と前時代との特色を比較研究することとする。

(一) 階級の關係 手工業時代の舊組織に於ては、何れの職業に於ても、主人自ら少數の徒弟若くは職人等と共に働いたものである。而して之等の徒弟とか職人とか云ふものも、又後には一の職業に於ける主人となること云ふのが一般の有様であつた。故に當時に於ては職業主は全く自分自身の利益計算の下に自ら働き、而して其製造したる品物も其製造より生ずる収入も凡て自分のものであつたと云つてよい。そこで價格

が騰貴して來ると其利益は彼等自身のものとなる譯である。嚴格に云ふと、此時代に於ける工業には事業主とか、労働者とか云ふ階級の別は生じて居ない。徒弟若くは職人と云ふものがあつても、之等は主人の家族と極めて親しき關係にありて、寧ろ家族的のものであるから、労働者とは性質が違ふ。多くの場合に於て之等は主人の息女と結婚し而して其事業を受け継ぐと云ふやうなことがあつた。

工場發生 概して各職工が發動機や其他の精巧なる機械を所有することは不可能のことである。故に製造業に蒸氣力を適用するに至りたる結果は、事業の經營に於ても、富の力に於ても他より優れたる僅少の人々が高價なる機械を買入れて、職工を使用したのであるが、その實驗は直に效を奏して、忽にして時勢の變遷に伴はざる保守的の事業家との間に甚だしき經營力の相違が生じたのである。斯る状態の下に、所謂今日のやうな工場組織と云ふものが發達して家内工業の舊組織に代る様になつたのである。之等の變遷に適應しなかつた保守的の事業家等は遂に衰微せざるべからざるに至つた。即ち彼等は機械製造の利益も受けることが出來ないし、又我を折つて、機

械作業を開始することも出来ないと言ふ有様であつたが、遂に財産は無くなるし、家業は傾くし、爲に此逆勢に抵抗するの望は無くなつた。結局止を得ず事業を捨てて、溢々と新組織の工場に労働者として職を求むるに至つたのである。此産業的大變動以前は雇主、被雇人と云ふ明かに階級的に分れたる區別は存在しなかつた。主人と徒弟とは共に住み共に働くと言ふ有様で、而も主人は自分が嘗つて徒弟たりし頃のことを頭に有して居るから、徒弟の希望たる將來の獨立經營の目的を確保してやると云ふやうな譯で、其間には相互の思ひ遣りがあつたのである。然るに産業時代になると、雇主と労働者と云ふ二つの明瞭なる階級的區別を生じ、之等相互の利害は到底一致する能はざるものとなり。舊社會に於ては殆んど見ることも出来ない大なる懸隔が生じて來たのである。

賃銀制度
物品支給

(二) 賃銀制度 以前に於ては職工は其報酬として製品を受取つて、之を賣りて代金を得ると云ふ有様であつた。斯る方法は各職工が夫れづゝ一の物品を作り上げるに云ふやうな分業の組織にありては當然のことである。然るに、今日の如く生産の能率

を大ならしむる方法の下に於ては、以前よりも更に小さく分業を行ひ、寧ろ勞力の結合を實現せしむることが必要で、換言すれば、以前に於ては一人にて一の物品の全體を作り上げると云ふ方法であつたが、今度は一個の物品を有効に作り上げるためには多くの人が仕事をするに云ふ必要を生じ、例へば或一人の職工は靴の底のみを作り、或一人は靴の踵のみを作ると云ふ様な譯で、靴製造に多くの職工が従事して居るから、一人づゝの職工に於て云へば、誰が何足の靴を作つたかは解らない、全體の職工で何足かの靴を作り上げるので、個々の職工に就ては、作つた靴の数は算定することは出来ぬ。又原料を供給し、機械を備へ附け、損失の危険を冒すものは雇主であつて、斯ふ云ふことは職工は少しも關しないのであるから、當然雇主は之等に對する報酬を得なくてはならぬ筈である。然らば其報酬として、出来上つた靴を如何なる割合で受取つたらよいか。若し斯ふ云ふ有様の下に雇主と職工との間に報酬の分配を靴を以て定むることとすれば甚だ面倒なことである。故に斯る面倒より免るることの出来る方法を他に發見しなくてはならぬ。而して事實上、之に對して採用されたる方法は、極め

て簡單にして而も最良のものであつた。それは、製造した靴は總て雇主が引き受け、職工に對しては、直接労働の結果たる靴を與へると云ふことをしないで、相當に協定したる貨銀を以て仕拂ふこととしたのである。即ち斯くして勞力使用に對する近世の所謂貨銀制度なるものが出來て來たのである。

(三) 競争 専ら地方的市場取引のために生産せし舊組合組織の下に於ては、價格

は他の多くの産業的要素と共に、慣習若くは法律によりて定まつたものである。同業者の間で他より安い價格で製品を賣る者は、非常に一般から卑しまれ、且つ憎まれたものである。製造業者等は時としては製品の品質上に就て競争することもあつたが、斯る競争に對してすら、動もすれば慣習法律は干渉し來りて、其製品の品質は、どの位の程度のものでなくてはならぬと云ふ規定を設けて、凡ての製品を同一の品質に平均させると云ふことをしたのである。併し乍ら産業時代に於ける所謂大市場が次第に發達するに従つて、之等の事情は凡て一變した。工場は最早、一市とか一地方とか云ふ小さな取引のために、製品の競争をするのではなく、全國若くは世界と云ふ大なる

市場のために競争するに至つた。且つ又、最早製造業者は軒を並べて親密に交際すると云ふ生活状態に在るものではなく、屢々各地に割據して營業上相競ひ相戦ふと云ふ有様になつたのである。前の時代は一般に都市經濟の時代であつたのであるが、産業時代に於ては國民經濟の時代となり、現今に至りては、更に大に發達して、世界經濟の時代と稱せらるる位になつて來た。斯る状態の下に競争は益々激烈となり、其競争の目的は金儲と云ふことで、品質上の競争は金儲の目的を達する手段に過ぎない。

此大競争は好果を擧げた。それは各人の精力と企業心を刺戟し、發明は相次いで現はれ、事業は最大有利に於て行はると云ふ發達の域に達した。而して機械の増加と市場の發達とが分業を益々有利とするに至りたる結果として、勞働の方法は愈々分割に分割され、其他色々なる方法が之等の事實と相合して生産費を絶えず減すると云ふことになつたのである。

思ふに當時に於ける學者の大多數は、産業の自由によりて生じたる富の驚くべき増加と、並に新活動を抑壓せむと欲する人々によりて要求せらるる所の舊組合の面倒な

自由競争主義

る制限を見て自然大に感ずる所があつたに相違ない。之等の學者は無制限なる競争から生ずる色々な弊害は之を看過し、只だ利益の方面ばかりを観察して、國家は産業に對して從來永く指導的干渉を加へ來りたるものであるが、之は甚だ不都合であつて斯る政策は採つてはならぬ、産業をして最も大なる結果を擧げしめむとするには、之を全く自由に放任しなくてはならぬと云ふことを主張したのである。此主張に従つて採用したる産業に對する政府の政策が如何なる結果を生じたかと云ふことに就ては後に少しく調べて見る必要がある。

銀行と信用

(四) 銀行業と信用 凡ての大運動は何れも複雑なる内容を有するもので、色々な關係が相互に原因ともなり結果ともなつて入り組んで居るものである。前の時代に於ては貨幣が大に發達したのであるが、産業時代に於ては大に信用の發達を見るに至つたのである。而して信用の發達は、産業時代の特色を爲せる他の大なる變遷の原因となり、又結果となりたるものであると云ふことが出来る。勿論貨幣は尙ほ小賣商業及び其他の小取引に於ては一般に使用されて居るけれども、大取引の場合に於ては、

最早大部分信用の要具たる小切手、約束手形、爲替手形等の如きものが貨幣に代つて來た。更に信用の制度を確立するがために今日の所謂銀行制度なるものが社會に發達する必要を生したのである。斯くの如にして一の大なる改革が起れば、それが他の諸改革の原因となり、他の諸改革が又前の大なる改革の結果に對する原因の一部となること云ふ有様であつた。一七八二年に合衆國には只だ一の銀行があつたのであるが、それが一九〇二年の九月に於ては國立銀行のみで四千六百一行に達し、之に州立銀行、私立銀行及び銀行の仕事を行つて居る信託會社等を合すると、總計一萬二千以上に達するであらうと思ふ。

運輸

(五) 運輸 産業時代が始まる以前に於ては物を運搬すると云ふことは餘り重大なる問題ではなかつたのであるが、産業時代の開始と共に俄に重大なる問題となつて來た。以前に於ては陸上長距離の運搬と云ふものは全く出来なかつたもので、陸上の運搬と云へば、馬背によるか若くは荷車に依つたものである。而も屢道路が悪いために斯る方法の運搬すら十分に目的を達することの出来ない場合があつた。陸上の運搬は

斯の如く困難であるからして、其當時の運輸は常に水路に依つたものである。當時は帆船を用ひたのであるが、其速力は遅いけれども、水路の通して居る場所と場所との間は餘程嵩のある商品でも先づ運送することが出来た。斯ふ云ふ譯で、大なる都市は必ず海港に位したのである。然るに今日に於ては、自然力及び技術の力によりて、全然水路にのみ依頼すると云ふことはなくなつて來た。従つて重要な都市も今日に於ては大河若くは海岸から數哩離れて居つても發達するやうになつた。斯く云へばとて水運と云ふものが今日では必要を減じて來たと云ふ譯では決してない、依然として甚だ重要なものであつて、之は水路より離れて發達して居る都市が極めて少ないと云ふ事實によりて充分に證明することが出来る。於之乎、我々は、文明の發達は人類の自然を支配する程度に伴ふものであると云ふことを知るのである。

(六) 道徳上及び法律上の拘束 經濟發達史の過去に屬する諸時代に於ては、同郷の住民及び異郷の住民との間に常に截然たる限界があつた。而して一般に家族及び郷黨は一の社會を成して居つて其社會は絶えず段々と擴がつて居つた。彼等は常に詳細

なる法律や慣習によりて保護されて居つたのであるが、併し異郷人に對しては、どうであるかと云ふと、便利なる取扱を少しも與へることはなかつたのである。異郷人と云へば、何れの國の言語に於ても、敵と云ふ意味が加はつた位であつたのである。此同郷人及び異郷人との區別が漸次消え去るに至つたと云ふことが産業時代に於ける特色の一つである。然らば産業時代に於ては、凡ての人々が同胞的になつて來たのであるか、若くは凡ての人々が相敵視する異郷人的になつて來たのであるかと云ふ質問も起る譯であるが、産業上の取引に於て凡ての人々が極めて親密なる同胞的のものとなつたと云ふことは餘り云へないかも知れぬが、併し乍ら若し我々が産業時代の全體を通觀する時は、時勢の變化により凡て異郷人とせられ敵とせられたる人々が、漸次同胞的の關係に立つようになつて來たものであると信すべき理由があるのである。所が、斯ふ云ふ有様で同胞的の住民を包容する社會の範圍が急に甚だしく擴がつて來ることになると、勢ひ、同胞的の感情と云ふものは從來よりも薄弱になつて來るのは當然である。併し乍ら、輓近、此同胞的友愛の感情を助長せしめて、其限界を國民的限

界以上に押し擴げると云ふ強き自覺的努力が以前よりも餘程盛んになつて來た。全體から云へば、人道と云ふものは決して其力を減じて居ない、漸次發達しつゝあるのである。

第二節 英國の産業革命

一七六〇年
に於ける
經濟狀
態

一七六〇年に於ける經濟狀態 手工業時代から産業時代に移る變化が先づ第一に現はれて來て、而して最も速に其變化が成就したのは英國であつた。此變化を英國では普通に産業革命と稱して居るのであるが、之は適當な名稱であると思はれる。社會が別に大なる損失も苦みも受けずして新しき社會狀態に調和することの出来るやうに極めて緩漫に例へば、植物が次第に生長する場合に、實際には段々と生長して居るのであるが、之を見ても全く生長して居るか、して居ないか、殆んど解らないやうに、極めて緩漫に起つて來る變化は發達若くは進化と稱する所のものである。然るに、社會が新社會狀態に調和する暇のない位に、突然激烈に現れ來り、恐しい混亂と苦痛とを社會

進化と革
命

に與へて、舊組織を破壊し去るが如き變化は所謂革命と稱せらるゝ所のものである。

英國に於ける産業革命の真相を知るために、我々は、此激變の起る以前に於ける諸種の事態を、先づ第一に研究する必要がある。

農業

(一) 農業 一七六〇年に於ては、英國の土地の廣大なる面積は、尙ほ共有地として存して居つたのであるが、一七六〇年から一八四三年に至る間に、之等の土地の内の七百萬エーカーが私有土地となつた。之等の土地が共有地であつた時代には、耕作者は小屋を建て、之に住み、一小地域を耕作して其收穫は全部自分に收め、其餘の土地は鵝鳥とか羊のやうなものを、少し許り、手の及ぶ範圍で、飼養することに用ひて居つたのである。斯る狀態の下にありては、耕作者は餘程獨立的で、地代を拂ふこともなく、報酬以外に尙ほ幾分生活の資料を残すと云ふ有様であつた。之は當時の農耕に於ける長所と見るべきものであるが、然るに、之が大なる短所は、土地の大部分と云ふものは、殆んど利用されて居ないで、一般に荒蕪地と稱せられた位に抛棄されて居たことで、概して各人其業を怠り、進んで農耕のことに努めると云ふことがなかつたの

である。濕地を排水するでもなく、荒れに荒れて、偶々少し耕作されて居るのを見れば、其方法は極めて幼稚な憐れむべきものであつた。

製造業

(二) 製造業 一方には製造業に最も大なる變化が起つた。當時手工業の組織は尙ほ一般的のものであつた。アダム・スミスが一七七六年に著した富國論に於て、「人は製造者を多く使用することにより富を作るを得べし」と述べて居るが、彼は製造者と云ふ言葉を、其當時の普通の意味からして、技手、技師と云ふことに用ひたものである。當時に於ける英國の重なる製造業は毛織物製造業であつて、之は一七七〇年に約四百萬磅を海外に輸出したもので、此金額は英國の當時に於ける總輸出額の殆んど三分の一を占めて居つた。製造の方法は尙ほ極めて幼稚なるもので、例へば、織物業に於ても、製造者は家内の製造者で何れも、家畜、家禽の類を有して居ると云ふ有様であつた。主人が羊毛を買入れて來ると、妻女がそれを絲に紡ぎ、共に之を織りて、市に賣りて、利益の凡てを收めると云ふ譯であつた。舊式の糸車を用ふると、一回紡いで直に絲が出来る、すると織工が手織機で、絲を紡ぐ時間よりも更に短い時間でそれを織り上げる

と云ふことになる。併し乍ら一七六〇年以前に於てすら、最早變化は始まつて來て、手織工は段々と都市に吸収せられ初めた。而して製造の方法を分業的にする傾向が、自然生じて來た。それは、羊毛の買入れから、絲を紡ぎ、それを織り、出來上つた織物を賣ることに至るまで、凡てのことを一人でやることは困難なことであるから、仕事を分つて、紡績業者から絲を買取り、之を織物業者に賣るを業とする中間の業者が出來た、後に之等の中間業者は絲を織物業者に賣ることを止めて、契約の下に織物業者に絲を供給して、織物を凡て引受け、織物業者には契約せる金額を支拂ふと云ふことになつた。であるから、從來の織物業者は賃銀を取りて働く労働者となり、又或程度に於て彼等に資本を供給する資本主の從屬者の如くなつたのである。當時は極めて簡單なる機械を用ひて一般に手工を以て製造して居つたのであるけれども、後の所謂工場組織の多くの萌芽は既に一七六〇年頃に生じて居つたのである。

毛織物業に次いで重要な事業は製鐵業であつたが、併し乍ら一七三七年に於ては、英國は約二萬噸、即ち英國内で製するよりも以上の鐵を輸入して居る。一七四〇年後

運輸

に至り製鐵業は衰へ始めて來た。之れは當時の木炭鑛鑛に用ふる木炭の供給が殆んど絶えて來たと云ふことに原因するものである。製造業の他の種類としては、當時漸く其端を開きたる絹織物、リンネル製造、綿織物等の如きものであつた。

(三) 運輸 當時製造品を輸送するには大なる困難と大なる費用とを要し輸送の能力は甚だ低きものであつた。當時の旅行者が公の道路に關して、惡口を云つて居るのを聞くと、車轍の通り溝が四呎も深くなつて居る所があつて、又一哩の道路の間に荷馬車が三臺も壞れて居つたのを見たこのことである。道路の状態は凡そ斯の如きものであつて、當時に於て、市場との間の貨物運送の最も普通なる方法は尙ほ馱馬による運送であつた。只だ一七六〇年前に於ける運輸方法の改善としては數個所に運河を通じた位のことである。

經濟的立法

(四) 經濟的立法 此時代の特色たる凡ての状態の内、近代人に取りて最も奇異に感ずるは、經濟に關する立法である。中世に於ける政治的觀念は、尙ほ未だ表面上大に有力なものであつた。概して此觀念は、詳細なる規定を有する立法は多くの場合

英國の定住法

に必要なものであるとするものであつて、恰も我々が今日普通法を必要なものであるとする如き觀念を凡ての方面に持つて居たのである。そこで、國家は、宗教に對しても、農業に對しても、工業に對しても、商業に對しても、多くの法律を制定した。之等の法律の若干に就て茲に特別の注意を拂ふ必要がある。既に述べたる如く、昔の人々は競争を重んずると云ふ觀念を有せなかつたのは事實である。彼等は異郷人が彼等の住地たる都市に來りて、不正の方法で職業を營み、彼等に害毒を與へはしないかと云ふことを恐れて居つた、そこで、英國に於ては定住法と稱する法律が出來て、其都市の市民か若くは其地方の職業組合の一員にあらざるものは、何人とも、事業を營むことは出來ないと云ふことを規定した。更に又、其都市に來らむとする労働者は、貧民救済のために税金を負担することとし、而も其都市に來りて四十日以内に市民よりの要求に應じて其納税を確保するために、一ヶ年分の保證金を提供しなくてはならぬと云ふことを規定した。斯る保證金を提供することの出来る人は殆んど無い位少數であつたから、之がために、移轉の自由は甚だしく束縛されたのである。更に他の法律には、職

業組合の組合員となるには是非とも、七年間徒弟たることを要し、且つ特に定めたる方法以外には如何なる場合と雖も組合員となることは出来ないこと云ふ規定があり、更に又、徒弟の数を制限する規定もあつたのである。斯る規定の目的とする所は、各種の職業が餘り多く出来て、不正の方法を生ずることを防ぐに在つたのである。斯くの如き規定の下に於ては、近世に於ける所謂競争なるものは全然生じ得べからざるものであると同時に、斯る慣習的若くは法律の束縛は決して個人若くは社會の實際の利益を保護することの出来るものではないのである。

賃銀 當時に於ける凡ての經濟的立法の内、最も顯著なるものは、恐らく、労働者の賃銀を定むる職權を治安判事の手に委ねたる法律であらうと思ふ。此法律は若しも労働者を全く雇主の意志に委るときは労働者は雇主の壓迫を受けるに相違ないから、之を防ぐがために規定したものであると稱せられて居るけれども、此法律の眞の目的は寧ろ、賃銀の騰貴を防ぎて雇主を保護するに在つたものと思はれる、又此法律執行の精神から云つても斯る目的に一致するやうにしたものらしい。労働者は斯の如く、其

賃銀に關して、法律の所謂保護なるものを受けることになるから、労働者間に聯合を作ると云ふことは不必要な、且つ危険なことであると云ふ理由で、最も嚴格に禁せられて居つたのである。

(五) 一七六〇年に於ける思想の狀態 産業革命の真相を解せむとするにはドウしても我々は單に經濟的生活のみの觀察に止めないで、廣く當時の有様を觀察しなくてはならぬ。先づ一七六〇年に於て、前に述べたる立法や政治の凡ての組織を破らむとする激烈なる反對が起つて來た。併し乍ら之は凡ての方面に及んだもので、單に産業に關する範圍内のみに起つたものであると考へるのは誤つて居る。最も大なる反對は精神上及び宗教的禮拜上加へられて居つた所の束縛に對して起つたのである。宗教上の自由に次いで、政治上の自由を凡ての英國人は要望した。然るに産業の上に加へられて居つた束縛には反對はまだ起らなかつたのであるが、人身の自由に對する感情の方が其間に突發したのである。此反對の氣運の盛なるに當り、アダム・スミスは一七七六年に發行した最も著明なる富國論に於て、此事を論じて居る。即ち其論する所は

次の如きものである。「人類は元來自由にして平等なるものである、不平等は人爲によつて生じたるもので、之は除去せねばならぬ、自由に放任して置けば平等は自ら現れ來るものである。人が事業を營む上に必要なことは、保護にあらずして、自由である。自由競争の制度の下に於ては、各人は自ら自分の利益を見出し得るもので、而も自ら自分の利益を求むると同時に、原則として、社會の最善の利益を増進することになるものである。若し縦令其結果が最良のものでないにしても、理想上、最良のものと想像し得らるべきことであつて、少くとも實際上出來得べきことは最良のことである」。思ふにアダム・スミスは確に之を以て、政府の干渉から生ずる結果よりも以上に好結果を生すべきを信じたのである。

當時に於ける思想は大體以上の如きもので、檢束とか制限とか云へば、縦令、それが必要なものであつても、決して用捨をしないと云ふ有様であつて、加ふるに當時に於ける經濟的立法も亦甚だ有害にして束縛的のものが多かつたから、富國論は忽にして經濟上の福音として崇めらるるに至り、更に之と同じき性質の大著述が踵を次いで現

はれ來り、斯くて十九世の大部分と云ふものは斯る思想に基く經濟政策が盛んに鼓吹せられたのである。此政策の結果如何に就ては後に論ずることとする。

變化と其結果

(一) 農業に於ける變化 十八世紀の間に英國の農業は甚だしく變化した。穀物の價格が騰貴した結果として從來に於けるよりも大なる費用と勞力とを耕地に投ずるも收支が償ふやうになり、従つて農耕法の根本的改良に大資本を投ずることが行はるるに至つた。斯る變化の結果として大農が盛んになつて從來の小農に代ると云ふことになり、且つ土地の所有に伴ふ社會的及び政治的特權は少數人の手に土地の所有權を集中せしむるの傾向を生じた。斯くて之等の事實と其他色々の多くの事實が相合して、貧民階級の窮迫となり、遂に之等の貧民は地方の農耕地より驅逐せらるるに至つた。故に止を得ず當時發展しつつありし都市に移住して、漸次増加しつつある工場勞働者の仲間に入りて生活の資を得るより外はないことになつたのである。

(二) 工業に於ける變化 一七六九年に於て、アダム・スミスが、將來の經濟思想の

上に甚大なる勢威を振ひし所の富國論を執筆しつつあつた頃に、其友人の一人たるジェームス・ワットは蒸汽機關を發明して世界の産業革命を惹起すべき原因を作りつつあつた。ジェームス・ワットはグラスゴーに於て業を営まむとしたが、彼は同業組合の組合員でないからと云ふ理由で、グラスゴーの鍛冶職組合から排斥せられた。そこで彼は同市の管轄區域外の大學の地面に許しを得て工場を設けることになつた。斯くして、産業革命を生ずるに至りたる最も大なる二つの勢力がグラスゴー大學の保護の下に相共に生れたのである。

同じ一七六九年に、次の五十年間に織物業を一變し從來英國に於ける第一の産業たりし毛織物業以上に盛大となつた所の綿織物業を勃興せしめたる諸發明が現れたのである。紡績機械が發明されてから、織絲の製造高を非常に増加することが出来るやうになり、従つて以前よりも安價に優良なる織物を生産することが出来ると同時に、製品に對する需要は著しく増加した。織物従業者は尙ほ當時手織機を用ひて居つたのであるから斯る状態の下に、甚だしく多忙を極め、賃銀の如き以前より大に高くなつた。併し

乍ら間もなく動力織機が發明せられて、其改良完成するに及んで、織物従業者の多くは忽にして職を失ふに至つた。即ち一人の織工で四臺の動力織機を操縦することが出来たから、更に製品に對する需要が増加して動力織機を増加する必要が生じない限りは、四人の職工の内三人は職を失ふ譯になるのである。更に、此動力織機を操縦するには體力よりも寧ろ巧妙なる手の働きを要するのであるから、賃銀の安い婦人及び小供が盛んに使用せらるることとなつて、男子は其職業を奪はるやうになつた。更に十八世紀の終りに當り、機械を以て棉の種子を除去する繰綿機械がエリー・フィットナーによりて發明せられ、之がため綿織物業は更に大なる發達を見るに至つたのである。

之と同時に製造業に用ふる動力は大なる速度を以て從來の水力より蒸氣力に移つた。従つて最も大なる變化が綿織物業に起つて來たのである。即ち綿織物業は蒸氣力應用のために急激なる變化を受けて驚くべき發達をなし、遂に英國産業界に於て一躍して最も主要なる産業の一となるに至つた。併し乍ら斯る變化は單に綿織物業のみに限らず、毛織物、リンネル、絹織物に於ても同様であつて、何れも大なる影響を受くるに至つた

のである。

蒸氣機關の發明によりて英國に於ける炭礦の採掘高は大に増加するに至つた。之は新發明の應用により坑内の水を防ぎて坑穴を甚だ深く掘り下げることが出来るやうになつたからである。而して石炭の供給高が増加したから、鐵の製造は從來の木炭鑛の方法を去りて、熔鑛爐を用ふるに至り、之が爲め製鐵業に急激なる變化を生じたのである。此變化が如何に重要なものであつたかは、近世の産業状態に於て、機械の製作に用ふる鐵及び鋼鐵の生産に優れたる國民が、世界の貿易を指導するに至りたる事實に徴して明かに解る。

(三) 運輸に於ける變化 農業及び工業の方法に大なる變化を生じたる結果として、勢ひ、輸送力の改良發達に新しき刺戟を與へた。公共の道路は、テルフォード及びマカダムMacadamの如き技師の指導によつて、大に改良せらるるに至つた。此兩人の技師は道路設計者として有名なもので、今でも道路築造の最良なる方法として、彼等の名前を附した方式がある。更に當時新たに數個の長距離の運河が開鑿せられた。而して若しも運

河の開鑿が汽車の發達によりて一八二五年以後其勢を止めらるると云ふことがなかつたならば、更に盛んに開鑿せられたに相違ないと思ふ。又鐵道が初めて出來た年の一八二五年以前に於て、蒸氣力は既に數年間に亘りて有効に水運に利用されて居つた。更に鐵道に就て之を見るに、英國に就ては半世紀以内に非常に發達して、大なる鐵道網が出来て最大なる嵩を有する貨物と雖も之を國の端から端に運送するに、舊時代に於ける運送法によりて一州から他州に運搬するに要した費用よりも、餘程少ない費用で済むやうになつた。今日に於ては北米合衆國の西部の農地より英國の市場に小麥を輸送するに要する費用は、一七六〇年に於ける英國の平均三四十哩の距離を運送するに要せし費用よりも、餘程少ないのである。

(四) 經濟的立法の變化 舊時代の産業方法が改善さるるに従つて、同時に舊時代の煩雜なる色々の制限を取り除かむとする要求を生じて來た。舊時代に於て、斯る制限を設くるの必要として主張せられたる口實は、最早如何なる理由を附するも、全く時代後れのものとなり、ドウしても社會より取り除かるる運命となつて來た。

勿論、舊時代の凡ての法律は一時に廢止せられたものではない。斯の如きことは單に英國に於て決して事實でなかつたばかりではない、何れの國に於ても殆んど有り得べからざることである。要するに或種の法律は廢止せられ、又或種の法律は漸次自ら消滅した。斯くして、或る職業を營むには七年間の徒弟生活を経なくてはならぬことを規定したる法律も、十八世紀の末葉に自ら消滅した。間もなく十九世紀の初頭に至り、労働問題の紛議を生じた時に、労働者の或る者等は、自暴自棄の態度に出で、舊時代の法律を持ち出して之に違犯せるものとして雇主側を告訴したことがある。其結果は、どうであつたかと云ふと、此法律は一先づ停止せられ、而る後、新産業状態に適せざる法律として廢止せらるるに至つた。斯ふ云ふ有様で、次第々々に舊法律は廢止せられ、或は世の中から忘れ去られ、各人は隨意に自由に産業上に活動することが出来るやうになつたのである。

労働法規

労働法規 労働に關して規定せる多くの法律は、労働者の利益を保護すると云ふのではなくて、寧ろ却て労働者が勢力を増し氣勢を加へるを防ぐと云ふのが其目的であつ

たことは注意を要すべきことである。アダム・スミスが労働法を駁論したのは、當時の法律が近世の法律の如く労働者の利益を目的とするものにあらずして却つて之に對して壓迫を加ふるを目的としたものであつたからである。即ち彼は、労働に利益を與へるやうに出來て居る法律は、正當なる法律たるを證するものであると云つて居る。舊労働法の不公平なる最も著しき例は労働聯合に對する法律によく現はれて居る。即ち、資本主の方は最初から聯合するを許されて居つたにも拘らず、労働者の聯合は嚴格なる制裁の下に禁止せられたのである。徒弟に關する法律、賃銀に關する法律、貨物の検査に關する法律等が或は廢止せられ、或は消滅し去りたる後に於てすら、此労働者聯合を禁する法律は有効に存して居つた。而して此法律の下に、労働組合を組織せむと企てたる人々は、屢々嚴格に處罰せられたのである。併し乍ら結局、此法律も又廢止せらるるに至つた。

變化の結果

(一) 産業界の混亂 産業革命を導きたる大變化の結果は、實に驚くべきもので、諸

産業界の混亂

種の商品に對する市場の範圍は甚だしく擴張し、而して消費者との間の距離如何と云ふことは、最早製造業者が工場の位置を定むる上に於て重大なることではなくなつて來たから、寧ろ便利を標準とし、特別の便利の下に經營することを得る如き場所に産業は集中すると云ふ傾を生じた。即ち、最初は水力の便ある地方に産業の集中を見、後には、概して、蒸氣力を得るに便利なる地方に集中したのである。之は從來の設備及び産業が新しき地に移轉して斯る集中を生じたかと云ふと、そうではない。普通に便利なる中心地に有力なる新競争者を續々生じて、其結果散在せる舊來の工場が次第に職を失ふの止むなきに至ると云ふ譯で産業中心が變じたのである。斯る有様で、單に地方の職人が職を失ふに至りたるのみならず、更に都市に就て見るも、より以上に便利なる位置にある他の都市の犠牲となつて、衰ふるに至つたのがある。

都市の發達

(二) 都市の發達 産業の方法に於ける變化、特に運輸の方法に於ける變化の重要なモー一つの結果は都市の發達と云ふことであつた。人口の集中は一方に於て、多くの有利なる結果を生じ、更に將來に於ても有利なる結果を生ずべき望を與へたと同時に、

斯る人口の大なる集中に伴ふ弊害が今現に我々が解決に努めなくてはならぬ所由々しき大問題の一を作り出すに至つたのである。

職業の動搖

(三) 職業の動搖 舊時代に於ける産業組織の比較的單純であつた一つの原因は規則正しく緩漫に推移すると云ふ點に在つた。昨年も今年も別に變つたことはないといふ有様で、生産者は其生産物の需要高を計算することも出来れば、又それがために得べき所得の高をも計算することが出来た。所が市場が國民的となり、更に國際的となるに従つて、人の慾望は益々複雑となり、流行の變遷は愈々烈しくなつて來た。従つて、如何なる貨物が需要されるか、又製品の幾許の數量が消費者によりて消費せらるるか云ふことを知るは最早容易のことではなくなつて來た。用心して生産を差控へ過ぎると、價格は法外に暴騰することとなり、従つて利益を豫想して新資本が其事業に注入するに至り、又從來よりの生産者等も其生産を差控へる考がなくなつて來る。さうすると、供給過多を生じて、價格は法外に暴落し、工場は閉鎖され、労働者は職を失ふと云ふことになる。併し乍ら消費者の多數をなせる労働者の賃銀が取れないやうになるのは

景氣復活の上から望ましいことではない。即ち、斯る状態に在りては労働者が非常に暇である時と、非常に忙しい時とが相次いで起る譯で、之には生活及び労働の不安より生ずる悪い性質の弊害が伴つて來るのである。

受動的政 策

政府の受動的政策に對する反動

既に述べたる如く、産業方法の變化に伴つて、産業及び其他一般人事に對して採るべき政府の態度に關する觀念に根本的の變化を生じたのである。此變化は幾分か、人民の智識、理性、正義の觀念が進歩して相互の權利を知り、之を相互に尊重するに至つた事實に原因するものであるが、併し乍ら此變化を惹起したる大なる原因は、「個人の利益は、人に依りて作られたる法律の力よりも、一般の幸福を一層確實に進めることの出来るやうに、人の行爲を正しくするものである」と云ふアダム・スミスの中心的主張が一般に認められたことである。我々は茲に、此受動的政策の説が、經驗の結果と、人々が結局従はねばならぬやうになつて來た所の或種の變化とによりて遂に破壊されるに至つたことに就て、詳細に研究して見なくてはならぬ。

貨物の檢 査

(一) 貨物に對する政府の検査

製品に對する検査の法律を廢するに至つたのは個人の利益に放任して自由に競争せしむる場合には、詐欺瞞着は行はるべきものではない、従つて自ら左様云ふことは行はれないやうになつて來るに相違ないと云ふことを理由としたものである。云ふ迄もなく、之等の目的は實現しなかつた。尤も、若し各人が充分に凡ての智識を持つて居るならば、製造品を買ふ場合に自己の利益に従つて安全に買ひ求めることも恐らく出来るであらうが、併し乍ら各人に斯る智識はない。成る程、昔のやうに製品の種類も少なく、其製品の品質も單純なもので、且つ購賣者の近傍に住んで居る職人によりて生産せられると云ふ如き有様であるならば、買物の品質を見定めると云ふことは甚だ容易なることであつたのであるが、併し乍ら今日に於ては、何人も粗惡なる化粧粉や香料や、其他混せ物をして品質を悪くすることの有り得べき無数の品物に就て、其良否を見分けることは出来るものではない。本當の牛酪と模造の牛酪とを區別することの出来る人は餘りあるまい。水中の熱病菌や、豚肉の旋毛蟲などを見出し得る人々がどの位あるであらうか。斯ふ云ふことには一般購賣者の智識は到底駄

目である。之等はドウしても、専門家の智識に依らなければならぬと云ふことが経験によりて英國人に解つて來たのである。そこで、獸肉、魚肉、乾物、藥品、牛酪其他の食料品を政府の各専門技師が検査すると云ふ法律を制定するに至つた。金板、銀板、銃身、蒸気々罐、下水溝、下水暗渠、瓦斯、度量衡等凡て之等のものは、政府が各専門家の手を通して検査して、自ら自身を保護することの出来ない、又普通に保護しようとして一般の人民を保護しなくてはならぬものであると云ふ主義からして、一々検査し實驗することゝなつた。於之、人民は實際上各自に自らを保護するのではないが、併し乍ら彼等の共同的努力を代表せる政府の手を通して、自らを保護する譯になる。自分で自分の事を何でも直接にすることを努力するのは、再び野蠻の状態に歸ると同じことであると思はれる。分業と協力、これが進歩したる文明の特色であり、根底である。

労働保護

(二) 政府の労働保護 産業革命の際に最も強烈に要求せられたのは労働者の自由であつて、又之が最も必要のことであつたのである。舊時代の束縛は雇主に取りても労働者に取りても、極めて煩雜にして厄介なものであつた。併し乍ら之等の束縛を排

除して現れ來りたる自由は如何なるものであつたか。機械が採用さるゝに至りて、從來男子の労働者が従事して居たやうな仕事にも、女子や子供を使用することが出来るやうになつて來た。併し乍ら所謂近世の機械なるものは、若し之を人間の生命に向けると其破壊力の大ききこと恰も重砲の如きもので、之が爲に生命を失ひ、四肢を失ふの状は機械使用の初期に於て、實に悲惨なるものであつた。然るに、此場合に於ても、又極めて巧みなる論法で、雇主は自己の利益上より必ず其労働者を各種の害毒より免れしむるやうに保護を加へるに相違ないと云ふやうに論せられた。此議論の根底は、勿論、斯る保護を加へるのは、結局雇主の利益でなくてはならぬと云ふ斷定に基くものであるが、併し乍ら之は正確なものではない。當時に於ける製造業者の不謹慎は實に言語同斷もので、若し人間が自由の競争に適するものであるとすれば、人道上の觀念によりて容易に達せらるべき事柄ですら、全く等閑に附せらるる有様で、之がため舊來の自由に對する反動より、嚴罰を附したる束縛の法律を設けて、其目的を達せむとしないでならなかつたのである。四五歳の小供の労働、工場の不完全なる通風、労働時間の過

多、幼年労働者に對する教育の怠慢、其他多くの弊害に對して干渉を加ふる必要があつた。何故に斯くの如く雇主が其使用人の利益を冷淡に附して之を顧みなかつたかと云ふ點に至りては、一々之を擧げることは困難である。之等の弊害を一般に認るやうになつた結果として、所謂工場法と稱する法律が、議會の條例として、發布せらるゝに至つた。之は一八〇二年に發布せられ今日まで續いて居る。現行法が特に規定せる重なるものを擧ぐれば、(一)凡ての危険なる機械に對する防壁、(二)工場に於ける通風及び他の衛生的設備、(三)婦人小供の労働時間は大部分の産業に於て一日十時間以内とする事、(四)土曜日は半休とする事、(五)十一歳未満の小供は絶對的に使用を禁止する事、且つ十一歳以上十六歳以下のものは労働に適する證明書を提出しなくては使用する能はざる事、(六)少年労働者に對する教育は毎日半日宛か隔日毎に全日とする事、(七)雇主は帳簿を備へ附け之等のためになしたる凡ての施設を記入し、監督官が其施設を實地に検査する便宜に供する事、(八)法律の實行如何は政府の監督官之を検査する事。此最後の條項は經驗上より設けたるもので、之を設けざる時は立法の全體は有名無實のものとなるのである

工場法

婦人小供の労働時間を一日十時間以内に制限したる條項があるが、此労働時間は舊法では、徒弟たる小供は食事の時間を含めて少くとも、朝五時より夜の七時若くは八時迄労働しなくてはならぬとしてある。此工場法が舊法律と異なる最も著しき點は舊法に於ては、雇主の利益を目的として編纂せられたのであるが、工場法に於ては、労働者の利益、即ち更に廣く考へて見れば、國民全體としての永久的利益を目的として出來て居ることである。

職工組合
と政府

(三) 職工組合と政府 賃銀制度が産業革命によりて發達するに及びて、自然に労働者が彼等自身の利益を自ら保護せむが爲に職業の種類により、夫れ／＼相合して組合を結ぶと云ふ傾向が現れて來た。政府及び雇主の如き支配的地位にあるものは、労働者の組合が大なる勢を以て其人員を増加しつあるを見て其組合の合同力によりて、己れ等の勢力が減殺せらるるに至るかも知れないのを恐れて、甚だしく此労働者の組合を猜み且つ怖れたのである。其結果として遂に、一七六〇年以來、屢々斯る聯合を防ぐべき法律を制定したのである。故に労働者階級は、組合の必要が甚だしく加はつて來たことを自

覺し、公然たる行動は禁せられて居るのであるから、秘密の裏に相結合するに至つた。一八〇〇年に至り、議會は、法律の規定如何に拘らず、労働者の組合が着々として其人員を増し勢力を得つゝあるを見て、之を禁止する嚴格なる法律を制定し、其法律に於て、賃銀の利益、労働時間の短縮、若くは労働條件に關する其他の變更を目的とする職人労働者間の一切の協定をすら、之を不法行爲であると規定したのである。此法律は甚だしく一般から排斥せらるゝに至り、雇主側と雖も、往々自ら進んで此法律の頼るべからざるを言明した位であつた。議會は久しき間、論議を重ねた末、一八二四年に至り、遂に此法律の誤れるを自認し、同時に之を廢止した。斯くて労働者階級は彼等を束縛する法律がなくなつたから、驚くべき勢を以て職工組合を擴大した。併し乍ら労働者階級は尙ほ色々な法律上の迫害を受けなくてはならなかつた、殊に最も彼等が苦しめられたのは、法廷の反對的判決であつて、即ち法廷は其利益を増進せむとする職工組合の努力を以て、職工制限に違犯するものであると宣告したのである。然るに遂に一八七五年に至り、第一に職工組合の目的及び行動は、職工制限上の理由によりて、之を不法

とすべきものにあらざること、第二に、若し其行爲が職業上の紛議より生ずる目的を達するに在らば、一人にて行ひたる行動にして合法的なる以上は二人以上、即ち幾人聯合して之を行ふも、凡て合法的のものであると云ふことを明かに法律を以て規定したのである。

結論　以上新學説を経済上の新氣運に適用して、之が處置を誤りたる多くの實例の内の若干に就て述べたのであるが、元來此經濟上の新氣運は革命を惹起したる原動力であつて、新學説は産業の無制限なる自由即ち自由競争より生ずる一般的の効能と利益とを主張した所のものである。此氣運、此學説は共に一般の人々には新奇のものであつた。新學説は國民的産業の生産を大に増加し、而し其生産に與りたる人々の間に正當なる分配を爲すことに就て主張した。而して生産に就て云へば、新發明と産業上の競争とが共に原因となり、大なる増加を來したのであるが、併し乍ら、此新しき富の分配に關する新學説の主張は實行に當りて失敗したのである。善法を制定して、之を施行するに至るまでの分配の状態は實に言語同斷のものであつたのである。故に新學説に對する

反動も決して偶然のものではない、併し又、其反動なるものも、要するに、自覺したる確乎たるものではなかつたのである。英國人本來の實行的にして具體的な心的性狀は一般的のものとなつた。彼等は産業界の大變化によりて一時的に無制限競争の觀念に走り、而して其主義の實行に當りて弱點を發明するや、彼等は直に政府の調整力を用ひて漸次其主義の實行に變更を加へた。而して十九世紀が経過するに及んで、此競争主義なるものは最早普通の形に於ては一般に認められないやうになつたけれども、此主義の利益は尙ほ認められて居る。個人的利益に就て強き信念を有する人々は、動もすれば、公平無偏だの、政府の無干渉だの云ふことを主張するのであるが斯ることを主張する人々は殆んど一世紀も時代後れの人々で、人類の歴史に於ける最も大切な一章を讀まずして之に對する智識を缺いて居る人々であると云はねばならぬ。即ち今日の英國民は、最早、政府の干渉なき自由競争を公平に經驗し終りて、既に拋棄せむとして居つた所の政府能動主義に明かに復歸して居るのである。即ち辛き經驗によりて、國民を保護し其物質的及び社會的の幸福を増進する目的を達するがために諸種の法律を制定し

或は諸種の行動を取ること、政府の行ふべき眞の職務であると云ふことを知つたのである。

〔補論〕 本章に關しては補論として述ぶべきことはない。併し産業時代として一般の補論は我國の實際に關聯して次章の終りに簡單に述べることとする。

第四章 北米合衆國の産業時代

第一節 北米合衆國の産業革命及び英國との比較

英國に於ける産業革命及び産業時代の歴史は大部分に於て、凡ての國が通過した所の産業革命及び産業時代の歴史であると云つてよい、即ち何れの國でも同様の革命に遭遇し同様の時代に達したのである。故に同時代に於ける北米合衆國の經濟史を研究するに當り此大變動を生ずるに至りたる凡ての詳細なる點に再び立ち入ると云ふことは unnecessary のことである。併し乍ら國を異にするに従つて民族的にも物質的にも特色を異にするから、異りたる國に此産業的大變化が全く同じ有様で行はれると云ふことは決し

英米の相
違

てない。北米合衆國の經濟史は、部分的には、英國が經驗したる場合に於けるが如き舊國に於ける變化にあらずして、新興國に對して自由競争の主義と最小の政府干渉とを適用せむと企てたる變化に關する歴史である。此相違は極めて大なるもので、従つて結果の上に甚だ大なる相違を生したのである。之等の相違を特に研究することは大に有益なことであらう。

政府無干渉の主義は、北米合衆國に於ては英國に於けるよりも更に多く適用せられたと云つてよい位である。英國に於ては無干渉主義が行はれたとは云へ、政府は常に宗教上より嚴格なる監視と取締とを怠らなかつた。或點に於ては、英米兩國に於ける結果は相同じく、或點に於ては相異つて居る。先づ一見して、米國に於ける經驗では、政府の受動的政策は英國に於けるが如く強く非難せられざりしことは明かである、然らば英國産業主義の歴史より得たる米國人の判断は結局正確なものであつたか、どうか、と云ふ問題が起つて来る。一體、兩國の内の孰れが、自由競争の主義をより公平に試験したものであるか。

英國に於て、産業革命に伴つて生じた困難は其種類が二つあつて且つ二つの異なる原因から生じたものである。其一は其産業的變化の急激にして甚大なりしことに原因するものであつて、變化其ものに附着せるものである。而して其二は變化其ものにあらずして、變化の行はれた方法に原因するものであつて、新産業の組織そのものに附着せるものである。換言すれば、一は變化其ものに原因し、他は自由競争に原因するものである。産業界に及ぼしたる自由競争の影響に關して誤りなき斷定を下さむと欲せば、之等二個の原因を明瞭に區別する必要がある。

(一) 變化に對する困難の比較 英國に於ては舊組織から新組織に移るに如何に困難であつたかは前に述べた通りである。然るに、北米合衆國に於ては、此困難は極めて小なるもので、寧ろ變化と云ふものは全然無かつたと云ふ方が適當である。何となれば、産業革命が起つた時代には、米國に於ては殆んど全く製造業は存在しなかつたからである。米國の産業は紡績機械、動力織機、蒸氣汽罐が出来た時僅かに其端を開いたのであるから、最初から工場組織は當り前のものごしか思はれなかつたのである。手工

英米に於
ける變
化の難
易

業から機械工業に遷つた變化より生じたる結果は英國に生じたる結果と同様であつたけれども、併し米國に起つた變化なるものは殆んど一般に氣が附かない程の僅かな範圍のものであつたのである。而已ならず、變化のために職を失ひたる職人等は從來よりも更に大なる勞働の機會を有するに至り、米國に於ては尙ほ生活狀態が確乎として定まつて居なかつたために、當時新に發達しつゝ、ありし産業に於て新職を得ることは甚だ容易のことであつたのである。即ち英國に於ける變化は革命であつたけれども、米國に於ける變化は一の進化であつて、破壊すべき舊制度は殆んど存在しなかつたから、破壊的のことは殆んど起ることなく、新産業の建設が着々として行はれたのである。

(二) 競争を行ふ上に於ける困難の比較 自由競争の制度の下に、英國の勞働者階級は常に職業上甚だ不安なる地位に立つたのであるが、米國の勞働者には、さう云ふことは決してなかつた。産業革命の發端に於て米國産業の幼稚であつたことが、産業變化より生ずる困難を緩和すると同時に、米國領土の廣大なる面積が競争の制度より生ずる困難を緩和した。普通の米國人には地を轉じ居を移す上に於て歐洲人との間にどれだ

け難易の相違があるかと云ふことをとても理解し得ない位であつて、到底歐米間に於ける其難易の程度は比較にならぬ程の大なる相違がある。歐洲諸國と米國とを人口統計の數字から比較して見ると、歐洲諸國に於ては都會若くは州の住民の内では他の都會若くは州から移轉して來たものの割合は甚だ少ない、即ち住民の大部分は其地生れのものである。然るに米國に於ては之と反對で其地生れでない住民が非常に多いのである。即ち一八八〇年の人口調査によれば、米國に於ける其地生れの住民の僅かに半分だけが其出生地に居住して居る、而も此計算に於ては、全人口の内には子供の數が大なる數字を占めて居るが、其小供は普通に生地に住居すべきものとして計算してある事實を斟酌してない。此小供の數に斟酌を加ふる時は自分の出生地以外に移轉して住む人口の割合はまだ大に増加するに相違ない。同様に一九〇〇年の人口調査によれば、其出生地以外の州に住んで居る人口の割合は全人口に對する殆んど三割二歩で、此割合は前後數十年間殆んど不變に續いたのである。米國の歴史を通じて近年に至るまで、米國の勞働者は常に安價なる土地を容易に得ることが出來、又往々代價を要せざる土地ですら存在

したから、直に之によりて獨立の生活を営むことを得たやうな有様であつた。斯く、移住の容易なこと、容易に獨立の土地所有者となることが出来たことの二つの條件の下に、製造業に於けるが如き競争の壓迫より生ずる結果、即ち事業其ものの組織に附着して之に對する抵抗力が存在しない場合には當然自ら現はれて來る所の競争の壓迫より生ずる結果は、遂に生じ得ないのである。實に米國に於ける競争は、立法の力によらずして以上に述べたるが如き大なる産業の力と機會とによりて最初より緩和されたるものであると云ふことが出来る。

併し乍ら此状態は永久に續くことは出来ない。米國の領土的富源は、大なるものではあるが、限りがある。最早、米國には利用せられざる土地は無くなつて來たと云ことも普通に何人も異存のない事實である。實に米國人は今や方法を轉せなくてはならぬ分界線に達したもので、今後は自然の寛大なる恩恵に依頼するよりも或る他の方法に依頼しなくてはならぬものであると云つてよからうと思ふ。無代價の土地が段々と少なくなつて來たからして、東部地方に於ける労働者は其生活の標準を餘程下げなくてはなら

ぬやうな生活状態となつたのである。貧富の懸隔と社會的階級の差等は甚だしく大なるものとなり、爲に凡ての識者の憂懼を惹起するに至つた。軍隊の干渉を要するが如き労働者の騒動は人類の間の凡ての反目せる關係より生ずる所の軋轢より米國人が免れ得ないものであると云ふ證據であつて、將來に於ては之より免れ得る望は益々少なくなつて來る。從來永き間、米國人が悪結果より免るゝことの出来たのは大なる幸福たるべきものであらう。

集中と合同

近世産業の集中と合同

以上我々は主として競争が労働者階級に及ぼしたる影響を考究し來つたのであるが、之等の影響を吟味するに當りて英國の歴史は特に我々に大なる教訓を與ふるものである。併し乍ら翻つて雇主側に對しては、斯る競争が如何なる結果を生じたかを觀察する時は、米國に於ては最も驚くべき事實を生じて居るのである。米國の地位より生ずる特種の状態よりして、雇主中に於ける競争の結果は他の諸國に於けるよりも、更に急激なる發展を示して居る。労働者側との間に於ける衝突は常に繰返されて雇主側に労働に關する共通の利益を計らむとする一の感情を生じたるの

みならず、更に労働者の要求に對抗せむがために屢々雇主側の聯合を生じたのであるが、併し他方に於ては競争の結果は彼等雇主等をして相互に事業上の關係より到底相容れざるに至らしめ、相互に反目嫉視せしむるに至つたのである。

労働者の困難に對する緩和の原因として我々が前に述べた所の米國の富源は、之を同様に雇主の方にも當て徹めると云ふことは出来なかつた。雇主側は大なる資本を固定せしめて居るが弱味で、之がため彼等は不利なる競争に對して、終りまで餘義なく、踏み堪へ、忍び堪へなくてはならなかつたのである。然るに競争が起る毎に競争者の數が減じて來る傾を生じ、即ち競争に於て相手を壓倒する、其結果勝を占めたるものは競争上大なると熟練大なる勢力を得ることゝなる。時が経過するに従つて、競争上勝を制するためには益々大なる戰備を要することゝなるのである。勿論多くの産業中には集中を生ぜざるものもあるが、併し大部分の産業は何れも集中の勢より免れなかつたのである。即ち米國に於ける産業の發達、人口の増加は驚くべきものなるにも拘らず、多くの産業に於て競争者の數が近來著しく減じて來て居る。茲に北米合衆國第十二回

國勢調査から一例を示すことゝする、此例は最も顯著なるものではなく、他に之れ以上の例はまだある。大なる産業が一經營者の下に集中する現在の傾向は、一八九九年に於ける骸炭製造の統計によりて明かである。骸炭製造高は前の調査即ち一八八八九年に比して九割六分二厘を増加し、總製造價格は副産物を合して十一割五分七厘を増加したるに拘らず、製造工場の數は僅かに二十三ヶ所であつて、單に一割六厘の増加に過ぎない、之は産業の數字上の増加に關する事實を示す所の適例である。小資本製造者の競争は普通に所謂「決死的競争」カットスロートコンベンションとして知られたる一八七〇年より一八八〇年に亘れる十年間に於て最も激烈を極めたのであるが、若しも自由地の存在、未開の富源、及び發明の續出がなかつたならば、此競争の被害は更に擴がつたに相違ない。其時以來競争者の相對的員數は例を以て示したる如く漸次減少するに至り、産業の多くの種類は漸を追ふて益々少數の人の手に落つるやうになつて來た。競争の數が單に相對的減少を示すのみならず、更に絶對的減少を示して居る例は幾らでもある。

近來、産業を大規模の組織とする運動は尙ほ他の形式に依つて行はるゝに至つた。即

ち産業の集中以外に産業の合同なるものが急激に増加しつゝあるのである。一製造工場にして、それ自身の原料を製し、それ自身の機械を製し、それ自身で運輸の機關を有するやうな合同的産業は多くの實例がある。

獨占業

獨占業 産業の集中には完全なるものと不完全なるものがある。完全なる集中にありては一人若くは一商會若くは一會社の經營の下に、一大産業の集中が行はれる。斯る状態が確立して一の統一せる經營となり生産品の供給を制し價格を左右するが如き状態に殆んど達して來ると、茲に獨占なるものが現はれるのである。不完全なる集中にありては、競争を全く杜絶することが出來ないのみならず、却て競争を激甚ならしめ酷烈ならしむることすらあるのである。これは單に、各競争者の行へる強烈なる競争状態の下に事業を繼續することの出來る最も有力なる製造業者等の手中に事業を與へるに過ぎないものである。

北米合衆國の如く事業集中の傾向が最も強烈なる國に於ては、完全なる集中即ち獨占を生ずる傾向が又最も強烈でなくてはならぬと云ふ推定は當然起るのであるが、從來の

經驗に徴して此推定は蓋し誤りなきものであると思はれる。米國人の前に今現れて居る二つの大なる問題は、産業の集中及び合同に關する所謂トラスト問題と、産業の完全なる集中たる獨占問題とである。近時其發展の最も急激にして且つ最も驚くべきものは、所謂自然獨占業と稱せらるる種類の事業であつて、此種の事業は社會の意志如何に拘らず事業其ものの性質に附着せる條件に依りて獨占を生ずるもので、例へば交通運輸に關する獨占事業の如きものである。近來此種の獨占が甚だしく發達するに至りたる理由は世界の凡ての運輸組織が五十餘年間に發達した事實に存するものである。

第二節 競争に對する合衆國政府の政策

合衆國に於ける勞働法規 前に述べたる如く、英國に於ては勞働者階級の窮迫が遂に反動を導き之がため政府の能動的政策を來すに至つたのであるが、米國に於ては勞働者の窮迫は英國に於けるが如く急激に且つ辛辣に起り來らなかつたのである。故に往時に於ては米國には勞働者を保護すべき法律を設くる痛切なる必要は起らなかつた。併し乍

米國の勞働法規

ら結局英國と同様なる状態を生じて同様なる結果を見るに至り、而して亞米利加共和國に於ける大部分の諸州に於ては勞働者を保護し其幸福を増進するために制定せられたる多くの法律を有するに至つたのである。マサチューセッツ州は製造業の最も盛んなる州であるが、従つて又、勢ひ勞働法規に關しても第一の地位にありて其工場法は英國のそれを除きて他に比例なしと稱せられて居る。米國に於ける之等立法の發達の順序は既に前に述べたる所説を確かめるもので、ニューイングランドより西部及び南部に向つて擴がつた所の産業發達の線に沿ふて次第に發達して行つたものである。漸く近年に至つて廣く製造業を生ずるに至りたる南部の數州に於て、勞働に關する最近の經驗によりて明かになつて來た特別の例がある。即ち、近來マサチューセッツ州と競争を開始したる南部の諸州は、凡て往時英國が經驗したる最も暗黒なる多くの方面を繰返し、マサチューセッツ州以上に一時的の産業的利益を獲得しつつあるのであるが、之に對する一般の輿論は、マサチューセッツ州及び南部諸州の双方が勞働者の永久の幸福を犠牲として競争をなし以て一時的産業上の利益を得むとするを攻撃せんとする氣勢を生じて來

たのである。實際に於て南部が有して居る利益の内には風土の恩惠より生ずる利益、原料品産地に接近せることより生ずる利益、舊式の機械使用皆無なることより生ずる利益等を數ふることが出来るのであるが、若しも之等の利益が、競争相手たるマサチューセッツ州の有する優れたる勞働條件、資本の豊富、低廉の利息と運賃、消費市場の接近、有利なる生産的慣習等の利益よりも、更に大なるものとすれば、南部の新興諸州は、縱令古參のマサチューセッツ州に對して一時的大なる打撃を加ふるであらうが、併し生産の上から云ふと社會に利益を與ふるに至るであらうと思はれる。されど結局の所は、若し南部諸州にして單に生産高を増加することばかりではなく、更に大なる永久の利益を確立せむと欲せば、英國や或はマサチューセッツ州の經驗に早晚習はなくてはならぬものである。

粗悪品に對する法規

英米兩國は又、貨物の品質を悪くすることや製品を偽造することに對して監視する用意の上に相異を有して居る。併し乍ら米國人も之等の事柄に對して或る處置を取るの必要が生じて來て居る。即ち米國には制限なき激烈なる競争

品質に對する法規

の結果より英國で粗悪品と稱せられて居る種類の品物が甚だ多くなつたのみならず、何處の國にも普通にある如き、生命や健康を害するやうな品質の悪い品物がある。無干渉説が英國に於て、勞働的利害の要求と、政府と國民との間に於ける巧なる職分上の平衡とによりて、見事に顛覆せられたる事實は、徒らに貨物の検査を政府の手に委ぬるを厭ふ米國人に取りては恐らく大なる參考とすべきものに相違ない。過去數年間に本問題に關する注意は從來よりも一層眞面目になつて來た。中央政府及び多くの州政府は粗悪品を防止するが爲めに俄かに強烈なる活動に出づるに至つた。而して經濟問題に就て漸次發達しつつある利害關係により、恐らく、權力と義務との共働的作用を巧みに實現するに至るであらうと思はれる。

政府と獨
占業

政府と獨占業 産業に對して政府の採るべき適當なる態度如何の問題は、獨占業殊に我々が自然的獨占業と稱する大規模の獨占業に對する場合に最も面倒であつて且つ最も困難である。何れの國に於けるよりも米國に於ける事實は、一般人をして政府の受動的政策を承認するの危険なるを覺らしむるに至つた。之等の獨占業を監督する政策の

競争の獎
行

歴史は甚だ長くして且つ込み入つて居るが、併し乍ら之を明かに區別して三とすることが出来る、即ち競争勵行策、政府監督策、公有策これである。

(一) 競争勵行策 獨占問題が初めて大仕掛に起つて來た頃には、社會は尙ほ利己心に放任するを可とする一般的原则の功徳を信する觀念に囚はれて居つたのである。それ故に新たに生じたる獨占業界に競争を勵行せむとしたのは當然のことで、遂に鐵道布設の特許を自由に、寧ろ無暗に鐵道會社に與へると云ふことになつた、之は斯くして競争を勵行することが出来るとの信念より起つたことである。併し乍ら自然的獨占業には競争は行はるるものではないから、之を以て競争を行はしめむとする方策は凡て失敗に終つたのである。一例を挙げればよく解る。即ちニューヨーク州がウエスト・シヨアと稱する會社に鐵道布設の特許を與へ、同會社はニューヨーク・セントラルと稱する會社の線路に對して平行線を布設した。所が特許を與へる際に州政府は布設したる線路は決して競争の相手たる會社に賣り渡すことは出来ないと云ふ條件を設けて充分に永久に兩會社を競争せしめむと計つたのである。併し乍ら暫くの間は激烈なる運賃競争を

行つて居たが、何年も経ない内に新線路は一八八五年にニューヨーク・セントラル鐵道會社から四百七十五年間の期限を以て借り取られて仕舞つた。之と同様な經驗は、これだけ繰返されたか知れないほどである。

(二) 政府監督策 自然的獨占業に附隨せる社會的問題を解決せむとする第二の策は政府監督の策である。此策は約四十年前農業組合騷擾の頃に採用したものである。此農業組合員の騷擾に最初に於ては鐵道會社の暴狀を攻撃するために起りたる單に烏合の暴徒に過ぎなかつたのであるが、後には發達して一八六七年に設立せられたる農業保護組合を中心として統一ある運動を爲すに至つたのである。此騷擾の結果、多くの諸州は法律を制定して鐵道運賃率を定め、更に線路に對する一定の制限を規定せる法律を設けた。然るに之等法律の多くは一般の非難を受け直に廢止せらるるに至り、之れがため暫くの間は斯る立法的運動は世の信用を受けなかつたのであるが、併し乍ら更に新しき運動によりて、鐵道會社に對し或る限度の支配權、監督權及び判決權を有する州及び聯邦の鐵道委員會なるものが設けらるるに至つた。

政府監督の策は其後に至り、單に鐵道事業に限らず、其他都市の大なる自然的獨占業に適用することの困難であると云ふことが明かになつて來た。富力を有する會社になると、法律思想を有する俊才を雇ひ置き以て常に逃げ途を工夫するのみならず、合衆國各州聯合商業委員會の年報に多くの實例が掲げられて居るやうな大なる報復力を有して居るのである。併し主として教育ある公衆輿論の力によりて、鐵道事業の弊害を除去し、特許を與ふるによりて生ずる市の利害を安全に保護する方法は大に進んだのである。

公有策

(三) 公有策 前二策を實際に適用するに當りて生ずる大なる困難より、人民の多くは漸次に、政府の直接若くは間接の經營の下に自然的獨占業を公有とするを可とする觀念を有するに至つたのである。市の給水事業の如きは既に一般的に市有とすることが實行されて居る。學問上の觀察より云ふも、政治上の觀察より云ふも、一の市が獨占業の或るものを所有し、有效に目的を達することは、確かに出來得べきことである。尤も同一の觀念の下に他の諸種の事業にまでも手を延ばす事は宜くない。之等の詳細なる

觀察に就て一々茲に論ずることは出來ないけれども、併し乍ら終に臨んで吾人は、一般の傾向が漸次此第三の策に向つて進みつつあるものであると思考するものなるを斷言するものである。確かに今日に於ては、獨占問題の解決は、政府の監督による策と政府の所有とする策との中間に存するものである。此二策の内の何れかによりて解決せらるるものとせば、果して其何れが結局に於て社會の信頼を受くるの事實を現出すべきやに就ては、茲に輕卒に豫言することは出來まいと思ふ。

〔補論〕 前章及び本章は英米兩國に於ける産業時代の實際を述べたるもので、何れも先進國に於ける事實の教訓として大に味ふべき値がある。思ふに之等先進國の産業時代に關する原著の記述に對して我日本の産業時代に關する詳細なる觀察を記述對照することは大に興味あることで、且つ大に有益なことであるけれども、之がためには大なる紙數を要し、到底本書の能ふ所でない。故に以下極大體に就て我産業時代に關する觀察を試みることをとする。

我國の經濟的發達の歴史は狩獵及び漁獵時代より直に農業時代に移り、農業時代より直に産業時代に移つたものであると云ふことを前に述べて置いたのであるが、然らば我國の産業時代の幕は何時から開いたのであるかと云ふに、之は明治維新の政治的大變動と共に開いたものであると云はねばならぬ。而して茲に注意すべきは明治維新は單に産業時代の發端たるのみならず、同時に從來に於ける封建的分立の經濟を統一して國民を包容せる經濟、即ち國民經濟を現出せしめたる時であることである。恐らくは日本人ほど凡ての方面を一時に革新したる國民はあるまい。實に明治維新は國家組織社會組織經濟組織其他あらゆる方面に亘りて根本的革新の發端たるべきである。併し乍ら之を産業の上より見るときは産業の革新と云ふことよりも産業の樹立と云ふことの方が大部分を占めて居る。即ち我國には當時産業として見るべきものは農業を除いては他に存在しなかつたと云つてよい位であつた。農業は今尙ほ我國産業の首要なる地位を占め、之に従事するもの全人口の約六割三分に達して居るのであるが、維新の當初新政府は自ら進んで農業の革新に努力し、明治元年より明治十三年に至るまでの間

に於て詳細に歐米の農業を調査し、或は農業教育を奨励し、或は政府自ら農事の經營を爲して範を國民に示し、或は未開地の開墾を奨励する等、大に農業革新に劃策した。次いで明治十四年には農商務省を設け農事行政は農務局に於て之を司り、更に一面には農事試験場を設け、農業教師巡回指導の方法を定め、更に帝國議會の開設後、農事調査を行ひ、地方農事試験場の設立、耕地整理及び産業組合法等を制定し大に農業を奨励したる結果として近年に至りては全く面目を一新するに至り今や農産物の産額は副産物を合して年額十五億圓に達するに至つた。併し乍ら我國の農業は結局するに國內の需要に應ずるより以上に出づる能はざるべきは地勢上明白なることであつて、國富の大發展は之を商工業に期待せざるべからざるものたるは明かである。然らば商工業の状態は如何。

先づ工業に就て之を云へば、維新前までは工業と稱するほどの工業は殆んど存在しなかつたもので、只だ僅に手工業の幼稚なる經營が稀に存在した位のものであつた。然るに明治維新の革新により一度び泰西文明の潮流に接觸するや科學的工業の偉大なる生

産力を知り、之を新たに樹立するがためには官民共に大に努力した、即ち政府は自ら工場を起して範を國民に示し、民間亦之に相呼應して諸般の工業を經營し、加ふるに時勢の要求は刻一刻として之が發達を促進し、茲に新産業の組織と經營とは急激に發展するに至り、僅々五十年にして今や世界的工業の基礎を確立せむとし、各種工場の数は一萬に近く、之に従事する労働者は凡そ九十萬人を算するに至つて居る。今主要なる工業を擧ぐれば、生絲及絹織物業、綿絲及綿織物業、毛織物業、製糖業、造船業、時計製造業、陶磁器製造業、機械製作業、燐寸製造業、製紙業、製革業其他各種の工業枚擧するに遑なき程であつて、之等の内には國內の需要を充たして更に海外に輸出するものも少くない。併し乍ら精巧なる各種の生産品は尙ほ年々多額の輸入を見つつあるの狀態であるが、果然今回の歐洲大動亂は大に我製造工業に對して刺戟を與へ、今や各種の工業は更に一新時期を展開せむとする氣運を生じて來た、殊に從來我國に於て殆んど生産せられざりし電氣化學工業品に對する生産を促し來りたるは注目を要する現象である。

商業の發達は工業の發達と離るべからざる關係を有して居る。我國の商業に維新前までは殆んど見るべきものなかつたのは、維新前まで工業の殆んど存在しなかつた當然の結果である。而して維新後に於ける工業の大なる發達に伴つて商業も亦大なる發達を爲し、銀行業、倉庫業、保險業、各種の賣買業其他無數の商業は漸次組織的のものとなつて來た。殊に海運業陸運業の發展は如上の現象に伴ふ當然の現象であつて僅々五十年間に於ける發達としては實に驚くに堪へたるものである。鐵道業は國有に屬し今や全國を通じて運輸の便を供し、海上運送の業は數個の汽船會社經營の下に東西の海上に活動しつつあるのである。

之を要するに我國に於ける各種の産業は時日の上より云ふ時は其發展の大なること世界に其比を見ざる所であるが、併し乍ら歐米産業の現狀に比較する時は未だ大に及ばざる所がある。國民は將來大に努力しなくてはならぬ。尙ほ以上我産業狀態に伴ふ各種の問題に就て述ぶべきことは甚だ多い、殊に明年一月一日より實施されることになつて居る我工場法に關する説明もあるのであるが、之等は凡て省くこととする。

第三編 本論

第一部 消費論

第一章 緒論、効用と財

既に人類が生活せむとする努力の歴史と人類が生活の目的を達せむとする努力に關する根本的條件とを研究した。之れより進んで現今に於ける人間生活の方法如何を分析し研究しなくてはならぬ。人間の生活方法には根本的の條件がある而も之等根本的條件は其根底を遠く過去に有するものなるを記憶しなくてはならぬ。

最初に消費を研究する理由 人間が經濟的活動を行ふのは何のためかと云へば、これは明かに充足せむとする慾望を有して居るからである。従つて慾望と最も直接の關係を有するものは慾望の充足であるから、凡ての綱目に先つて消費 (Consumption) を第一に研究することは不合理のことではないのである。

人間生活
の方法

消費の研
究

定義 人間の慾望を充足する力を有する「物」を稱して我々は之を「財」(Goods)と云ひ、或は「效用 (Utility) を有する物」と云ふ。經濟學に於ては「財」及び「效用を有する物」なる語を「物」或は「勤勞」に用ふるのである。故に茲に定義を下すと、「財若くは效用を有する物とは、人間の慾望を充足することの出来る物のことである」と云ふことが出来る。而して茲に注意を要するは、充足しない方が利益になるやうな慾望のために用ゆる「物」でも、之を稱して「財」と云ふことで、經濟學の立場から云ふと、縱令悪い性質の慾望であつても、苟も慾望である以上は、之を充足するに用ひらるゝ物と云ふ意味から、之を財と云ふのである。而して、財の此定義の中には、單に食物、衣類の如き物質のみならず、勤勞の如き非物質のものも含まれて居ることを注意しなくてはならぬ。醫師の診察とか、新發明の效能とか云ふやうなものでも、矢張り慾望の對象であるから、財である。併し乍ら之等は物質として形を存するものではない。そこで財若くは效用を有する物は(一)物質(二)勤勞の二つの大なる種類に分つことが出来る。

自由財及び經濟財

更に財を分類して見ると、自然に甚だ豊富に存在して、それに

對する慾望を充足するに何等の努力をも要せざるが如き財がある。即ち空氣の如きは最も重要な效用を有するのであるが、併し乍ら凡て普通の場合に於ては我々が之を得るに何等の努力をも要せざる程甚だ豊富に存在する。故に凡て此種の財を稱して自由財 (Free Goods) と云ふのである。

併し乍ら我々が慾望を充足する多くの場合に於ては、其財を得るがために我々自身が努力するか、若くは我々に代りて他の人々が努力せねばならぬと云ふことは充分に經驗が示して居る事實である。之は、(一)例へば昔の畫家が畫きたる繪畫の如く、全然其數量を増加することの不可能なること、(二)例へば時計であるとか家屋であるとか其他我々が日常相接して居る多くの物品の如く、其供給を更に増加せむとするには勞力と犠牲とを必要とすることゝに依りて、其供給高に制限があるからである。

之等の財には其量に於て限りがあるから、一般に之を得るには勞力若くは犠牲を拂はねばならぬ。而して斯くして得たる財を其所有者は或は人手に渡し或は他と交換することが出来る。勿論、例へば土地の如き財で容易に財其ものを手渡して持ち運ぶことの

出来ないものもあるが、斯る場合には、財を手渡すことの代りに其財の所有權を移轉するのである。更に、人の有する特別の能力は一人から他人に移轉せしむることは出来ぬ。併し乍ら斯る特別の能力より生ずる勤勞と云ふものは、他人の勤勞若くは財と交換することが出来る。そこで我々は斯る勤勞は他の財と同種類に屬するものと考へることが出来る。凡て斯る種類の財を稱して我々は經濟財 (Economic Goods) と云ふ。その經濟財と稱する所以は、人間は之等の財を得るがために働き、而して之等に對する慾望と之等を得るが爲に費したる努力と犠牲とは金錢にて表はし得べき種類のものであるから、科學的分類に於ては之等を同一の種類に列することが出来るのである。先づ定義的に之を約言すれば、經濟財とは一方に於ては其供給高に限りがあり、之を得るには必らず勞力若くは犠牲を要し、他方に於ては之がため之等を移轉し交換することが行はれる財を云ふのである。我々は經濟財を集合的若くは綜合的に見る場合には、數量の大小に拘らず之を稱して富 (Wealth) と云ふのである。

効用の種類

財が我々の慾望を充足する方法は四つに限られて居る。第一に財其

成分的効用

ものを構成せる成分の力によりて充足する場合、之を例へば石炭は熱を生ずる一定の成分より構成されて居るものである。斯く物を構成する成分の力により生ずる効用を稱して、

(一) 成分的効用 (Elementary Utility.)

と云ふのである。併し乍ら石炭は炭礦その儘の形では人の慾望に應ずることは出来ない、ドウしても人の目的に適ふやうに抗夫が之を壞はさなくてはならぬ。即ち其形體を變へなくてはならぬ。斯の如く形體の力より生ずる効用を稱して、我々は

(二) 形體的効用 (Form Utility.)

と云ふのである。然るに石炭が我々の使用に適するやうな形體に變せられても、尙ほそれを使用する人々の所に運搬しなくてはならぬ。斯く、炭坑から消費地に運搬することによりて生ずる効用を稱して、我々は

(三) 場所的効用 (Place Utility.)

と云ひ、最後に、石炭が人の慾望を充足するに適したる成分を有し、それを使用に適す

場所的効用

形體的効用

るやうに打ち壊し、それを使用に便なる場所に運搬しても、更にそれを使用するに都合よき時まで保管しなくてはならぬ。斯く、使用上の時によりて生ずる效用を稱して、我々は

時間的効用

(四) 時間的効用 (Time Utility.)
と云ふのである。

成分的効用、形體的効用、場所的効用、時間的効用の四効用は、理論上、如何なる財にも常に存し、又存し得る所のものである。勿論、消費さるべき凡ての財は効用の四種類の凡てを有して居るのであるが、併し乍ら或特別の物品に於ては、或る一効用が特に重要なりと思はれる場合がある。例へば、夏の氷は特に時間的効用を最も多く有して居る。同様に、日本若くはセイロン島より米國の都市に於ける消費者に供給する茶は、場所的効用が最も大である。

富の消費

富の消費 既に述べたる如く、人は之等の効用を享けて慾望を充足するのである。多くの場合に於て財の効用は之を享受する人によりて用ひ盡さるゝものである。併し乍

消費の意義

費消費財

使用財

ら中には人の使用によりて消滅しないで、構成分子そのものが次第に消滅するものがある。斯る場合に於ては其消滅は普通に漸を追ふて徐々に行はれるのである。即ち家屋の如きは其適例であつて、其効用は甚だ永い期間享受することが出来る。財の効用を享受して人の慾望を直接に充足することを稱して消費と云ふのであるが、若し財が只一回の慾望充足によりて其効用を失ふときは、其財を稱して費消費 (Perishable Goods) と云ふ。例へば、石炭及び食物の如きものである。併し乍ら家屋、書籍、馬車の如きものは、何回も繰返して使用し人の慾望を充足することが出来る。極端の列を擧ぐれば、土地の如きものは、永久に之を使用して慾望を充足することが出来る、斯ふ云ふ種類の財を稱して使用財 (Durable Goods) と云ふのである。そこで我々は、費消費とは只一回の人の慾望を充足するのみで其効用を失ふ財を云ひ、使用財とは其使用を繰返して慾望を充足することを得る財を云ふと定義することが出来る。

生産的消費 或る學者は消費の中に、新一層大なる効用を作り出す目的の下に効用を消費せらるゝ財の區別を設けて居る。即ち石炭が身體を暖める如きことに消費

生産的消

費

消費と生

せられないで、工場の汽罐に消費せらるゝ時は、其石炭は生産的に消費せらるゝものであると稱せらる。斯る消費を生産的消費 (Productive Consumption) と稱することゝすれば、更に人の慾望を直接に充足するために效用を消費することに對して何か之に生産的消費と相對する名稱を附けなくてはならぬ。之に對して用ふる語を直接的消費 (Final Consumption) と云ふのである。併し乍ら生産的消費は生産方法の部類に屬するに過ぎないものであるから、我々は消費なる用語の使用を明瞭に財の效用を慾望の直接充足に用ふる消費の場合に限らねばならぬ。

消費と生産との關係　消費と生産とは以上に述べたる場合の如く、屢々相互に交錯して居るものであるけれども、學問上の必要から其間の區別を明かに立て、置かねばならぬ。元來消費と生産とは相互關係的のものであつて、消費が生産の必要を惹き起すと同時に又生産を可能ならしむるものである。之を要するに消費は生産の終點にして且つ手段であると同時に、又凡ての經濟的活動の終點と手段である、而して生産は又消費の手段である云ふことになる。

〔補論〕

本章に於ては消費論を生産論、交換論、分配論に先ちて第一に研究すべき理由を述べ、進んで財と效用とを論じてある。先づ本書に於ては本文に述べてある通り經濟的活動は充足すべき慾望より生じ、充足すべき慾望と最も直接なる關係を有するものは慾望の充足であると云ふ理由の下に消費論を經濟本論の劈頭に論じて居るのであるが、斯る理屈は要するに何等の價值なきものであつて、又一般の理論から云つても少しも徹底して居ない。經濟的活動が慾望充足の目的のために生ずるものたるは勿論であるが、併し乍ら之は必ずしも慾望充足の直接の手段たる財の消費を第一に論ずるの理由とはならぬ。目的を知らずして手段は論せられぬと云ふことに原著者は理論の基礎を置くのであらうが、併し乍ら財の消費は經濟的活動の目的でもなければ生産の目的でもない。目的は慾望充足であつて消費は慾望充足の最も直接なる手段たるは原著者も本章の初めに明かに述べて居る。若し消費が經濟的活動の目的に一番近い手段であるから之を一番先に論ずると云ふのならばそれでもよい。併し斯る論法によると、消費

の次には分配と交換とを論じ最後に生産を論ずると云ふやうに目的よりの距離による順序を立てねばなるまい。然るに原著者は消費の次に直に生産を論じて居る。然らば消費が経済的活動の目的に一番近い手段であるから之を一番先きに論ずると云ふ理論は一貫して居ないではないか。故に本書に於て消費を第一に論ずるのは何等の必要もないことであると思ふ。矢張り普通の通り生産論、交換論、分配論、消費論の順序でよい。此順序は経済的活動が其目的に向つて進んで行く有様をよく現して居る。尤も経済本論に入る前に経済的活動と之が要件たる欲望及び欲望の充足とを明かにして置くことを要するは勿論である。

次に財に就て少しく述べよう。本文に於ては人間の欲望を充足する力を有する物を凡て財として居る。従つて醫師の診察でも新發明の効能でも凡て財であることを述べ、財を物質と勤勞とに分類し、又自由財と経済財とに分類して居る。人間の欲望を充足する力を有する凡ての物を財とし、之を種々に分類することは普通に一般の経済學者がやつて居ることであつて、單に原著者のみに限つたことではないが、併し乍ら財と云ふ語

に斯の如き廣き意味を附することは徒らに財の意味を曖昧にするに過ぎざるもので何等理由なきことである。何も強いて凡て物を財の中に引き入るゝ骨折をしなくてもよい。財の意義を強いて廣くするから財を種々に分類して其内から経済財と云ふ名稱の財を見出して経済學研究上の財としなくてはならぬことゝなるのである。之がため嚴格なる意味を云ひ現はすを要する場合には一々経済財とか自由財とか物質財とか勤勞財とか云ふやうに特別の名稱を加へなくては解らぬ、即ち單に財と云つては一向要領を得ぬことゝなるのである。斯く廣く財の意義を定めて之を種々に分類して特別の名稱を附して居るにも拘らず、それ等の經濟學者は實際に於ては常に單に財と云ふ語のみを用ひて、何財であるか解らぬやうな曖昧を繰返して居る場合が少くない。

財は事實上モット狭い意味のもので本文に述べてある經濟財よりもマダ狭いのである。即ち前に述べたる通り、結局取引の目的物となり得る物が即ち財でなくてはならぬ。更に詳言すれば財とは、(一)効用を有する物なる事、(二)不足の状態にある物なる事、(三)單位を以て數へ得べきものなる事の三要件を具備する物を云ふのである。斯の如く

余は財を極めて狭き意味に解するのであるが、尙ほ之を今日の實際上より云へば、財とは賣買の目的物となり得る物を云ふと云はねばならぬ。併し乍ら理論的に財の意義を云ひ現はすには右の三條件を具備して居る物を財と云ふと云つた方が正當であるが、實際を痛切に云ひ現はすには、「財とは取引の目的物となり得る物である」とか、「財とは賣買の目的物となり得る物である」とか云つた方がよい。斯の如く財の意義を定むると、何人と雖も直に財の觀念を簡單に明瞭に捕捉することが出來得るのみならず、同時に經濟學の論ずる財を遺憾なく云ひ現はすことが出來る。尙ほ一言注意までに云つて置くが、物が財たる否とは其物の重要な程度には少しも關係がない、財であるから重要なもので、財でないから重要でないと云ふやうな意味は少しもない。勞力の如き智識の如きは財でないけれども何れも極めて重要なもので經濟學に於ても甚だ重要な地位を占めて居る。財は財、勞力は勞力と云ふやうに單に物に對する名稱たるに過ぎざるは勿論である。

本文に於ける効用の説明は立派なもので少しも申分がない。消費に關する説明も大

體に於て適當なものであるが、只だ惜むらくは前にも述べたる如く、富と財とを混同して其用法か一定して居ない。

第二章 効用遞減の法則

効用遞減の法則

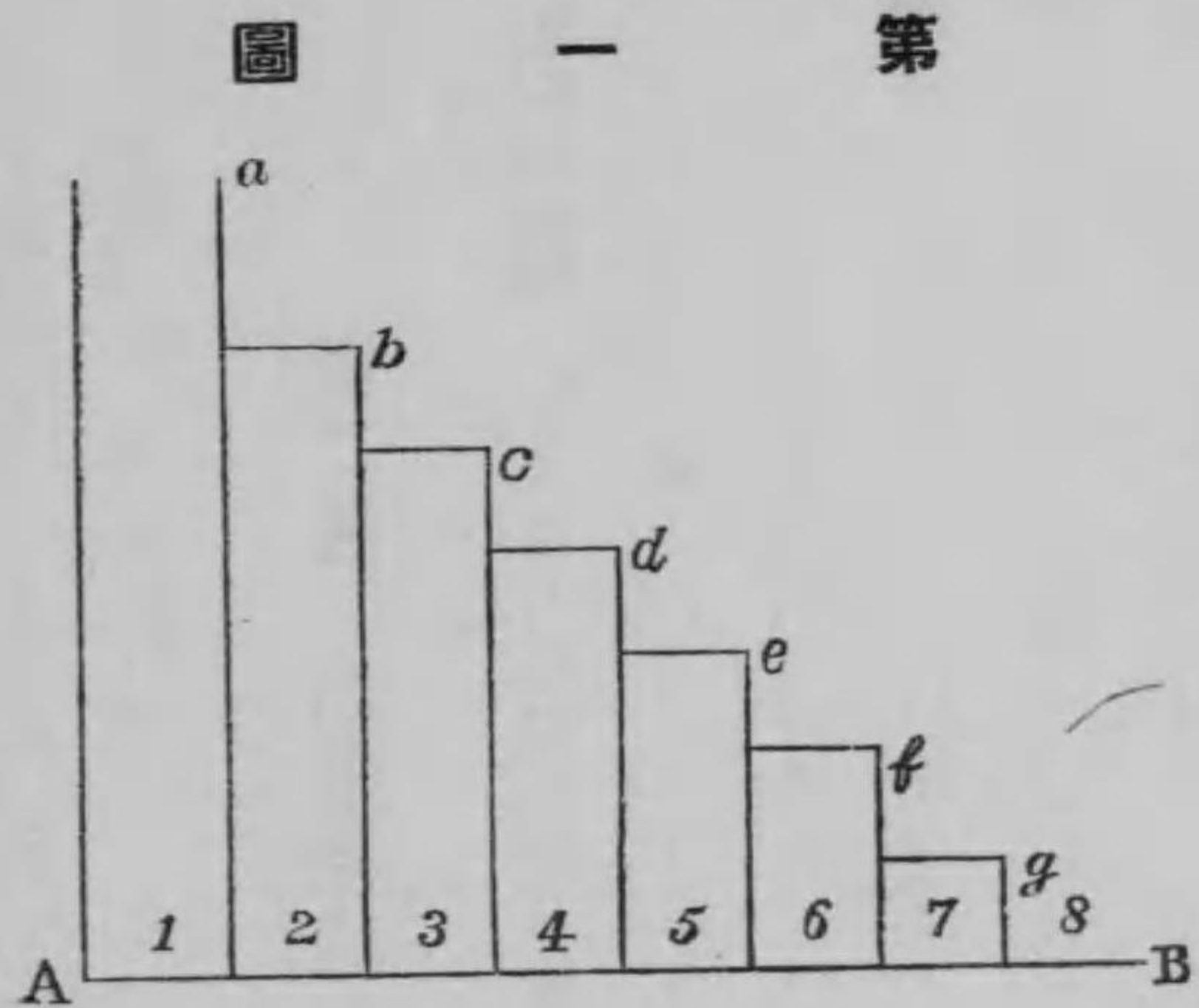
法則の説明

人間の慾望は限り無きものである。而して全體から考へて見ると、決して慾望は充足し盡さるるものではない。人の要求する物の種類には制限がないやうである。併し乍ら若し我々が或る一の品物に就て考へて見るならば、其一の品物に對する慾望には限りがあることが解る。マイダスと云ふ王様が金を欲しがつて之を集め、遂に餘り澤山金を集めて、後には之を見ることすら嫌ひになつたと云ふ昔譚がある。此昔譚は經濟學者が効用遞減の法則 (Law of diminishing utility) と稱するもの、適例である。先づ、永い間、水を求むることの出來なかつた沙漠旅行者が冷泉の湧き出で、居る地點に來た場合を假定して考へて見やう。最初の一杯の水は將に渴死せむとして居る旅行者の命を救ふことが出來る。故に此一杯の水の有する効用は絶對であると云ふこと

が出来る。二杯目の水は尙ほ甚だ高き程度の効用を有するのであるが、併し乍ら若し其旅行者が三杯四杯と段々飲み續ける場合を想像するとき、其水の効用は段々と低下して、遂には水を飲むことを少しも欲しないで之れ以上飲めば却つて苦痛を感じる

と云ふ點まで達するに相違ない。

之を圖によりて説明すると、第一圖に於て AB 線を以て水の同容積よりなる部分を現はし 1 2 3 4 5 6 7 を以て同一の間隔を有する區分を現はすものとする。而して各垂直線の高さを以て各部分の水を飲む味ひの程度を現はすものとする。然る時は之等の線によつて出來た凡ての平行四邊形は水を續けて飲んだ場合の味ひの總計を示すことなる。然るに茲に注意を要するは、最初の平行四邊形に上の邊

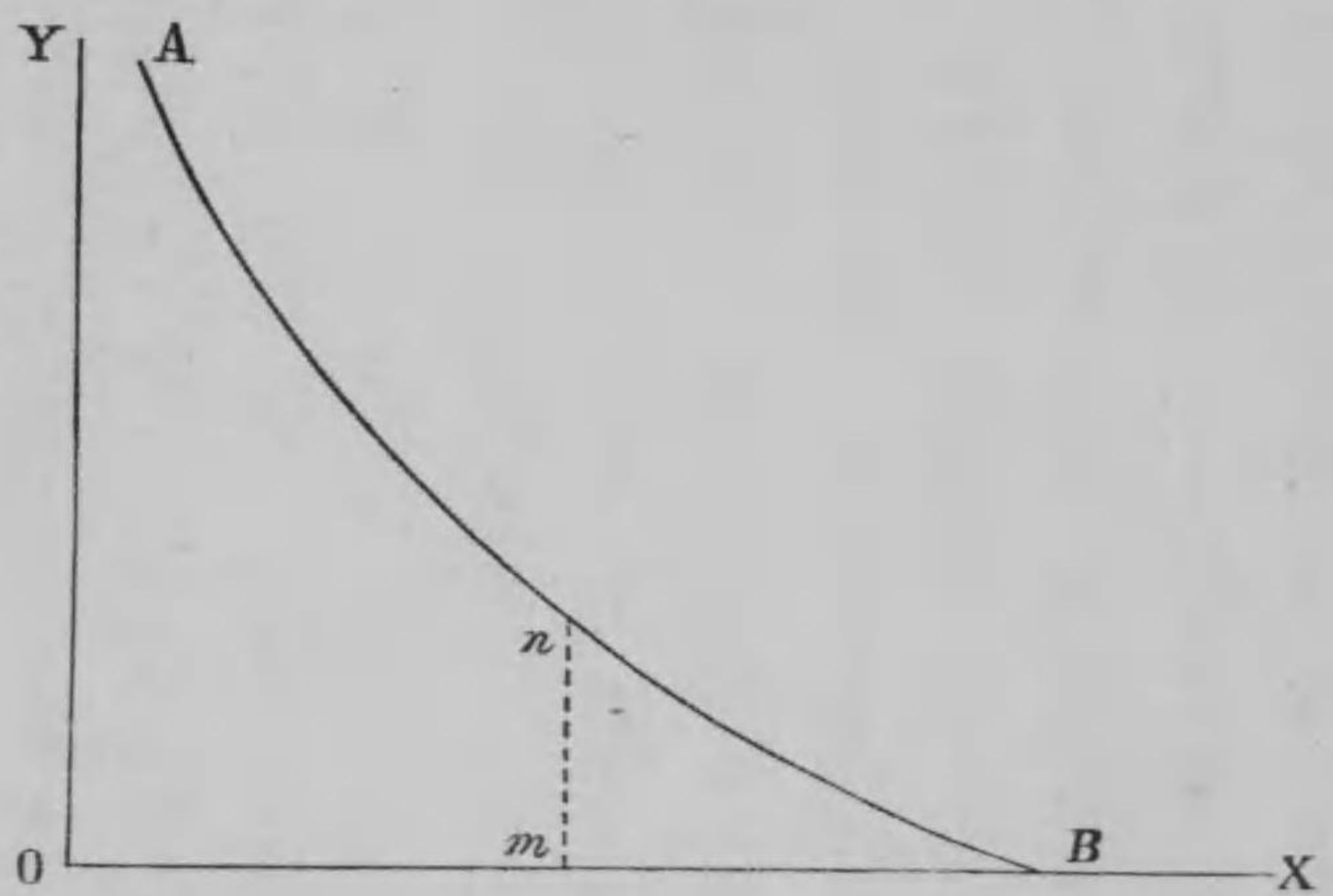


第一圖

がないことである。之はなぜかと云ふと、初めの一杯の水は命を救ふた効用を有する

のであるから、其効用は絶対無限で到底量ることが出来ないからである。故に此時の味ひを示す垂直線は無限に長いもので、正確に云へば、 a の所で切れて居ないのである。そこで若し我々が、其旅行者が少し宛、先づ一口宛、水を續けて飲んで居る場合を考へて見れば、第一圖のやうに平行四邊形の區分は出來ないで、第二圖の如きものとなるのである。前と同様に最初飲んだ水の効用は無限であるから、曲線は垂直線 OY と如何なる點に於ても交はらぬこととなる。段々と少し宛

第二圖



飲んで行く水の量はOX線上に點を以て續いて居るものと想像する。さうすると、 m 杯目の水を飲んだ時の味の程度は垂直線 mn を以て現はすこととなり、此線で効用遞減の曲線ABを切ることとなる。曲線ABはB點に於て底線OXと交はるのであるが、此B點は水を飲む味ひが止まつて、之より以上飲むと苦しくなる點を示すのである。

そこで、以上の圖解と引例とを、よく頭に入れて置いて、我々は茲に或る特別の場合を推察して見なくてはならぬ。消費する物品の各單位は之を供給の増加量若くは消費の増加量と云ふ。其効用の無限である第一番の單位の有する効用は、之を絶對効用 (Initial utility) と稱し、未だ實際に所有せざる増加量若くは實際に消費せざる増加量の可能的効用を稱して限界効用 (Marginal utility) と云ふのである。併し乍ら、茲に注意しなくてはならぬことは、前の圖解例證に於て、我々は水の消費を、最早之れ以上消費すれば何等の旨さをも感じない點まで續けたものとて考究したのであるが、斯る場合に於て其水の限界効用は零、即ち皆無である。併し乍ら若し我々が水の消費が m に於て止まつたものとして考ふるときは、消費の限界効用は m 單位目の効用によりて

絶對効用

限界効用

現はされるもので、即ち垂直線 mn を以て量らるることとなる。

扱て効用遞減の法則は單に以上の如き消費の場合に適用さるのみならず、まだ廣き適用を有するのである。即ち此法則は所有の場合にも當て欲まる。我々が物品の一定量を所有する場合に、縦令我々が其物品を直に消費しない時に於ても、其物品は我々に對して効用を有するものである。故に此法則は、實際に財を消費しつゝある場合は勿論、其消費を將來に期して財を所有する場合に於ても、當て欲まるものである。

効用遞減の性質 効用遞減の重要な經濟的法則の性質を述べれば下のやうになる。即ち、一定の時に於て、其所有者が享受する一物品の限界効用は其量の増加するに従つて減するものである。

制限 右の意義に於て、一定の時と云ふ制限を附したることに注意しなくてはならぬ。此制限を附するの必要は、前に述べたる例解に就て再考すれば明かである。即ち水を續けて飲んで居ると其効用が皆無となつて來るのであるが、其後暫くすると再び其水を飲まむとする慾望が強く起つて來るやうになるのは明かである。物品により

効用遞減の性質

制限

ては此時の制限が更に必要な場合がある。例へば小供の時代には、少しの衣服があればそれ以上に衣服の数を増加しても、それがために生ずる効用は極めて僅かなものであるが、併し其小供が成長して青年に達すると、其慾望は大に變じて來て、衣服を更に多く有することを欲するのであるから、衣服の量に對して認むる効用は大に變じて來る。故に時が異なるに従つて、我々は其間に於ける慾望の變化を斟酌しなくてはならぬのである。

貨幣の効用

貨幣の場合

次に貨幣に就て之を云へば、貨幣は一般の購買力を表はし、何事も之を使用し得るものであるから、効用遞減の割合は當然甚だ遅緩なるものであるけれども、矢張り他の財と同様に効用遞減の法則の適用を受くるものであると云ふことが出来る。何事にも使用することの出来る貨幣は、然らざる他の財に比して、飽足點に達することが遅緩であることは我々が凡て経験によつて知つて居ることである。然るに、一定の時に於て或人の有する百圓の貨幣が他人の有する九十九圓若くはそれ以下の金高より効用が低い場合がある。従つて、他の財に於ても同様であるが、富者の

認むる貨幣の限界効用は貧者よりも少ないと云ふことになるのである。

【補論】 効用遞減の法則は經濟學上一般に認められて居る法則であつて、本文に於ける説明で充分に其意を盡して居ると思ふ。効用に關して嚴格に研究して見ると色々な難しい問題が少なからず生じて來るが、併し之等に就て一々論ずれば限りのないことであるから、先づ一般に本文に於ける説明の如く解して居ればそれでよい。

第三章 需要

消費の順序

消費の經濟的順序

効用遞減の法則によりて、人間が其慾望を充足するために財を消費するには、規則正しき順序に依るものであることは明かである。人が財を消費するには最も利益ある方法に依りて消費するものであるから、其消費はつまり財の効用と其財を取得するに要する代償とを平均さするものである。故に先づ、充足すべき慾望に對して消費する財を定むるに當りては、代償以上に最も大なる効用の餘剰を有し

て居ると認むる財を擇びて消費に充つるものである。之は一寸考ふれば明かなことで例へば、飢餓に迫つて居る人には食物の限界効用即ち食物を得むとする慾望は甚だ大なるものであつて、此慾望を充足するが爲には如何なる勞力をも犠牲をも吝まないものである。然るに、食物を得て之を食し餘程飢餓が鎮まつて來ると、今度は或他の物品に對する限界効用即ちまだ充足せられざる慾望が比較的強く起つて來るから、此慾望を充足することに全力を注ぐことになる。是に由て之を観るに、人間は常に其時に於て最大なる慾望を充足すべき財を得むと努むるもので、換言すれば、人間は凡ての財の限界効用を平均せしめむと努むるものであることが解る。併し乍ら種々なる財を取得するに當りて其代償の程度に高低がある爲に、凡ての財の限界効用を斯の如く平均せしむることの出來ないものであることは少し考へると直に解ることである。或人の自動車を慾しが程度は寫眞のカメラを慾しが程度よりも甚だ大なりとするも、自動車を買ふには一年間の全収入を出さねばならぬとすれば、支出の都合より自動車慾を抑へて、價格の小なる寫眞のカメラを買入れて慰むと云ふことになるであらうと思

限界効用
の平均

ふ。故にまだ充足されない慾望と、之を充足するに要する犠牲との間の關係によりて財の撰擇は定まるものである。

今之を明かにするために、詳しく例を以て説明しよう。今一人の小供が二十五錢の金を持つて、色々な品を列べてある露店の前に立つて、自分の好きなものを買つて慾望を充足する場合を假定する。落花生一合が金五錢として、其小供は他の何れの品よりも此落花生が一番慾しいとすれば、先づ第一に之を買ふに相違ない。然るに此落花生の最初の一合は其小供の最大の慾望を充たすことが出來るが、更にマ一合に對しては最初の一合よりも慾望が少ないとする。すると次の五錢白銅を以てモ一合の落花生は買はないで、今度は玉蜀黍が慾しいから、それを買ふことなる。同様に今度は、落花生の第二回目の一合よりも、玉蜀黍の第二回目の一袋よりも、ラムネ一瓶の方が慾しいと云ふことになる、之で五錢白銅三個を費したから尙ほ費すことの出來るのが五錢白銅二個であるが、其露店に列べてある他の品には餘り強い慾望がない、それ等の品よりも、今度は落花生第二回目の一合が慾しいと云ふことになる、勿論此第

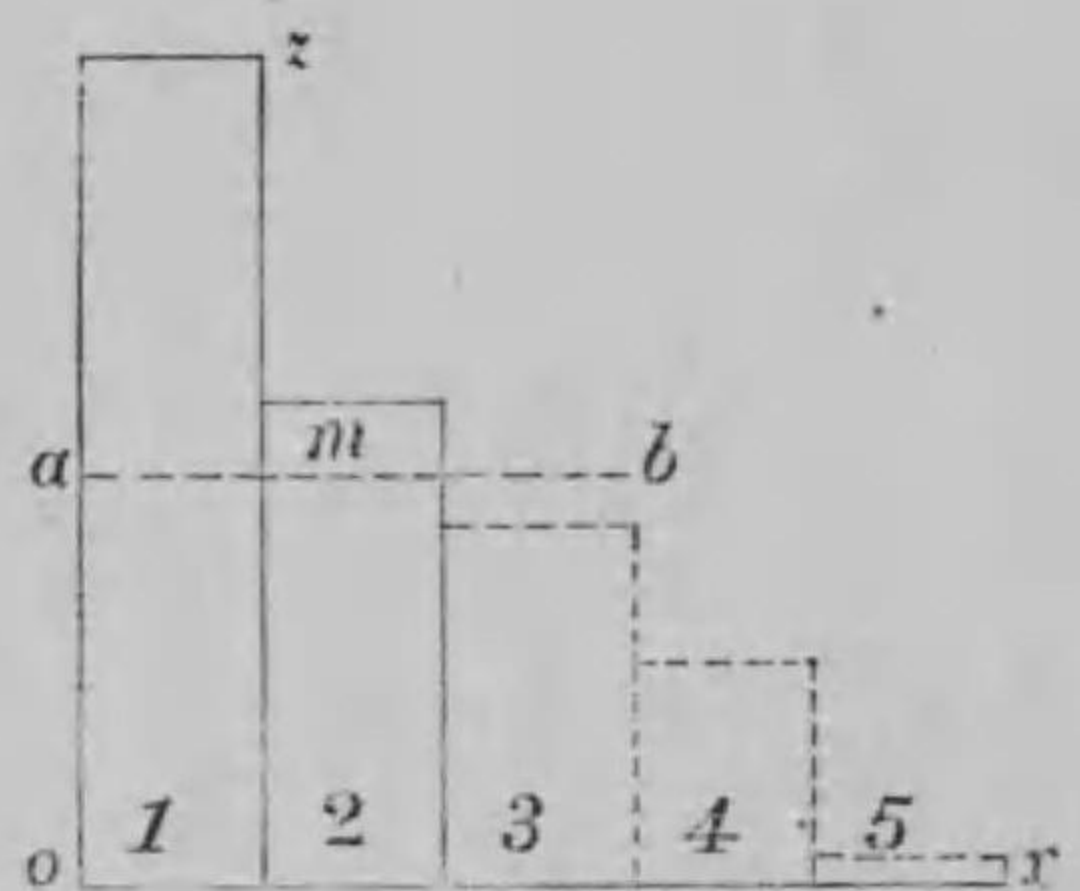
財の撰擇

二回目の落花生の一合は其慾しさの程度に於ては第一回目の玉蜀黍一合及び第一回目のラムネ一瓶よりも低いのであるが、第一回目の玉蜀黍及びラムネは既に買入れたのであるから、今度買ふのは其次に慾しくなつた第二回目の落花生一合と云ふことになる。所がモ一回何か買ふことが出来るのであるが、効用遞減の法則の作用がラムネ消費の場合に於けるよりも玉蜀黍消費の場合の方が一層激しいものとして、今度は落花生第三回目の一合よりも、更に玉蜀黍第二回目の一合よりも、第二回目のラムネ一瓶の方が慾しくなつて來ると云ふことになつて、之を買ふ。そこで五錢白銅一個宛五回、即ち二十五錢全部費して仕舞つたことになる。而して買取つたものは、落花生二合玉蜀黍一袋、ラムネ二瓶である。此場合に結果から云ふと、最初一度に凡て之等の物を買ふのも、永い時間を費して以上の如く何回にも買ふのも、同じことである。併し、右の例に於ては其購買に就て最大の慾望充足を得るやうに、自己の判断に従つて、色の効用を享受する譯になるのである。

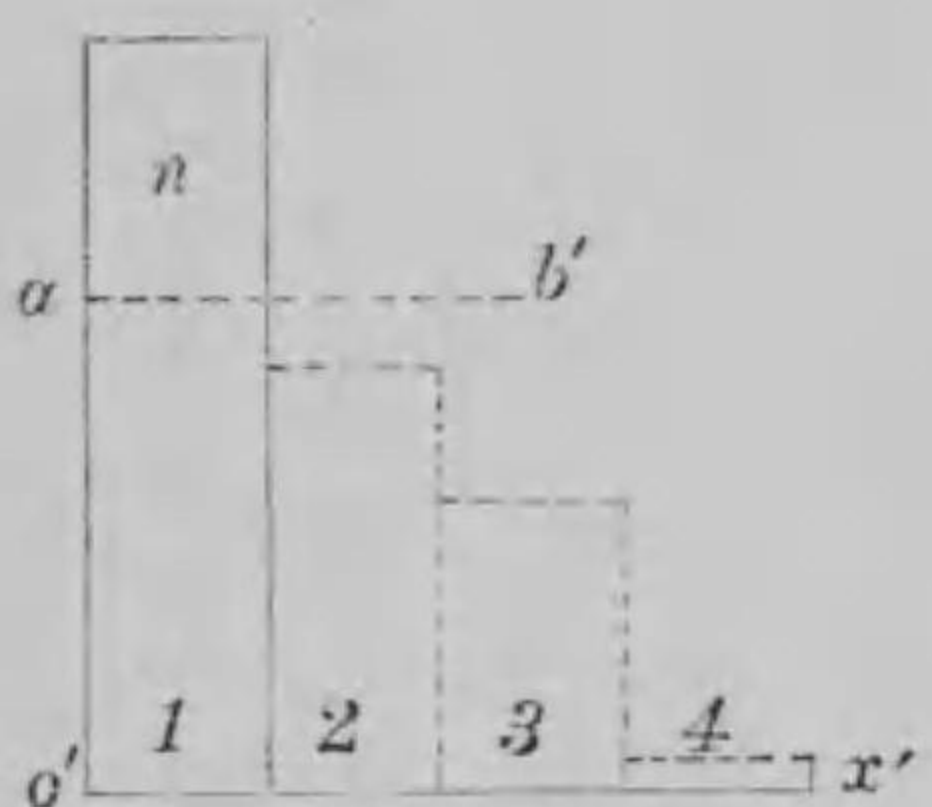
圖解

之を圖に依りて説明すれば、 ox $o'x'$ $o''x''$ の各線は、結局皆無まで限界効用を減

第一圖

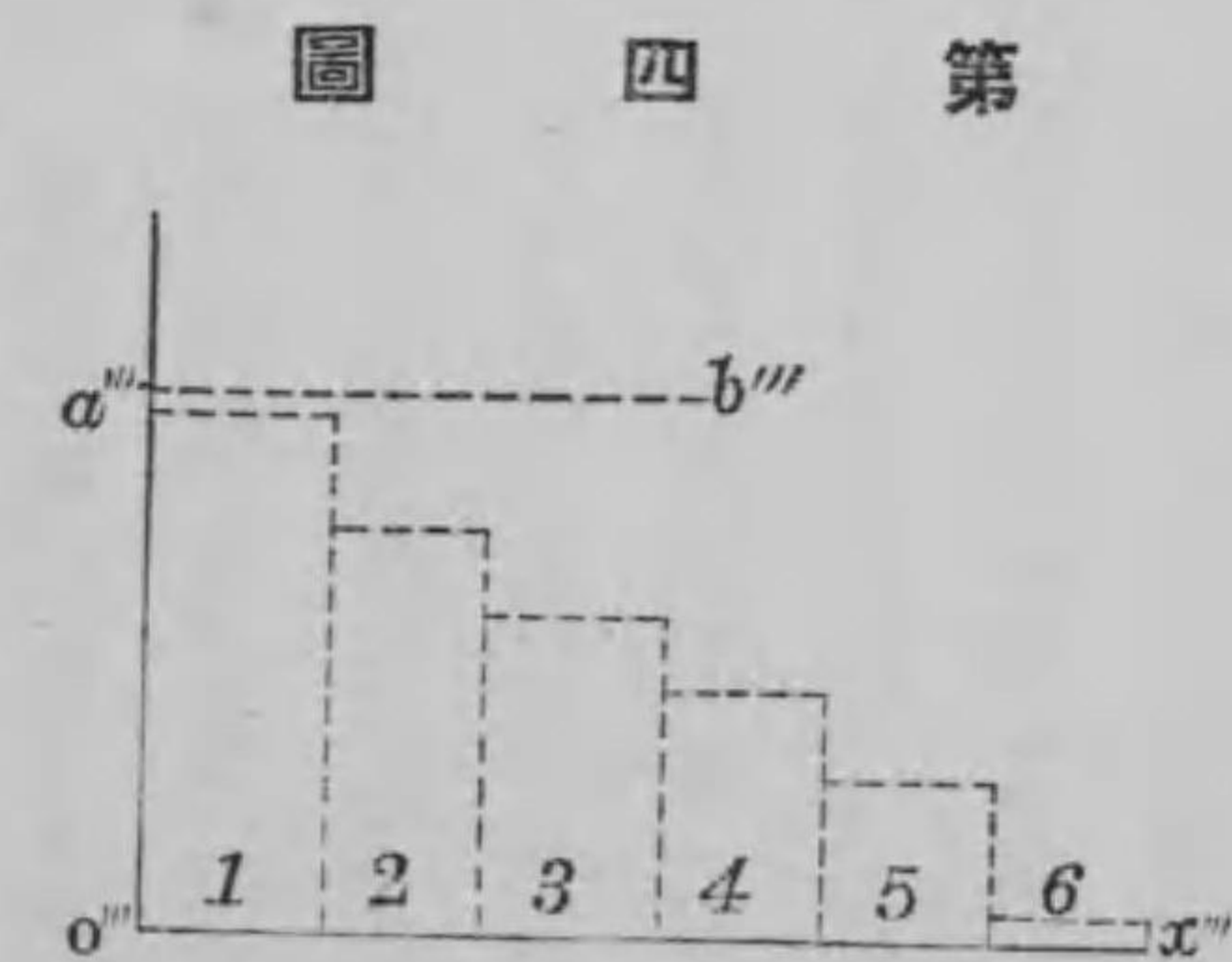
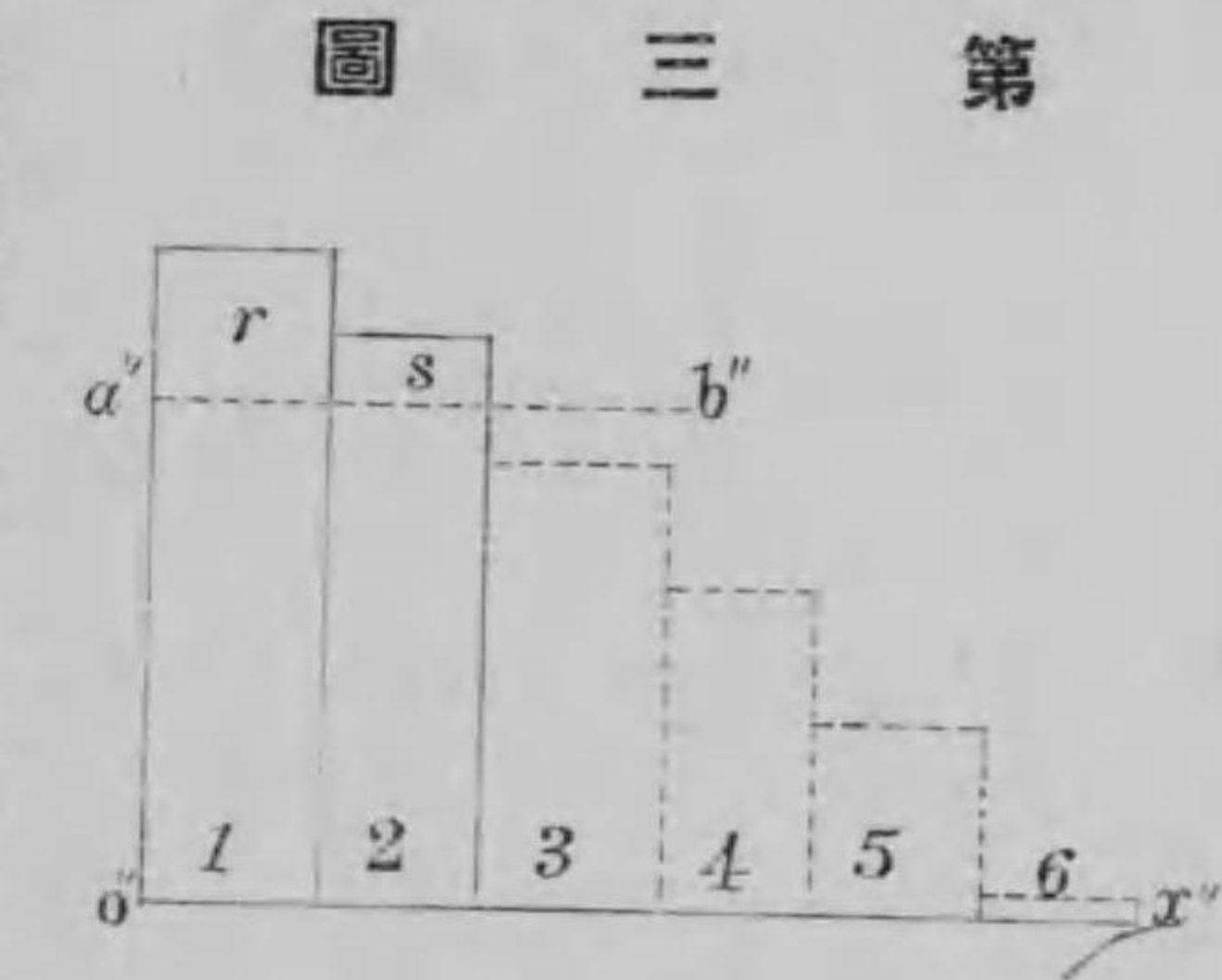


第二圖



すべき各物品の量を表はす、換言すれば、之等の線は、右の小供が最早更に以上に消費するを少しも欲しないだけ存在する物品の有高を表はすものとする。而して各平行四邊形は物品の各單位量を消費して得べき充足味の量を示すこととする。而して注意すべきは、第一單位量の効用は第一圖に於けるものが最大であつて、第二圖第三圖第四圖と段々小さくなるのであるが、併し乍ら第三圖に於ける効用よりも第二圖に於ける効用の方が早く無くなることである。扱て各單位量の代價は ox $o'x'$ $o''x''$ 及び ab $a'b'$ $a''b''$ の間の高さに依つて示すこととし、之等の間の高さは四つの圖に於て凡て同じであつて、前の小供の例で云ふと之等の各單位價格は金五錢である。今圖に就

いて見るに、最も先に取り取るのは第一圖に於ける物品の第一單位量でなくてはならぬことが明かである。なぜかと云へば、價格以上に認められて居る効用の餘剰が第一圖に於て最大を示して居るからであつて、此餘剰は平行四邊形 ab であるから、他の



餘剰たる平行四邊形 m'' r s の何れよりも大なるものである。第二の物品 (前例に於ける玉蜀黍) の第一單位量の價格以上に認められて居る効用の餘剰を表す所の平行四邊形 n は第一の物品に於ける

第二單位量に於ける効用の餘剰を表はす平行四邊形よりも大にして、且つ第三の物品 (前例にてラムネ) の第一單位量に於ける効用の餘剰を表はす平行四邊形よりも大で

ある。故に第二回目を買ふのは、第二圖に於ける第一單位量でなくてはならぬ。同様に、第三回目を買ふのは第三圖の r であつて、第四回目は第一圖の m 、第五回目が第三圖の s である。而して第二圖に於ては第一單位量は餘剰を有するけれども、第二單位量は之を有せないことを注意しなくてはならぬ。更に第四圖に於ては全然餘剰を有して居ない、即ち前の例に於て小供が其所有金額を以て之を買ひ度いと云ふ念の起らぬ品物の場合であることを注意しなくてはならぬ。

若し諸君が消費に關する他の異なる推理を爲すために此等の圖を變じて、物品の單位が甚だ小にして従つて効用の遞減が右の圖に於けるが如く角の形にならないで曲線によりて表はされるやうに書き換へて見ることにすれば、甚だ興味あることで且つ有益なことであらう。更に圖を變じて物品によりて價格が變ずる有様を示すことも出来る。

扱て以上述ぶる所によりて、消費の經濟的順序に關する定則を定めることが出来る。即ち、物品が合理的に且つ經濟的に購買され消費されるものとして、(一)消費品の撰擇

は如何なる場合に於ても價格を超過する餘剩効用の量によりて定まるものである。従つて推理上當然の結果として、(二)消費品の撰擇を續けて行ふ場合に、其各場合に撰擇さるる消費品は、同一の價格を有する物品の中にて餘剩効用の最も大なりと認めらるる消費品であること云ふことが出来る。

一五二

物品に附する經濟的評價の決定方法

各消費者が或物品の經濟的評價を定めるに

當りては、全部効用を基礎として定めるのではなくて、限界効用を基礎として定むるものである。換言すれば、其物品消費によりて生ずる充足味の全量によりて定めるのではなくて、供給の或部分より生ずべき充足味に對する慾望の程度によりて定めるのである。若し或人が物品を買ふことの出来ない地方に居つて、如何なる方法を以てするも永い期間に對して物品を買入れることの出来ない場合に於て、他の物品の外に麥粉五十俵と砂糖を僅かに三斤を有して居るとすれば、其人は必ず麥粉よりも砂糖の方を儉約するに相違ない。換言すれば其人は麥粉一斤よりも砂糖一斤の方に大なる經濟的評價を附するに相違ない、併し乍ら若し其麥粉が斯くの如く多量でなくして、先づ

普通に消費するとしても、更に購入する時期まで消費するに足らない程其所有せる量が少ないならば、其人は砂糖に附するよりも更に大なる經濟的評價を麥粉に附するに相違ない。何れの場合に於ても道理は同じことで、第一の場合に於ては砂糖は麥粉よりも大なる限界効用を有して居る。其理由は砂糖の供給高は麥粉の供給高よりも甚だ少いから砂糖に對する不足感は麥粉に對するそれよりも深刻であるからである。併し乍ら第二の場合に於ては、麥粉の方が砂糖よりも更に大なる限界効用を有して居る、何となれば、其供給に於ける不足は、更にそれを買入れる時期の來らざる内に飢餓に陥らねばならぬからである。

二つの物品間に於ける限界効用の關係と全部効用の關係とを比較して見ることは有益なことである。即ち、百匁の金は百匁の鐵よりも更に大なる經濟的評價を有して居るが、併し乍ら鐵の存在する總量は金の總量よりも更に大なる必要を有するものである。

需要の法則

既に論じたる如く、人間の慾望に關する研究は消費に關する研究と

經濟學上の需要

直接なる關係を有し、而して消費に關する研究は需要に關する研究と關聯するものである。併し乍ら任意の物品に對する慾望は其物品に對する需要と同一のものにあらざること
を注意しなくてはならぬ。「乞食でも馬に乗りたがる」と云ふことがあるが、人間の慾望と云ふものは直に需要となりて現はるるものではない。一物品に對して需要を生じ得るためには、其物品に對する慾望がなくてはならぬのみならず、更に其物品の代價を支拂ふの意志と能力とがなくてはならぬ。尙ほ、言葉を換へて解り易く云へば、單に物を慾しがると云ふことだけではいかぬ、其物を慾しがるには其物の代價を拂ひ得るものでなくてはならぬ。故に經濟學上の需要なるものは、富若くは購買力の備はつて居る慾望を意味するものである。ことを記憶せねばならぬ。

併し乍ら所謂經濟學上の需要と云へる語の眞の意味に對する定義は右の如くであるが、更に我々は需要の強弱を測る一定の方法を必要とするものである。斯る方法は、一定の價格を以て購買さるべき一物品の單位の數より定むることが出来る。若し種々なる價格を以て購買さるべき一物品の異りたる各種の數量を表にて現はすときは、經

需要の状態

濟學者の所謂物品に對する需要の状態なるものが解つて來る。若し今日或る社會に屬する民衆が

- 一個二錢の林檎ならば 百個
- 〃〃一錢〃〃〃〃〃〃〃〃 三百個
- 〃〃七厘五毛〃〃〃〃〃〃 五百個

を買ふものとすれば、其社會に於ける林檎に對する需要の現狀は之によりて現はすことが出来る。即ち物品に對する需要は其物品の價格減じたる時に増加するものとせられて居る。

今、需要の増減を定むる條件を各場合に就き一々考究して見ることにする。而して之等の條件を明にする法則を需要の法則と云ふことが出来る。

(一) 需要高は限界效用の如何によりて變するものである。

第一に茶の價格が一斤五十錢で一定期間變動なしに止まつて居ると同時に、同期間内に於ける消費者の富にも増減がない場合を考へて見る。然らば、此場合に於て、或理

需要高と限界效用

由によつて茶に對する一般の嗜好が變じて來て、其限界効用が大になるか若くは小になるかしたならば、茶に對する需要も又之に従つて増加するか、減少するかに相違ない。此法則は、流行の變遷より生ずる需要の急激なる變化を有する物品の場合に於て特に重要なものであることは明かである。

需要高き
價格

(二) 需要高は價格の如何によりて變ずるものである。

更に、消費者の富にも物品の限界効用にも變化がない場合を想像するに、此場合に於ては、需要は價格の下落した時に増加し、價格が騰貴した時に減少すべきは明かである。價格の變動と需要の變動との間の關係は物品の種類によりて相違がある。例へば小麥の消費に就て之を見るに、其需要高は其價格が一石五圓の場合でも、一石十圓の場合でも、他の生活の必需品でない物品の場合に於けるが如き大なる變動はない。然るに、或物品、特に贅澤品の價格が下落すると直に之に對する需要は甚だしく増加するのである。價格の變動より生ずる需要の増減の大なる場合に於ては其需要を稱して伸縮的需要と云ふ。

需要高き
富力

(三) 需要高は一般的富力の増減によりて變ずるものである。

第三に、若し我々が一物品の限界効用も其價格も變動せざる場合を想像する時は、社會の購買力を増加する富力の増進は、物品の需要を増加するものであることは明かである。何となれば、前に述べたる如く、富力の増進は貨幣の限界効用を低下せしめ従つて、購買を決定すべき價格を超過する餘剩効用を失ふことなくして、他の物品に對して更に多くの貨幣を費消することが出来るやうになるからである。後に述ぶるが如く、米國に於て、獨占事業家に法外の利益を得せしむる好機會を與ふるは、物品に對する需要を増加する所の米國人の一般的富力の増進である。獨占價格なるものは獨占事業家に最も大なる純益を得せしむるものであるが、此獨占價格が米國に於ては何れの國に於けるよりも一般に高いのである。

そこで、以上述べたる需要の法則は之を一つに集めて約言すれば、需要高は(一)限界効用の増減と社會に於ける購買力の變動とに正比例し、(二)價格の高低に反比例して増減するものである。

個人消費の統計 以上研究したる原理は家庭の出費及び消費に關する實際の事實に徴すれば更に明瞭である。家庭に於ける收支の詳細なる計算は之を稱して家計と云ふのである。家計に就ての詳細なる研究は、普魯西、英國、米國に於ける數州特にマサチューセツツ及びイリノイヌス二州に於て、行はれて居る。次に掲ぐる歩合表は普魯西の統計を基礎として作製したものである。

エンゲル法則—普魯西

支出科目	支出百分率		
	年収入四百五十圓ヨリ六百圓マデノ労働者ノ家庭	年収入九百圓ヨリ千二百圓マデノ中流ノ家庭	年収入千五百圓ヨリ二千二百圓マデノ豊かなル家庭
一、食料	六二・〇	五五・〇	五〇・〇
二、衣服	一六・〇	一八・〇	一八・〇
三、住宅	二二・〇	一二・〇	一二・〇
四、燃料、燈料	五・〇	五・〇	五・〇
五、教育、宗教、其他	二・〇	三・五	五・五
合計	九五・〇	九〇・〇	八五・〇

支出科目	支出百分率		
	イリノイヌス	マサチューセツツ	英國
六、法律の保護	一・〇	一・〇	二・〇
七、健康保持	一・〇	一・〇	二・〇
八、心身休養	一・〇	一・〇	二・五
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

次に掲ぐる表は諸國に於ける状態を比較するものである。

イリノイヌス州、マサチューセツツ州、英國、普魯西に於ける労働者家庭の支出比較

支出科目	イリノイヌス	マサチューセツツ	英國	普魯西	平均
食料	四一・三八	四九・三八	五一・三六	五五・〇〇	四九・二五
衣服	二一・〇〇	一五・九五	一八・一二	一八・〇〇	一八・二七
家賃	一七・四二	一九・七四	一三・四八	一二・〇〇	一五・六六
燃料	五・六三	四・三〇	三・五〇	五・〇〇	四・六一
雑費	一四・五七	一〇・七三	一三・五四	一〇・〇〇	一二・二一
合計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

エンゲル
の法則

普魯西の有名なる統計學者エルンスト・エンゲル博士は普魯西に於ける家計を研究して次の如き消費の一般法則を設けた。之は右の表に充分は現はれて居る事實である。

- 家庭の収入増加する時は、
- (一) 食料費の歩合は減少す。
 - (二) 衣服費の歩合は殆んど變せず。
 - (三) 家賃、燃料、燈料の歩合は變せず。
 - (四) 教育、健康、休養其他の費用の歩合は増加す。

前表の數字によりて、如何なる階級に於ても食料品に對する需要は餘り増減するものでないことが明かである、之は如何なる場合に於ても食物は不足のないように充分に消費せらるるもので、而してあらゆる階級の需要する食物の比較的數量はそれ等の必要高が満たされて仕舞ふと急激に減じ去るものであるからである。然るに、富力の増加は、慾望を誘致する凡ての多くの財及び勤勞に對する需要を増加するの結果を生ずるものである。

人間の高度の慾望充足は生産者としての能率を完全ならしむるに必要なものであるから、貧民階級の衰頹は全く其貧窮によるものなる理由を前表に於て了解することが出来る。彼等は惡風に染みたる境遇に生活して居る。而して彼等の生れ附いての貧乏は、それ自身が此境遇より脱出するを妨げる障壁である。此境遇より一度び脱出することが出来ること、自ら繁榮を永く享受すべき力は彼等自身の手中に與へらるのである。何となれば彼等は之によりて生産者としての能力を増し、その勞力より生ずる増加したる生産物の正常なる分配を受くる點に於て一層有力になつて來るからである。

〔補論〕 本章に論じてある大體の意味を摘記すれば、人間は財を消費するに當りて價格以上に最も大なる餘剩效用を享けむと努力するもので、換言すれば支拂ふべき代價に認むる效用と財に認むる效用とを比較して、財に認むる效用より代價に認むる效用を減じたる差が最も大なりと認むる財を選んで消費せむとするものであること、

物品に附する値踏みは其物品の限界效用によりて定まること、物品に對する需要高は物品の限界效用と消費者の富力に正比例し物品の價格に反比例するものなること等を論じ、終りに家庭に於ける消費に關して統計上より説明を加へて居る。之等は何れも簡單に而も何人にも了解することの出来るやうに論じてゐるのは喜しい。殊に家計の統計は甚だ興味あるもので、各國の比較も中々面白い。我國には未だ斯る調査は行はれて居ないから、之等と比較對照して見ることは出来ないのは遺憾である。

第四章 支出經濟と貯蓄經濟

消費經濟に關して尙ほ研究すべき二つの重要な問題がある。第一の問題は簡單に之を云へば、如何にして人の全支出即ち全消費を最大の慾望充足を得るやうに現在と未來と間に配分することが出来るかと云ふ問題である。而して第二の問題は、第一の問題が解決せられたるを前提とするものであつて、如何にして現在の消費を最も大なる慾望充足の總量を得るやうに順序を立てることが出来るかと云ふ問題である。之等

の二問題は實際上何れも支出として取扱ふべきものであるけれども、而も吾人は、第二の問題たる支出の問題と區別するために第一の問題を貯蓄の問題として考ふるを適當とするのである。

第一節 貯蓄經濟 (The Economy of Saving)

先づ第一に、現在の支出と將來の支出との間の配分は、我々が既に消費の經濟的順序の法則として述べたる一般的法則に一致するものであることを注意しなくてはならぬ。我々は常に我々の支出に於て價格を超過する最大の餘剩效用を得むと努むるものである。故に我々は、我々の購買の餘力を將來に貯ふることによりて現在よりも更に大なる餘剩效用を得ることが出来ること信ずる場合に現在に費消し盡すことを節慾するものである。勿論、多數の人々に在りては、現在に於ける物品の需要が甚だ痛切であつて、又其有する収入にも餘裕がないと云ふために、現在と未來との間に其餘剩を斯の如く配分するの機會が殆んどないと云ふ場合もある。併し乍ら結局何等かの貯蓄を

將來のためになす場合には、上に述べたる心的比較、即ち心の中で現在に於ける支出と將來に於ける支出とを餘剩效用の上から比較して見て、それによりて定むるものである。

貯藏

貯藏 然らば財を貯蓄する方法は如何に。明かに我々は、我々自身も又他人も現在に於てそれ等の財を消費することの出来ないやうな方法を以て、財を貯蓄することが出来る。即ち佛蘭西の百姓は少しも銀行を信用しないが爲め、其貯蓄を自家の近傍の秘密な場所に藏して置くこと云ふ話である。斯の如き貯蓄は勿論最良の方法ではないけれども、而も之を害惡的に消費し贅澤に浪費することよりも、餘程よいのである。何となれば、若し財、例へば、金錢を斯の如く藏匿し置くときは、之がため他より損害を受くることなく、結局將來に於て、正當にして善良なる慾望を充足するの手段となるからである。

投資

投資 併し乍ら近時に於ては一方には有力なる政府の安全なると保證と、他方には一定の利殖を生ずる生産的投資に對して貯蓄を利用する機會を容易に得るに至りた

貯蓄と銀行

る結果として、儉約なる人々は貯藏の方法を避けて、投資的貯蓄の方法を撰ぶやうになつて來た。而して産業は日を追ふて複雑となり、有利なる經營を爲すがためには次第に多くの熟練を要するに至りたるを以て、世人の多くは自ら直接に事業に投資する方法よりも其貯蓄を寧ろ他人の手に委ぬるやうになつて來たのである。更に其方法は多くの場合一步を進めて、其貯蓄を直接に事業經營者の手に貸渡すことをせずして、金錢若くは信用證券を銀行に預ける。すると銀行は最も安全にして且つ有利なる事業を撰定して之を投資すること云ふことになるのである。

財の貯藏と投資的貯蓄との間の相違は、之を簡單に云へば、前の場合た於ては結局の場合に其貯藏したる財を生産的に經濟的に使用するを得るものであるが、後の場合に於ては貯蓄せられたる財は貯蓄其ことが既に生産的に使用せられること云ふことになるのである。

一般に金錢を以て財を代表せしむる事實よりして、我々は動もすれば貯蓄の眞の性質を看過することになるのである。個人的立脚地から云ふと、貯蓄は消費を將來に延

個人的貯蓄
と社会的貯蓄

ばすと云ふ意味になるのである。今或人が其収入の内から一週間に拾圓を貯蓄するとすれば、其人は他人から拾圓の價格ある財を受取るべき権利の行使を將來に延ばすことになるのである。これは金を貯蓄する場合でも、他人にそれを貸す場合でも同様である。併し乍ら社会的立脚地から云ふと、斯る行爲は貯蓄に於ける當然の結果たるものではない。社会的貯蓄とはどう云ふ意味であるかと云ふと、集合體としての社會から云つて將來に於て更に大なる利益を享受するを得る貯蓄のことである。若し甲が衣服一重ねを買はむとする乙に金を貸したとすれば、甲と云ふ個人から云へば其貸金は貯蓄となるのであるけれども、併し乍ら之を以て社会的貯蓄であると云ふことは出来ない。何となれば此行爲の結果は將來に於て享受することの出来る財の高を増加せしめないからである。併し乍ら、若しも乙が衣服を買ふと云ふ爲でなくして機械を作る爲に甲から金を借りたものとすれば、之は社会的貯蓄となるのである、何となれば其機械は將來に於て更に多くの財を生産することが出来るものであるからである。近時一般の人々は財の生産力を發達せしむることに其貯蓄を使用するもので、合衆國の

金銭の消費

國民が將來の使用のために食料品、衣服等を積み重ねて居る高は比較的に小なるものである。

我々は動もすれば世人が惜氣もなく金銭を消費する人を社會の恩惠者として、金銭を斯の如く浪費しない人を誹謗するが如きことを耳にするのであるが、併し乍ら以上述べたる所によりて金銭の浪費者は目の前に財と勤勞とを消費し盡すもので、貯蓄をする人は其投資によりて社會の生産的狀態を進めつゝあるものであると云ふことは明かである。前者は住宅に、馬廠に、遊船に金銭を消費し去ることを示すものであつて、後者は生産工場を築くことに金銭を用ひつゝあるもの、換言すれば社会的に貯蓄しつゝあるものである。併し或場合には之等の貯蓄が極端に走ると云ふことがあるかも知れぬ。農夫が鋤や荷車を過多に所有するやうになるかも知れない。我々は國民として鐵道や綿織物工場を現在の必要以上に建て過ぎるやうになるかも知れない。

第二節 支出經濟 (The Economy of Spending)

財の撰擇
と財の用途

本章の初頭に於て述べたる二つの問題の第一は既に研究を了つたのであるから、次に我々は第二の問題、即ち最も大なる効果を擧げるには、如何なる順序を以て現在の消費を行つたならよいかと云ふ問題を研究せねばならぬ。

先づ第一に、支出經濟には二つの大切なる事柄がある。其一は財の撰擇を適當にする經濟で、其二は財の用途を適當にする經濟である。撰擇を適當にする經濟は、物品を最も有利に現在に於て使用することに關する正確なる智識を必要とするものであつて、用途を適當にする經濟は、財を使用すべき最も有效なる手段に關する智識を必要とするものである。

第一撰擇を適當にする經濟

贅澤

一、贅澤 消費經濟に於ては、世人が其收入を贅澤品に注入する場合には消費品

に適當なる撰擇を行ふと云ふことが出来なくなると云ふ障害が生じて來る。贅澤的支出、即ち贅澤的消費なるものは、財を毫も有利に消費しないのであるから、經濟的消費と稱すことは出来ぬ。然るに此贅澤と云ふことはそれ自らの意義を確定すること

の困難なるがために、之を論することも困難になつて來るのである。二世紀以前に於ては最も富裕にして最も有力なる人々でなくては得ることの出来なかつたやうな物品でも、今日に於ては最も貧弱なる人々によりて容易に得られるのが澤山ある。此種の物品は昨今に於ては最早贅澤品として考へられて居らぬのであるが、併し乍ら、往時に於ては之を所有することは到底貧民の分に相應せざること、而も斯る財の所有者が大なる社會的利益を計ることも出来ないし、又それを慾せないものとするれば、斯る財は其當時に於て贅澤品であつたものと云はねばならぬ。更に無學の人々に取りては圖書室の如きは贅澤物であるが、併し之が學者の所有に屬する場合は充分なる効果を擧ぐるがためには當然の必要物であると云はねばならぬ。以上に述べたる例によりて之を見る時は贅澤なるものに對して簡單にして明瞭なる定義を下すことの困難なること同時に、斯る消費に對して我々が下すべき誤らざる判斷の根底となるべき一般的原則を確定することも同様に甚だしく困難であることが解る。然れども支出に社會的經濟の主義を含め、而して倫理的の訓言を暗示する所の定義を定むることは出来るので

ある。即ち、贅澤とは消費すべき収入の基礎たる社会的職業に不相應なる多量の物品若くは勤勞の消費によりて生ずるものであるけれども、併し其消費は必ずしも消費者に取りては直接に有害なるものではないのである。思ふに茲に示したる原則は餘程慎重なる注意の下に適用しなくてはならぬ。例へば、若しも大なる才能を有するため、其才能の効果を充分ならしむるに大なる消費を必要とする場合に於ては、小なる消費は却て浪費であり、大なる消費も贅澤とはならぬのである。

然るに、人は自ら自己の意志に従つて其欲するやうに消費を爲すの権利を有せないのであるかと云ふ疑問を生ずるかも知れぬ。此疑問に對しては、若し我々が全く法律のみによりて正當なる判断を下すものとすれば、充分に其権利を有するものであると答へなくてはならぬ。如何なる法廷でも贅澤を禁ずることは出来ない。所が法律は國民の間に生ずる權利義務の觀念が發達して行く後から甚だ緩漫に而も滯り勝に出来て行くものである。而して今日の法律は財産に於ても又其使用に就ても極めて大なる權利を許容して居る、之は何の爲であるかと云へば、全體に於て一般の民衆は彼等の生

産物を處分する權利を斯の如く殆んど無制限に與へられた場合に、一層強く働き、一層多くを生産し、一層大なる幸福を享受するものなるを認めたらからである。けれども今日に於ては世人は次第に社會的に傾いて來た。漸次、富める人々及び智能を有する人々は、彼等の有する富及び智能を自分勝手に少しも他人のことなどは考へないで浪費し得るものであると云ふ者は次第に減じ去つて、寧ろ彼等の有する富や才能は自らの所有ではなく、社會のために預つて居るものであると云ふやうに考へる傾を生じて來たのである。自分の富や才能を社會的のものとして考へる責任心が充分に發達して來ると、其時には、我々は法律を變じて此社會的觀念の變化を認め、斯る觀念を有せずして道義を無視するが如き非社會的の人々を強制することが出來得るのである。併し、或種の例外を除き、法律を變ずる必要は無いかも知れぬ、何となれば輿論の力は甚だしく有力になつて來て贅澤な遣り方を防止するの目的を達するやうになる見込もあるからである。

注意 併し我々が顧て注意しなくてはならぬことがある。それは、餘り消費を切

吝嗇

り詰め過ぎて吝嗇に陥ると其弊害はよし贅澤の弊害のやうに大なるものではないにしても、餘り大差はないことである。要するに欲望の數と種類とが順當に増加することが人間の進歩に必要であると云ふことを忘れてはならぬ。

有害なる消費

二、有害なる消費 前に贅澤的消費を述べた時に、贅澤は消費者其ものに取りて必ずしも直に直接の害となるものではないと云ふことを述べて置いた。若し斯る害を生ずる場合に於ては、其消費は大抵普通に贅澤とは云はずして有害なる消費と稱するのである。有害なる消費は倫理學者の攻撃を被るは勿論であるが、同時に經濟學者の攻撃も決して之に讓るものでないのは申す迄もないことである。それは何故であるかと云へば、斯る消費は個人的立場から云つても社會的立場から云つても最も大なる浪費であるからである。若し一の國民が其勞力及び資本の大なる量を、其消費が幸福よりも不幸の方を多く生ずるが如き物品の生産や、國民の氣力及び智力の源泉を將來傷ふやうな物品の生産に注入するに至らば、經濟的消費は茲に其跡を絶つて最も憂ふべき有害なる消費が一般のこととなつて來るのは明かなことである。若し社會が斯る有

消費物撰
擇の法則

害なる消費を制止すると云ふことになれば各人容易に生活の資を得て、一層高き欲望を充足し、惡むべき動物的の低き快樂より超越するに至るであらう。

同胞的共
樂

消費物撰擇の諸法則

吾人は自己の欲望の發達に對する大なる現實的充足を比較的小額の支出によりて享け得るやうに努めることが出来る。即ち、(一)吾人は、其性質上獨占的の享樂若くは消費よりも寧ろ同胞共樂的の享樂若くは消費を奨勵しなくてはならぬ。例へば美しき繪畫であるとか、塑像であるとか云ふものは個人々々で之等所有すると云ふことそのものの満足よりも、寧ろ只だ之を見ると云ふことによりて満足するを得る如き美術品であるから、若し斯る種類の美術品に對する同胞共樂的の概念を一般に養成することが出来るならば、最も經濟的に之等の美術品を共同的に購買して其欲望を充足することが出来るのは明かである。更に(二)吾人は消費を調和するの力を養はねばならぬ。先づ手近な例を擧ぐれば、パンとバターとは之を別々に食するよりも一緒に食した方が一層美味いと云ふことは唯でも知つて居ることである。併し乍ら消費の調和は決して斯の如き單純なる場合に限らるるものではない。數個の物品が、そ

消費の調
和